

名古屋市富田工場設備更新事業
に 係 る 環 境 影 響 評 価 書
(廃棄物処理施設の建設)

平成 27 年 7 月

名 古 屋 市

は　　じ　　め　　に

本環境影響評価書は、「名古屋市環境影響評価条例」（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）に基づき、平成 26 年 9 月 24 日に提出した「名古屋市富田工場設備更新事業に係る環境影響評価準備書」（名古屋市, 平成 26 年 9 月）に対する市民等の意見及び環境影響評価審査書における意見を踏まえ、検討を加えた結果をとりまとめたものである。

目 次

第 1 部 環境影響評価に係る事項

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び対象事業の名称	1
1-1 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1
1-2 対象事業の名称及び種類	1
第 2 章 対象事業の目的及び内容	3
2-1 対象事業の目的	3
2-2 事業予定地の位置	5
2-3 対象事業の内容	5
2-3-1 施設概要	5
2-3-2 設備規模	10
2-3-3 処理フロー	12
2-3-4 排ガス処理計画	14
2-3-5 給排水計画	14
2-3-6 施設供用に伴う廃棄物の処理計画	14
2-3-7 施設関連車両に係る計画	14
2-4 工事計画の概要	17
2-4-1 工事予定期間	17
2-4-2 工事概要	17
2-4-3 工事工程	19
2-4-4 工事中の排水計画	19
2-4-5 建設機械及び工事関係車両	20
第 3 章 事前配慮の内容	23
3-1 事業計画に際しての配慮	23
3-2 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮	23
3-3 設備更新工事中を想定した配慮	24
3-4 施設の存在・供用時を想定した配慮	26
第 4 章 事業予定地及びその周辺地域の概況	29
4-1 社会的状況	32
4-1-1 人口及び産業	32
4-1-2 土地利用	36
4-1-3 水域利用	38
4-1-4 交 通	38
4-1-5 地域社会等	45

4-1-6	関係法令の指定・規制等	50
4-1-7	環境保全に関する計画	57
4-2	自然的状況	59
4-2-1	地形・地質等の状況	59
4-2-2	水環境の状況	64
4-2-3	大気環境の状況	65
4-2-4	動植物及び生態系の状況	76
4-2-5	景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	76
第5章	対象事業に係る環境影響評価の項目	77
5-1	環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出	77
5-2	影響を受ける環境要素の抽出	77

第2部 環境影響評価

第1章	大気質	81
1-1	既存設備の解体・撤去による石綿の飛散	81
1-1-1	概要	81
1-1-2	調査	81
1-1-3	予測	82
1-1-4	評価	82
1-2	既存設備の解体・撤去によるダイオキシン類の飛散	83
1-2-1	概要	83
1-2-2	調査	83
1-2-3	予測	85
1-2-4	評価	85
1-3	建設機械の稼働による大気汚染	86
1-3-1	概要	86
1-3-2	調査	86
1-3-3	予測	97
1-3-4	環境保全措置	106
1-3-5	評価	107
1-4	工事関係車両の走行による大気汚染	108
1-4-1	概要	108
1-4-2	調査	108
1-4-3	予測	114
1-4-4	環境保全措置	126
1-4-5	評価	126

1-5 施設の稼働による大気汚染	127
1-5-1 概要	127
1-5-2 調査	127
1-5-3 予測	127
1-5-4 環境保全措置	154
1-5-5 評価	154
1-6 施設関連車両の走行による大気汚染	155
1-6-1 概要	155
1-6-2 調査	155
1-6-3 予測	155
1-6-4 環境保全措置	163
1-6-5 評価	163
第2章 騒音	165
2-1 建設機械の稼働による騒音	165
2-1-1 概要	165
2-1-2 調査	165
2-1-3 予測	167
2-1-4 環境保全措置	172
2-1-5 評価	173
2-2 工事関係車両の走行による騒音	174
2-2-1 概要	174
2-2-2 調査	174
2-2-3 予測	176
2-2-4 環境保全措置	179
2-2-5 評価	179
2-3 施設の稼働による騒音	180
2-3-1 概要	180
2-3-2 調査	180
2-3-3 予測	180
2-3-4 環境保全措置	184
2-3-5 評価	184
2-4 施設関連車両の走行による騒音	185
2-4-1 概要	185
2-4-2 調査	185
2-4-3 予測	185
2-4-4 環境保全措置	189
2-4-5 評価	189

第 3 章 振 動	191
3-1 建設機械の稼働による振動	191
3-1-1 概 要	191
3-1-2 調 査	191
3-1-3 予 測	192
3-1-4 環境保全措置	196
3-1-5 評 価	196
3-2 工事関係車両の走行による振動	197
3-2-1 概 要	197
3-2-2 調 査	197
3-2-3 予 測	200
3-2-4 環境保全措置	202
3-2-5 評 価	202
3-3 施設の稼働による振動	203
3-3-1 概 要	203
3-3-2 調 査	203
3-3-3 予 測	203
3-3-4 環境保全措置	206
3-3-5 評 価	206
3-4 施設関連車両の走行による振動	207
3-4-1 概 要	207
3-4-2 調 査	207
3-4-3 予 測	207
3-4-4 環境保全措置	210
3-4-5 評 価	210
第 4 章 低周波音	211
4-1 概 要	211
4-2 調 査	211
4-3 予 測	214
4-4 環境保全措置	215
4-5 評 価	215
第 5 章 悪 臭	217
5-1 概 要	217
5-2 調 査	217
5-3 予 測	221
5-4 環境保全措置	222
5-5 評 価	222

第 6 章 土 壤	223
6-1 概 要	223
6-2 調 査	223
6-3 予 測	226
6-4 環境保全措置	227
6-5 評 価	227
第 7 章 廃棄物等	229
7-1 工事の実施による廃棄物等	229
7-1-1 概 要	229
7-1-2 調 査	229
7-1-3 予 測	229
7-1-4 環境保全措置	231
7-1-5 評 価	231
7-2 施設の稼働による廃棄物等	232
7-2-1 概 要	232
7-2-2 予 測	232
7-2-3 環境保全措置	233
7-2-4 評 価	233
第 8 章 温室効果ガス等	235
8-1 工事中の温室効果ガス	235
8-1-1 概 要	235
8-1-2 予 測	235
8-1-3 環境保全措置	237
8-1-4 評 価	237
8-2 供用時の温室効果ガス	238
8-2-1 概 要	238
8-2-2 調 査	238
8-2-3 予 測	240
8-2-4 環境保全措置	243
8-2-5 評 価	244
8-3 オゾン層破壊物質	245
8-3-1 概 要	245
8-3-2 調 査	245
8-3-3 予 測	245
8-3-4 評 価	245

第 9 章 安全性	247
9-1 工事中	247
9-1-1 概 要	247
9-1-2 調 査	247
9-1-3 予 測	253
9-1-4 環境保全措置	256
9-1-5 評 価	256
9-2 供用時	257
9-2-1 概 要	257
9-2-2 調 査	257
9-2-3 予 測	257
9-2-4 環境保全措置	260
9-2-5 評 価	260
第 10 章 緑地等	261
10-1 概 要	261
10-2 調 査	261
10-3 予 測	261
10-4 環境保全措置	262
10-5 評 価	262
第 3 部 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	
第 1 章 総合評価	263
第 2 章 調査、予測、環境保全措置及び評価の概要	264
第 4 部 事後調査に関する事項	289
第 5 部 環境影響評価手続きに関する事項	
第 1 章 環境影響評価の手順	293
第 2 章 環境影響評価書作成までの経緯	295
第 3 章 市民等の意見の概要及び市長の意見に対する事業者の見解	297
3-1 環境影響評価方法書における意見に対する事業者の見解	297
3-2 環境影響評価準備書における意見に対する事業者の見解	330
第 6 部 環境影響評価業務委託先	387
【用語解説】	389

[略称等]

以下に示す条例名等については、略称を用いた。

条 例 名 等	略 称
「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 7 号）	「愛知県生活環境保全条例」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）	「名古屋市環境保全条例」
環境影響評価方法書	方法書
環境影響評価準備書	準備書
環境影響評価書	評価書
環境影響評価審査書	審査書
東海旅客鉄道 関西本線	JR 関西本線
近畿日本鉄道 名古屋線	近鉄名古屋線
大気汚染常時監視測定局	常監局
一般環境大気測定局	一般局
自動車排出ガス測定局	自排局

また、事業予定地周辺の道路のうち、主要県道 59 号の路線名については、平成 23 年 4 月に「名古屋第二環状線」から「名古屋中環状線」に名称変更されており、現在建設中である「名古屋第二環状自動車道」を含む「名古屋環状 2 号線」と混同するおそれがあることから、名称変更以前のデータについても「名古屋中環状線」を用いた。

[準備書からの訂正等]

評価書の作成にあたり、準備書に対する市民等の意見及び市長の意見を反映するとともに、準備書の内容を読みやすく、かつ、わかりやすくするために、表現や図表等の修正及び追加を行った。

準備書の内容から修正を行った箇所（単純な誤字等は除く）及び新たな内容を追加した箇所については下線を付加した。なお、新たに項目を追加した場合、または項目内の内容を全面的に修正した場合は、見出しに下線を、図表等を全面的に修正または新たな図表等を追加した場合は図表等の表題に下線を付加した。

第 1 部 環境影響評価に係る事項

第 1 章	事業者の名称、代表者の氏名及び 対象事業の名称	1
第 2 章	対象事業の目的及び内容	3
第 3 章	事前配慮の内容	23
第 4 章	事業予定地及びその周辺地域の概況	29
第 5 章	対象事業に係る環境影響評価の項目	77

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名
及び対象事業の名称

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び対象事業の名称

1-1 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕 名古屋市

〔代 表 者〕 名古屋市長 河村たかし

〔所 在 地〕 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

1-2 対象事業の名称及び種類

〔名 称〕 名古屋市富田工場設備更新事業

〔種 類〕 廃棄物処理施設の建設（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設の設置）

第2章 対象事業の目的及び内容

第2章 対象事業の目的及び内容

2-1 対象事業の目的

市民が衛生的で安心、快適な都市生活を送るために、市民生活及び事業活動から排出されるごみを適正に処理することが必要であり、さらには環境に配慮した循環型社会を形成していくため、ごみの減量化、資源化が喫緊の課題となっている。

名古屋市ではこのような状況を踏まえ、ごみ処理全体の将来計画として、「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画」を平成20年に定めており、図1-2-1に示すように、年間のごみ処理量を平成18年度の70万トンから、ごみ処理工場1工場分の処理量に相当する16万トンを削減し、平成32年度には54万トンとすることを目標としている。その後、名古屋市の年間ごみ処理量は、図1-2-2に示すように推移している。

現在、稼働している名古屋市のごみ焼却施設は南陽、猪子石、五条川及び鳴海の4工場であり、富田工場は平成21年3月から休止している。このうち、南陽工場は、稼働中の他の工場の概ね3倍の設備規模を有している。

この南陽工場を休止する際には、上記基本計画のごみ処理量の削減目標達成を前提としても、図1-2-3に示すように、概ね2工場分の処理能力不足を生じることとなるため、代替施設の整備が必要となる。工場規模を平準化しリスクの分散を図り、将来的には計画的な更新又は改修のローテーションを確立するため、2工場の整備（北名古屋工場（仮称）の建設と、休止中の富田工場の再稼働）を行うこととし、富田工場の再稼働にあたっては、老朽化した設備を更新することが必要であることから、本事業を行うものである。

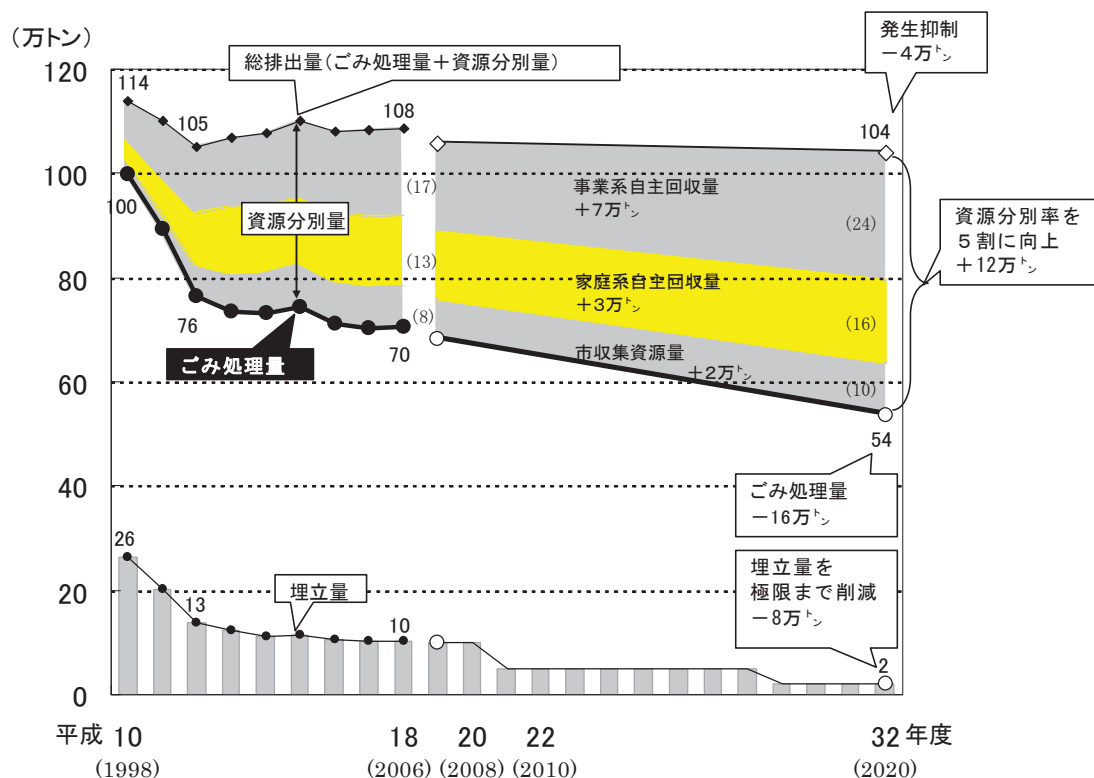


図1-2-1 ごみ処理量将来計画（名古屋市分）
（「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画」から引用）

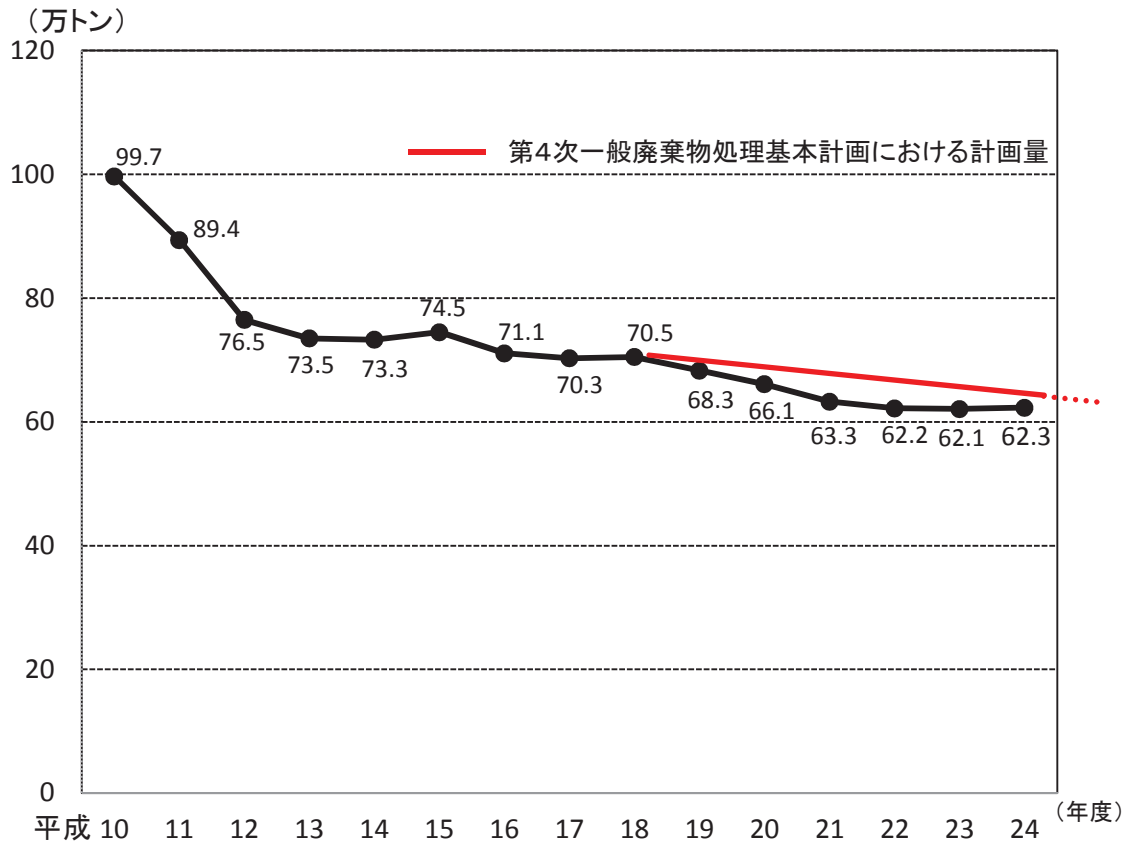


図 1-2-2 年間ごみ処理量の推移（名古屋市分）

（「名古屋ごみレポート「13 版」」のデータを引用）

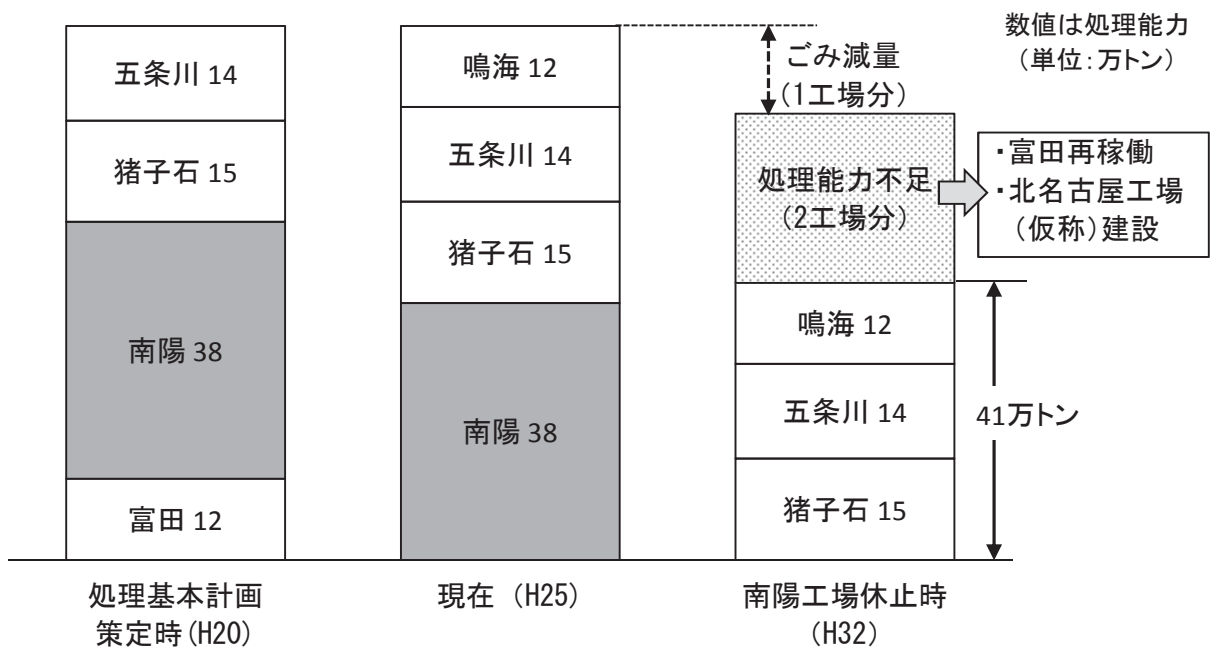


図 1-2-3 南陽工場休止時への対応

2-2 事業予定地の位置

名古屋市中川区吉津四丁目 3208 番地（図 1-2-4 参照）

2-3 対象事業の内容

本市が策定した「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」では「既存建屋については有効活用を図る（建屋は設備よりも耐用年数が高い）」としている。

そのため、本事業では、新耐震基準を満たしている既存建屋については解体せずにそのまま再利用し、内部の既存設備を解体・撤去、新規設備を設置する設備更新工事を行うこととした。

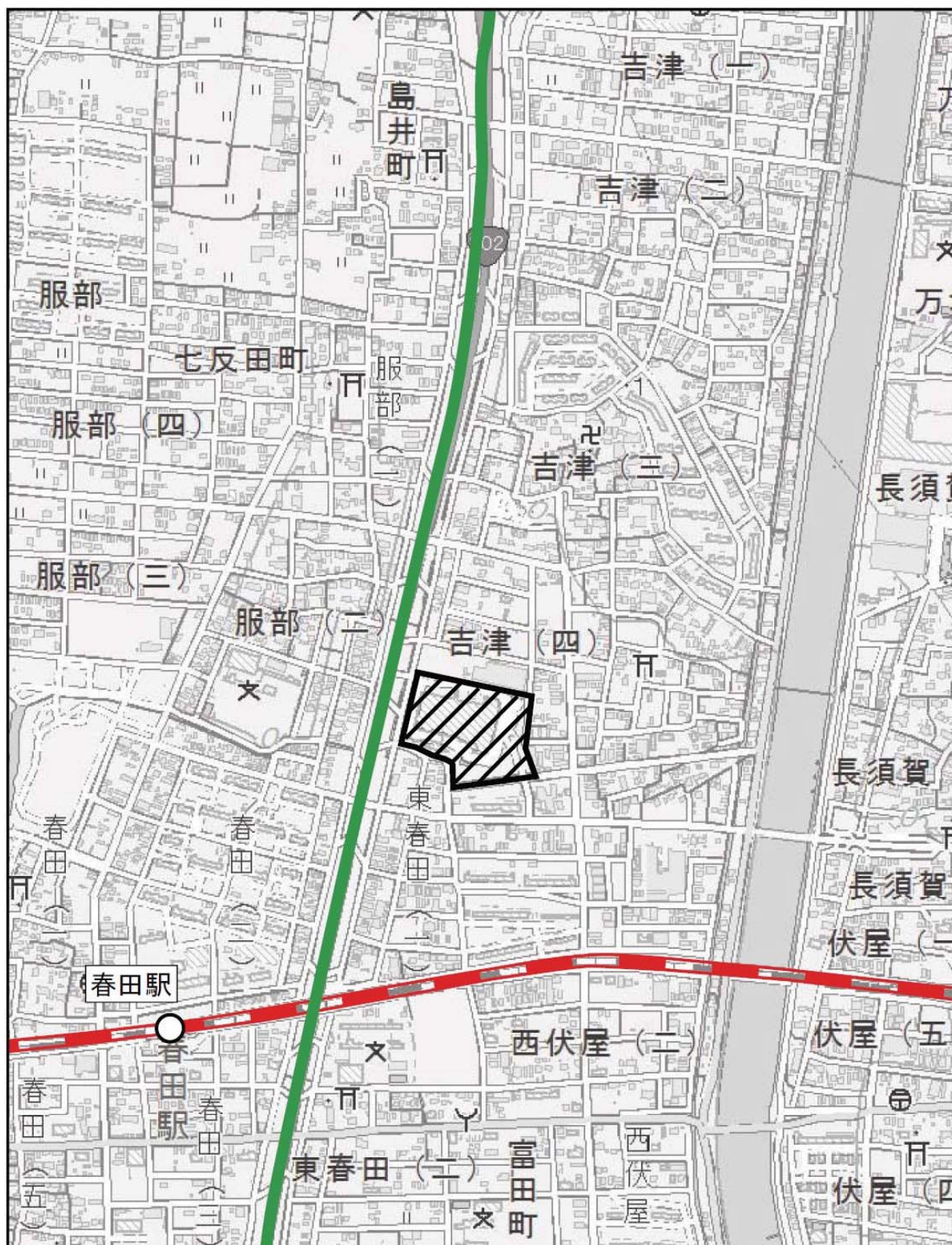
なお、富田工場は平成元年に竣工しており、建設時には「名古屋市環境影響評価指導要綱」（昭和 54 年名古屋市告示第 47 号）に基づき手続きを行った。（資料 1－1（資料編 p. 1）参照）

本事業では、既存設備の撤去及び新規設備の設置は建屋内で可能な限り作業を行い、搬出入に関しては、屋根の一部を開口するなどして行うこととしており、工事中の周辺環境への影響（騒音、振動及び粉じんなど）を極力抑えるよう計画している。

2-3-1 施設概要

計画施設の概要は、表 1-2-1 に示すとおりである。既存建屋を活用するため、設備更新後も工場棟等の基本的なレイアウトに変更は生じない。

現況の建物は写真 1-2-1 に、配置図は図 1-2-5 に、立面図は図 1-2-6(1), (2) に示すとおりである。



凡
例

-  : 事業予定地
-  : 国道302号
-  : JR関西本線



図 1-2-4

事業予定地の位置及び区域

表 1-2-1 施設概要

項 目	概 要	
	既存施設（設備更新前）	計画施設（設備更新後）
地 域 ・ 地 区	準工業地域、準防火地域、 絶対高 31m高度地区、緑化地域	同左
建 物 構 造	(工場棟) 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 2 階地上 5 階建 高さ 25.0m (管理棟) 鉄筋コンクリート造 地上 3 階建 高さ 13.7m (煙 突) 鉄筋コンクリート造 高さ 59.9m	同左
敷 地 面 積	約 25,000m ²	同左
建 築 面 積	約 21,000m ²	同左
処 理 対 象 ご み	可燃ごみ等	同左
設 備 規 模	450 トン/日 (150 トン/日・炉×3 炉)	450 トン/日 (150 トン/日・炉×3 炉)
処 理 方 式	ストーカ式焼却炉 (24 時間連続運転)	ストーカ式焼却炉 (24 時間連続運転)
排ガス量(湿り) (1 炉あたり)	約 48,000m ³ _N /h【実測値】	約 50,000m ³ _N /h【計画値】
排 ガ ス 処 理	炉内噴霧(尿素水) 反応塔(消石灰スラリー) 煙道活性炭噴射 電気集じん器	ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸 化物、塩化水素、ダイオキシン 類等を除去する。 処理方法の詳細は未定
排 水 計 画	凝集沈殿・回転円板式生物処理・ 凝集沈殿・ろ過・吸着・滅菌 →再利用、一部下水道放流	工場系排水及び生活系排水は、 排水処理設備にて処理した後、 計画施設内で極力再利用し、 一部は下水道放流とする。 <u>雨水も下水道に放流する。</u> 処理方法の詳細は未定
余 熱 利 用	蒸気タービン発電 6,000KW 温水プール、地域センター等への 給電・給湯・冷暖房 工場内給湯・冷暖房	蒸気タービンによる発電(規模 は未定)、温水プール、地域セ ンター等への給電・給湯・冷暖 房、工場内給湯・冷暖房に利用 する。
緑 化 計 画	緑化率約 30%	現状の緑化率の維持に努める。
竣工・供用開始年	平成元年	平成 32 年予定

注) 既存施設稼働時の平成 16 年度から平成 20 年度の排ガス濃度、排水等の測定結果については、資料
1-2(資料編 p.2)を参照。



(平成 24 年 8 月撮影)

写真 1-2-1 現況建物（南東側から）

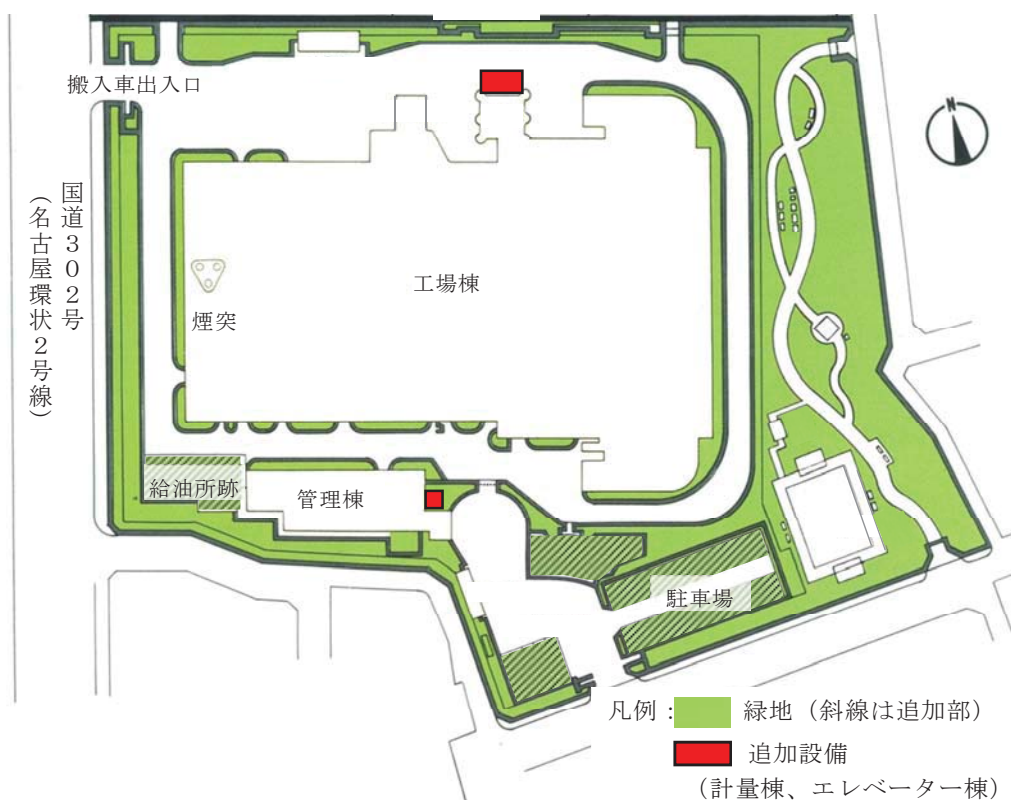


図 1-2-5 配置図 (計画)

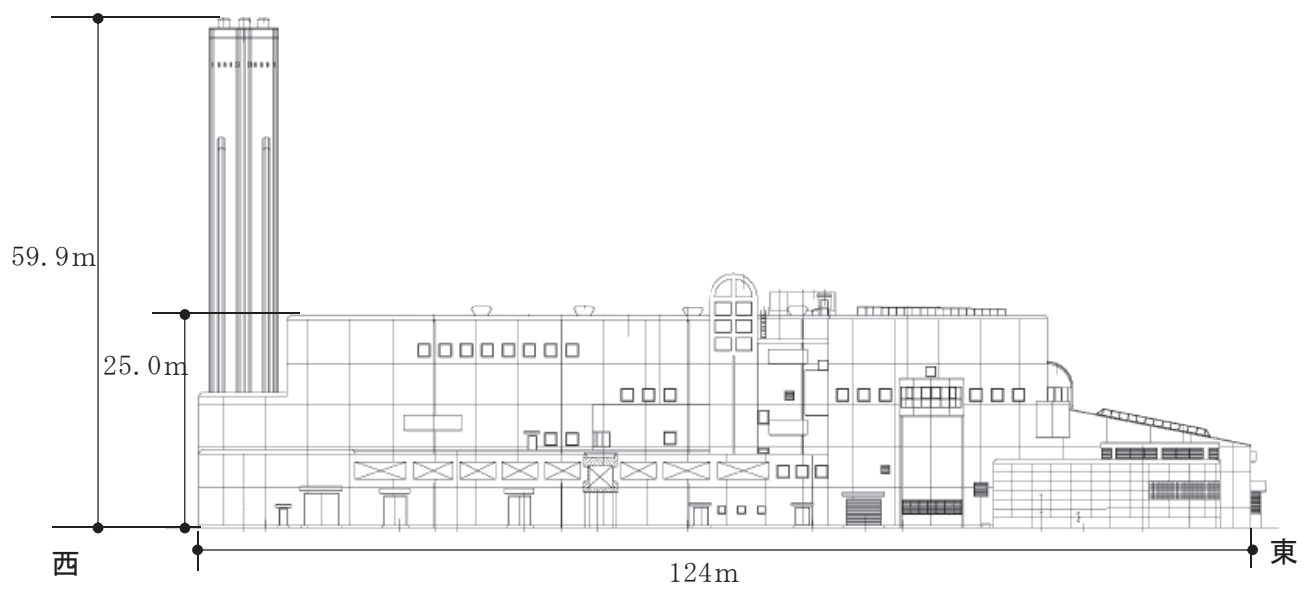


図 1-2-6(1) 立面図（南側から）

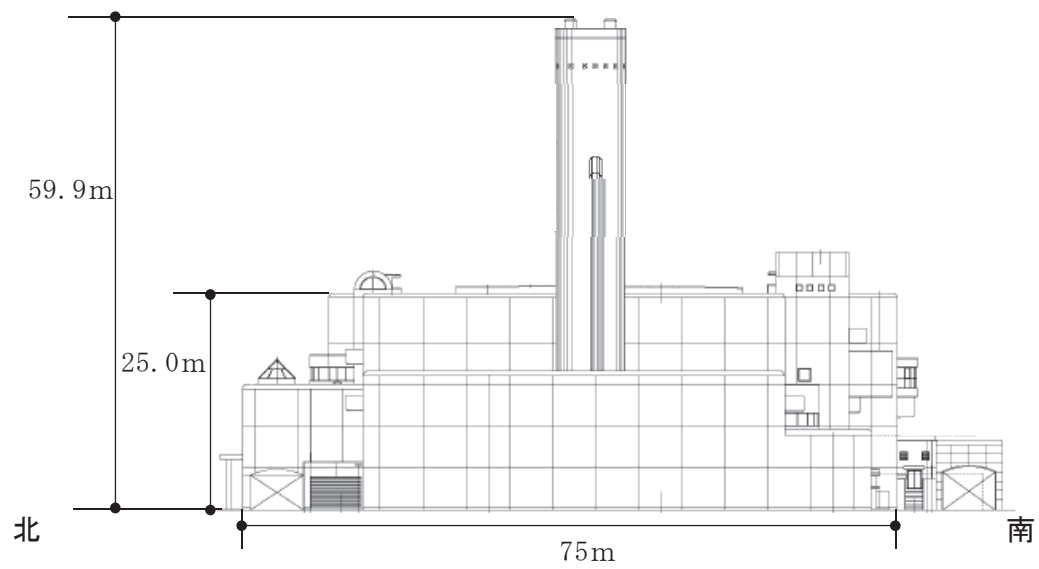


図 1-2-6(2) 立面図（西側から）

2-3-2 設備規模

計画施設の設備規模は、既存施設の設備規模及び工場規模の平準化を考慮し、既存施設と同じ 450 トン/日（150 トン/日・炉×3 炉）とした。以下に、平成 32 年に南陽工場を休止した際に必要となる焼却施設の設備規模の考え方を示す。

(1) 平成32年度に新設する施設の設備規模

ア 年間ごみ処理量

「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画」において、平成32年度におけるごみ処理量は市外からの搬入分を含めて60万トン/年としている。さらに、平成22年度からは北名古屋市及び豊山町のごみを受け入れるようになり、これにより平成32年度におけるごみ処理量は合計で63万トン/年となった。その内訳を以下に示す。

【平成32年度のごみ処理量内訳】

名古屋市	清須市、 あま市（一部）	北名古屋市、 豊山町 ^{注1)}	不確定リスク ^{注2)}	計
54万トン/年	2万トン/年	3万トン/年	4万トン/年	63万トン/年

注) 1: 「北名古屋市一般廃棄物処理基本計画（平成22年3月）」及び「豊山町一般廃棄物処理基本計画（平成22年3月）」による。

2: 生産者等による発生抑制や資源化等(拡大生産者責任)が徹底されることにより、本来であればごみにはならないものなど。市民の努力だけでは達成が担保されないため、ごみとして処理されるものとしている。

イ 1日あたりのごみ処理量の算出

法定点検などの定期整備や、炉やボイラの清掃を含めた補修作業が必要なため、稼働率を概ね7割とする。

$$1日あたりのごみ処理量 = 63万トン/年 \div (365日 \times 稼働率) \approx 2,470 \text{ トン/日}$$

ウ 季節変動等の考慮

年間を通して安定した処理を行う上で、季節変動などを考慮すると10%程度の余力が必要となる。

$$1日あたりのごみ処理量（季節変動等を考慮）= 2,470 \text{ トン/日} \times 1.1 \approx 2,720 \text{ トン/日}$$

エ 平成32年度に新設する施設の設備規模

季節変動等を考慮した1日あたりのごみ処理量から平成32年度も引続き稼働している施設の設備規模を差し引いたものが必要な設備規模となる。

【平成32年度に引続き稼働している施設の設備規模】

工場名	鳴海工場	五条川工場	猪子石工場	計
設備規模	450 トン/日 ^{注)}	560 トン/日	600 トン/日	1,610 トン/日

注) 鳴海工場はごみと併せて他工場焼却灰の処理も行っていることから、他工場焼却灰分を除いた450トン/日を設備規模とする。

新たに必要となる設備規模

= 1日あたりのごみ処理量（季節変動等を考慮）－ 平成32年度も引続き稼働している施設の設備規模

= 2,720トン/日 － 1,610トン/日 = 1,110トン/日

(2) 富田工場の設備規模

平成32年度には、北名古屋工場（仮称）を新設することとしており、富田工場と合わせて2工場で1,110トン/日の設備規模が必要となる。そのため、既存施設の規模及び工場規模の平準化を考慮し、富田工場の設備規模は既存施設と同じ450トン/日とし、北名古屋工場（仮称）は660トン/日とした。

2-3-3 処理フロー

ストーカ炉は、可動するストーカ上でごみを移動させながら、時間をかけてストーカ下部から吹き込まれる燃焼用空気により、乾燥→燃焼→後燃焼の3段階を経て焼却が行われ、ごみ中の不燃物及び灰分の大部分は、ストーカ終端から排出され、灰ピットにて保管される。一方、灰分の一部は燃焼ガス中に移行し、飛灰として排ガス処理設備により集じんされ、飛灰処理装置にて処理された後、飛灰ピットにて保管される。

処理フローを図 1-2-7 に、焼却の流れの模式図を図 1-2-8 に、ストーカ炉内部の写真を写真 1-2-2 に示す。

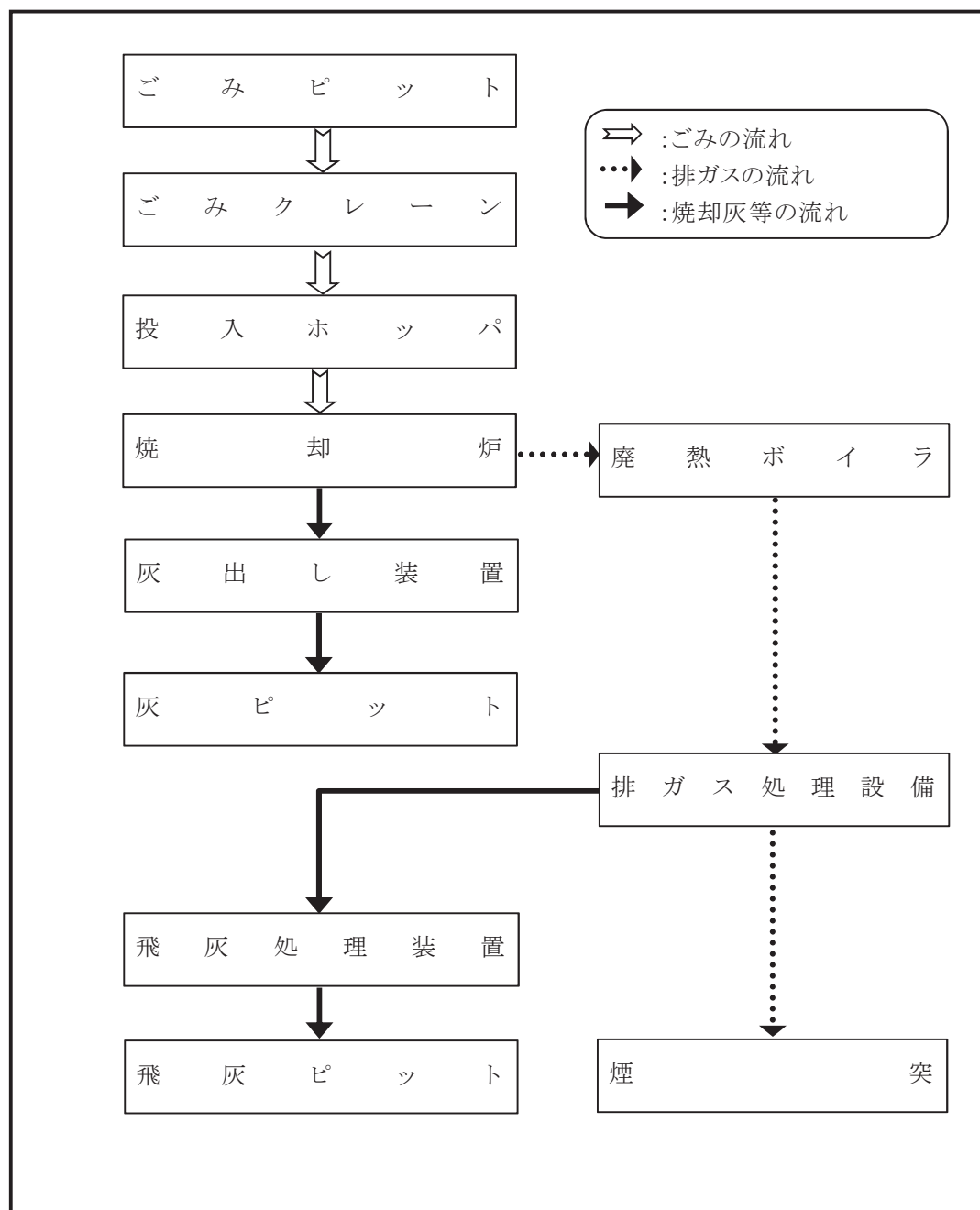


図1-2-7 処理フロー

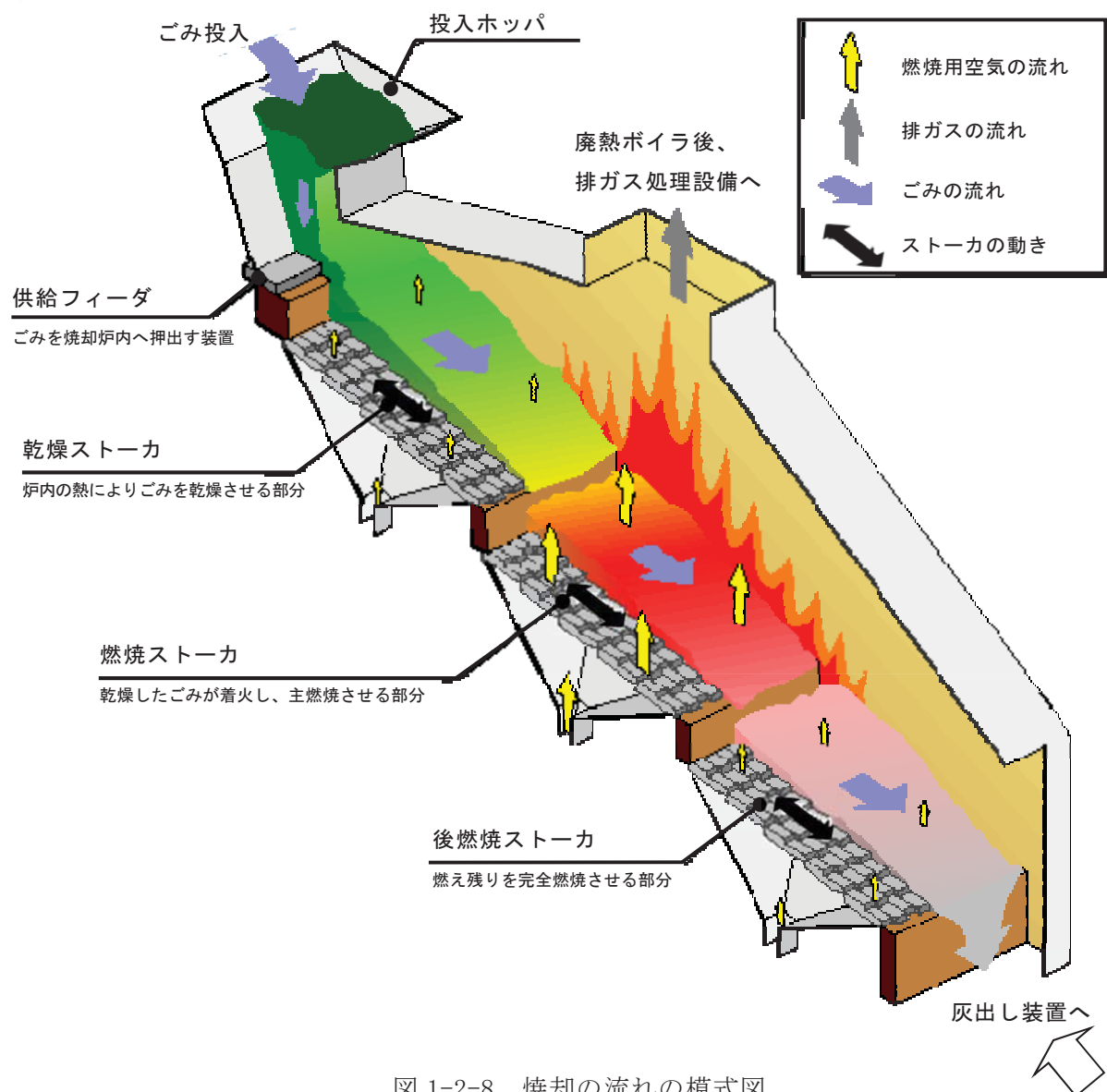


図 1-2-8 焼却の流れの模式図

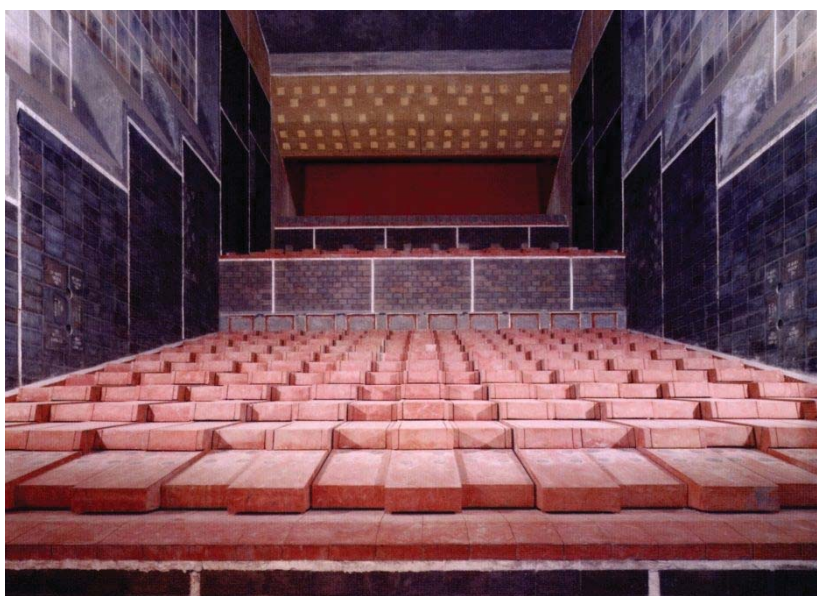


写真 1-2-2 ストーカ炉内部 (図 1-2-8 の □ から見たところ)

2-3-4 排ガス処理計画

計画施設での排ガス処理の計画を表 1-2-2 に示す。

排ガス処理設備の詳細については未定であるが、表中の排ガス濃度を遵守するために適切な排ガス処理設備を設置する。

2-3-5 給排水計画

計画施設での給排水フローの計画図を図 1-2-9 に示す。

用水は水道用水のみを使用する。施設で発生する工場系排水及び生活系排水は排水処理設備で処理した後、施設内で可能な限り再利用し、一部は下水道放流する。また、雨水についても下水道へ放流する。

2-3-6 施設供用に伴う廃棄物の処理計画

計画施設供用時には廃棄物として、焼却に伴う焼却灰及び飛灰並びに排ガス処理及び排水処理に伴う汚泥が発生する。

焼却灰及び飛灰は、それぞれ建屋内のコンクリート製の灰ピット及び飛灰ピットにて保管した後、事業予定地外へ搬出する。焼却灰等の処分は埋立を予定しているが、資源化することについても検討を行う。

汚泥については、排ガス処理方法及び排水処理方法により性状、発生量が異なるが、脱水処理による減容化等を行い、処分する計画である。汚泥の処分については、焼却灰等と同様に処分もしくは資源化の検討を行う。

2-3-7 施設関連車両に係る計画

計画施設供用時のごみ収集車、灰搬出車両及び薬品等搬入車両（以下「ごみ収集車等」という。）の計画施設への主な走行ルートを図 1-2-10 に示す。

ごみ収集車等の計画施設への出入りは国道 302 号に隣接する西側出入口から行う。ここには「富田工場前」信号が設置されており、この信号に従い出入りする。ごみ及び薬品等の搬入、灰の搬出は日曜日を除く午前 6 時から午後 5 時まで行う計画である。平成 32 年度における計画施設へのごみ収集車の搬入台数は 1 日あたり 293 台、灰搬出車両及び薬品等搬入車両は合計で 1 日当たり 13 台を計画している（資料 1－3（資料編 p.7）参照）。入場したごみ収集車等は、原則として来場した方向に戻ることにしている。

表 1-2-2 排ガス処理計画

項 目		内 容	
排ガス処理設備		集じん装置	ばいじん、ダイオキシン類除去
		有害ガス除去装置	塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類等除去
排ガス諸元	排ガス量（湿り）		約50,000m ³ _N /時・炉
	排ガス量（乾き）		約42,000m ³ _N /時・炉
	煙突高さ		59.9m
	煙突形状		外筒1本、内筒各炉1本
	排ガス濃度 （酸素濃度 12%換算値）	ばいじん	0.01g/m ³ _N 以下
		窒素酸化物	25ppm以下
		硫黄酸化物	10ppm以下
		塩化水素	10ppm以下
ダイオキシン類		0.05ng-TEQ/m ³ _N 以下	
水銀		0.03mg/m ³ _N 以下	

ごみの受入れから排ガス処理までの流れ

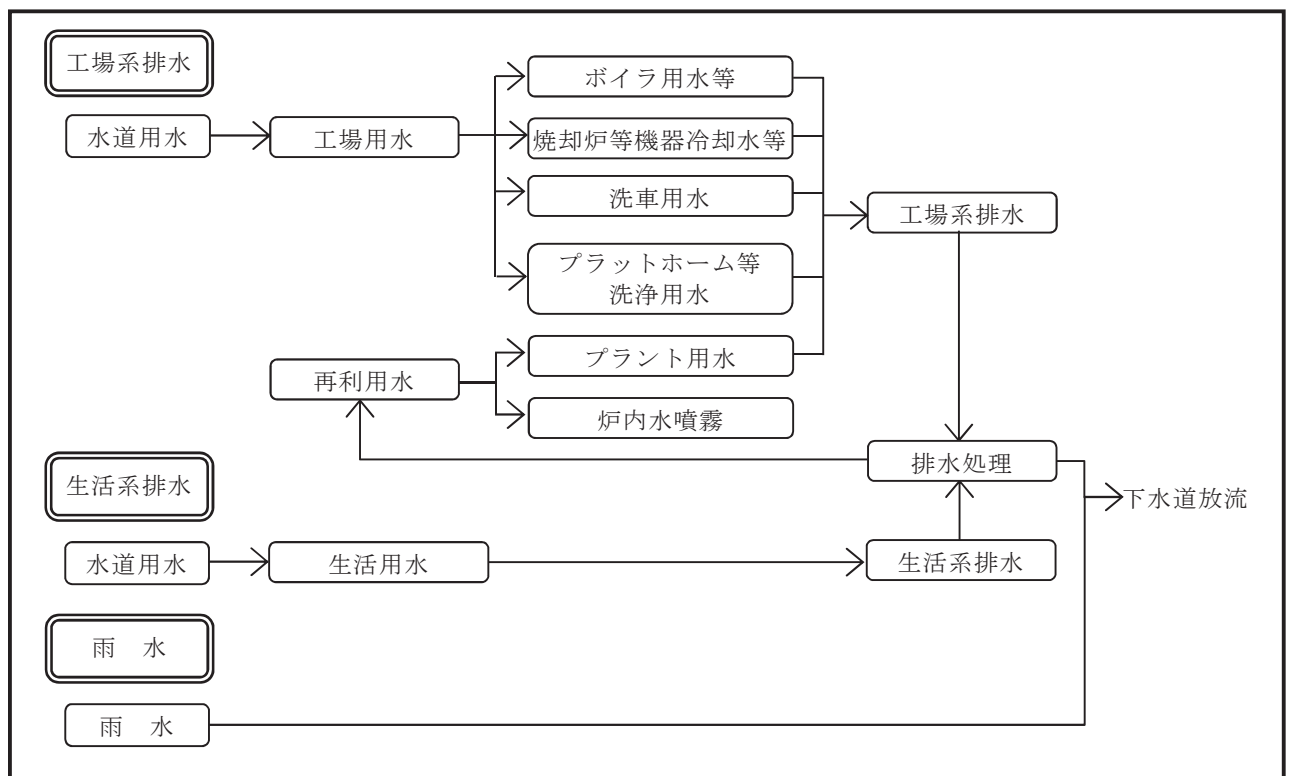
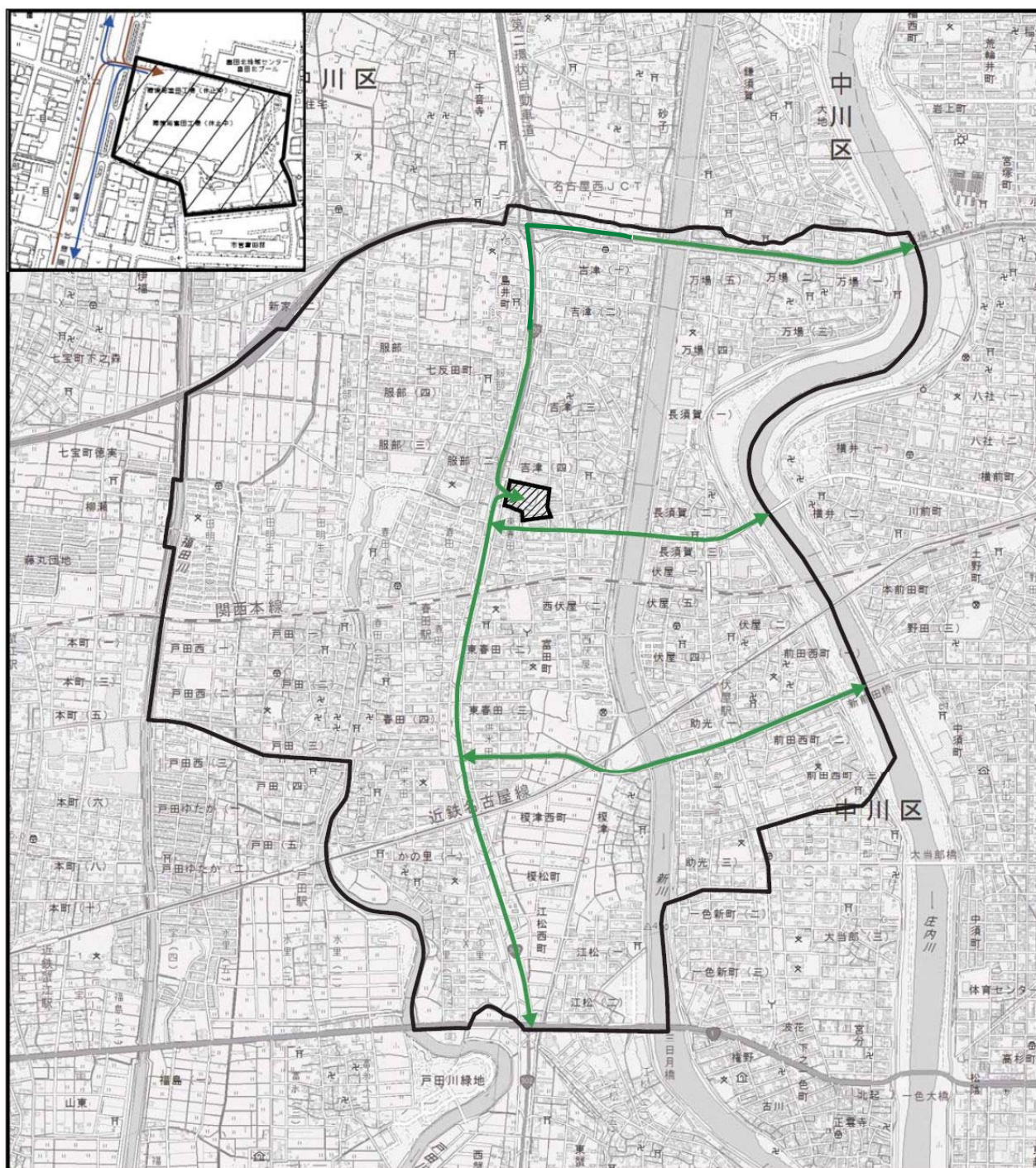


図 1-2-9 給排水フロー（計画図）



凡
例

-  : 事業予定地
-  : 主な走行ルート
-  : 入場車両走行ルート
-  : 出場車両走行ルート



図 1-2-10
ごみ収集車等の
走行ルート図

2-4 工事計画の概要

2-4-1 工事予定期間

平成 27 年度～平成 32 年度（試運転期間を含む）

2-4-2 工事概要

設備更新の主な流れを図 1-2-11 に示す。

解体撤去工事に入る前に、建屋内で古い設備に付着しているダイオキシン類の除去作業を完了させる。

撤去する設備の位置にあわせて屋根（ALCパネル）の一部を取り外し、設備の解体撤去を行う。解体作業は、騒音を抑えるよう、可能な限り建屋内で行う。解体撤去工事完了後、新しい設備を設置し、屋根のパネルを元に戻す。

なお、撤去する設備は、焼却炉本体や煙道をはじめとする設備で、主なものを図 1-2-12 に示す（撤去する設備の詳細は、資料 1－4（資料編 p.9）参照）。また、工事において取り外す屋根の範囲を図 1-2-13 に示す。開口部は分割し、撤去する設備の搬出又は設置する設備の搬入に必要な範囲のみを開口する計画としており、同時に全体を開口することはない。

その他、計量棟の増設、管理棟エレベーターの増設、給油所（軽油、ガソリン）の廃止などの改修工事を計画している。

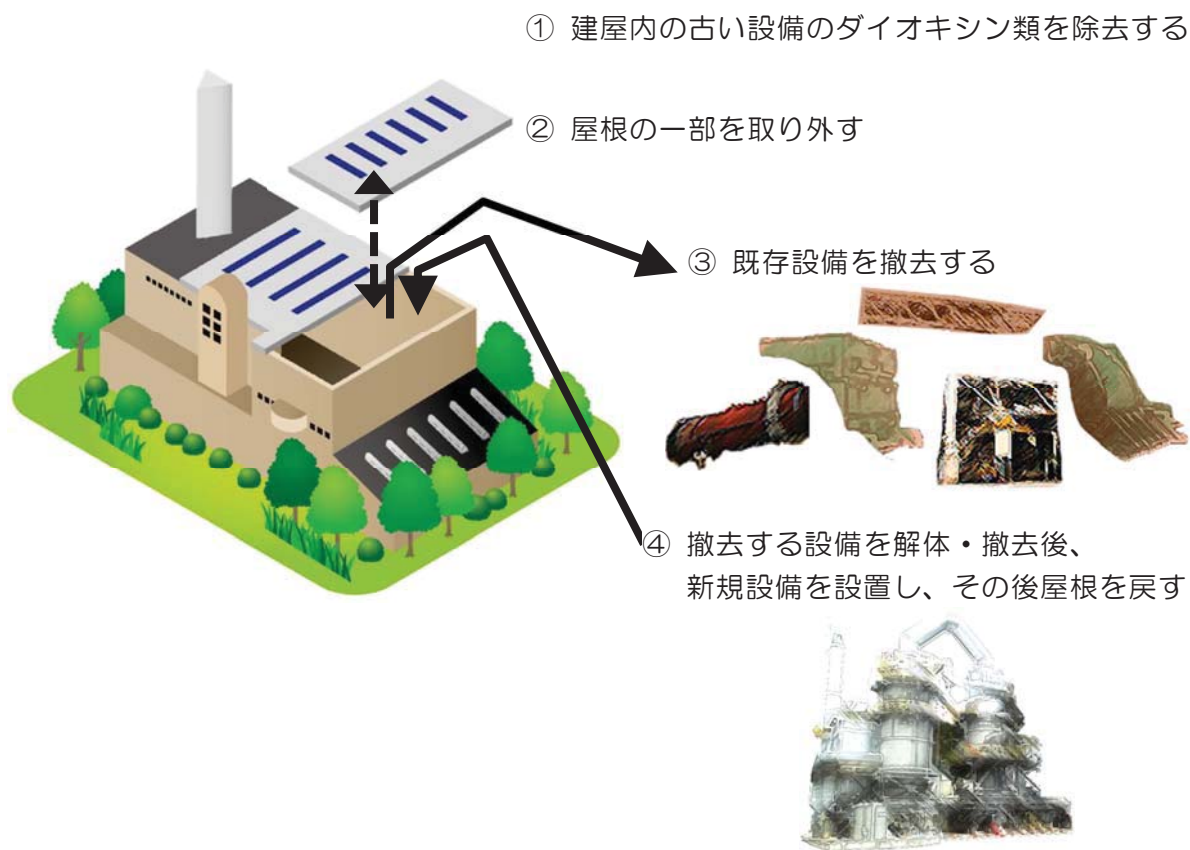


図 1-2-11 設備更新の主な流れ（模式図）

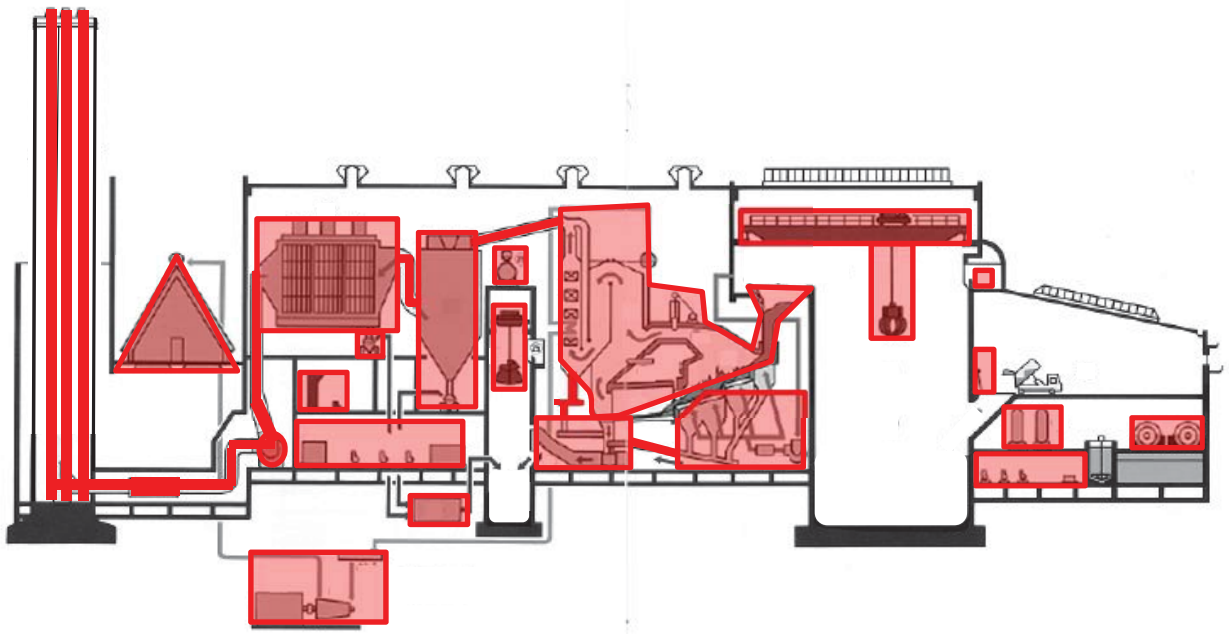


図 1-2-12 撤去する主な設備（赤枠内）（南側から見た図）

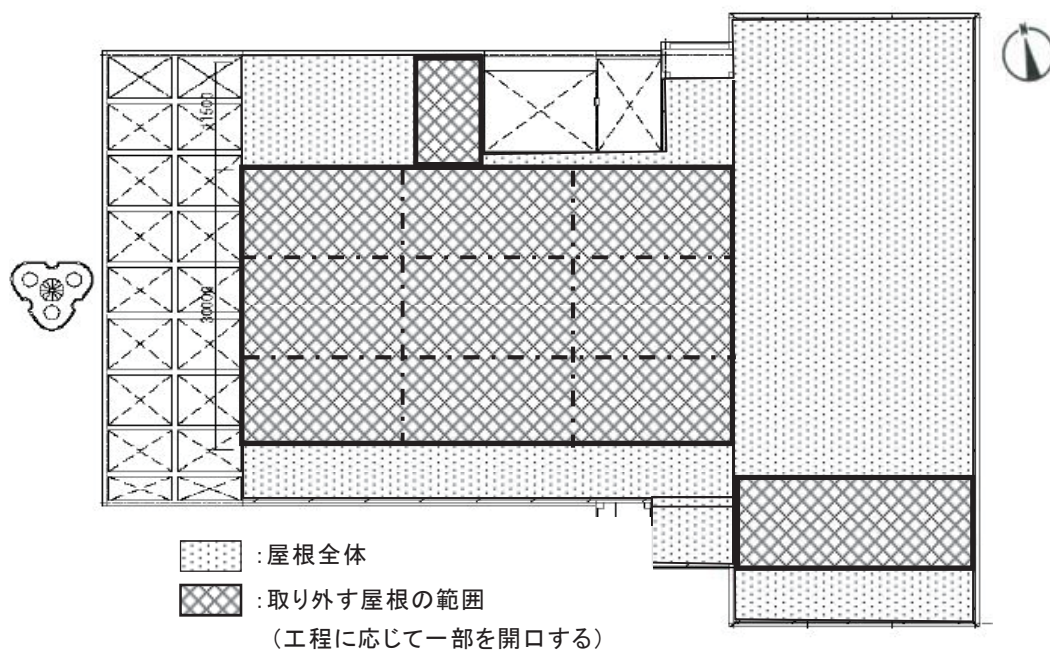


図 1-2-13 取り外す屋根の範囲（上面から見た図）

2-4-3 工事工程

工事工程表は、表 1-2-3 に示すとおりである。

工事は日曜日を除く平日、土曜日及び祝日に行う。ただし、祝日においては、法令で規制される作業は行わない。

表 1-2-3 工事工程表

工程 \ 経過月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
調査・解体準備工事	■	■	■	■																								
解体撤去工事					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■							
設備更新準備																					■	■	■	■	■			
設備更新工事																									■	■	■	■
試運転・性能検査等																												

工程 \ 経過月数	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
調査・解体準備工事																												
解体撤去工事																												
設備更新準備																												
設備更新工事	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■						
試運転・性能検査等																						■	■	■	■	■	■	■

2-4-4 工事中の排水計画

工事中は公共下水道に排水する計画である。排水にあたっては、必要に応じて排水処理装置を設置する。

なお、ダイオキシン類除去作業の洗浄排水は、凝集沈殿設備等により処理を行う。処理水は公共下水道へ放流し、生じた汚泥はダイオキシン類の濃度測定を行ったうえで、産業廃棄物として適正に処理する。

2-4-5 建設機械及び工事関係車両

(1) 建設機械（資料 1－5（資料編 p.12）参照）

主な建設機械の月別稼働台数は、図 1-2-14 に示すとおりである。

稼働台数が最大となるのは、工事着工後 15 ヶ月目である。建設機械の稼働による大気質への影響については、工事期間中の連続する 1 年間の汚染物質の排出量が最も多くなる時期を設定することとして排出量を算出した結果、予測の対象時期は工事着工後 8～19 ヶ月目とした。

騒音及び振動の影響が最大となる時期は、表 1-2-4 のとおり工事着工後 15 ヶ月目とした。

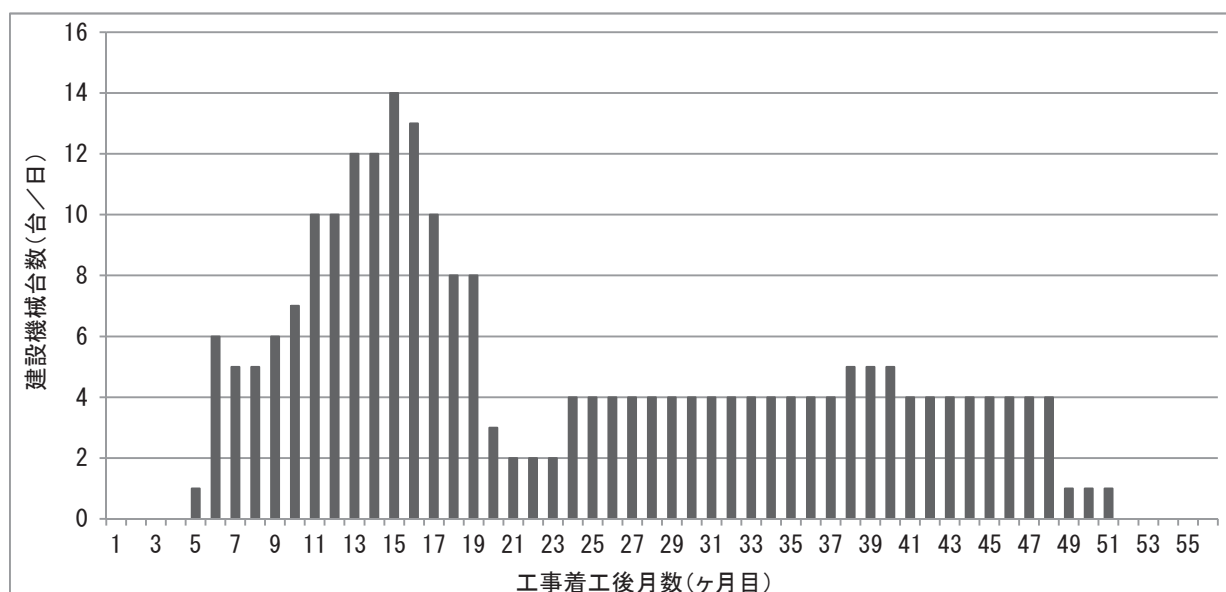


図 1-2-14 建設機械の稼働台数

表 1-2-4 建設機械の稼働による大気質、騒音及び振動の影響が最大となる時期

環境要素	影響が最大となる時期	工事内容
大気質	工事着工後 8～19 ヶ月目	解体撤去工事
騒音	〃 15 ヶ月目	
振動	〃 15 ヶ月目	

注) 「影響が最大となる時期」について、大気質は 12 ヶ月間の排出量が最大となる時期を、騒音及び振動は、施工期間中における合成騒音レベル、合成振動レベルがそれぞれ最大となる月を示す。

(2) 工事関係車両（資料 1－6（資料編 p.15）参照）

工事関係車両の月別走行台数は、図 1-2-15 に示すとおりである。

走行台数が最大となるのは、工事着工後 43 ヶ月目である。また、工事関係車両の走行による大気質、騒音の影響が最大となる時期は工事着工後 43 ヶ月目、振動の影響が最大となる時期は工事着工後 26 ヶ月目とした。

工事関係車両の走行ルートは、図 1-2-16 に示すとおりである。

事業予定地への工事関係者の出入りは、原則、事業予定地の西側から行う計画である。ただし、工事期間中は名古屋環状 2 号線の工事が行われていることから、国道 302 号を南から事業予定地に入ることにはできない見込みである。そのため、事業予定地に入る車両は県道津島七宝名古屋線、県道名古屋蟹江弥富線もしくはそれ以北から国道 302 号に入り南下し、「富田工場前」信号にて左折して入る。また、事業予定地を出る車両は同じ「富田工場前」信号で左折して国道 302 号に入り、国道 1 号または国道 23 号まで南下し東西に分岐する計画である。

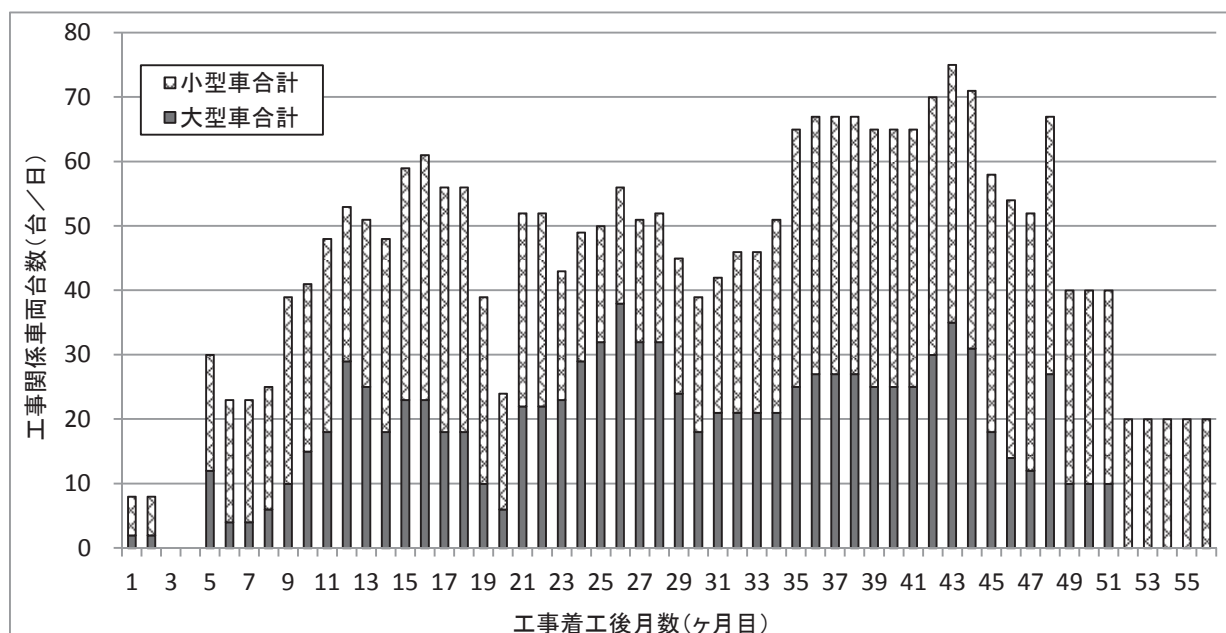
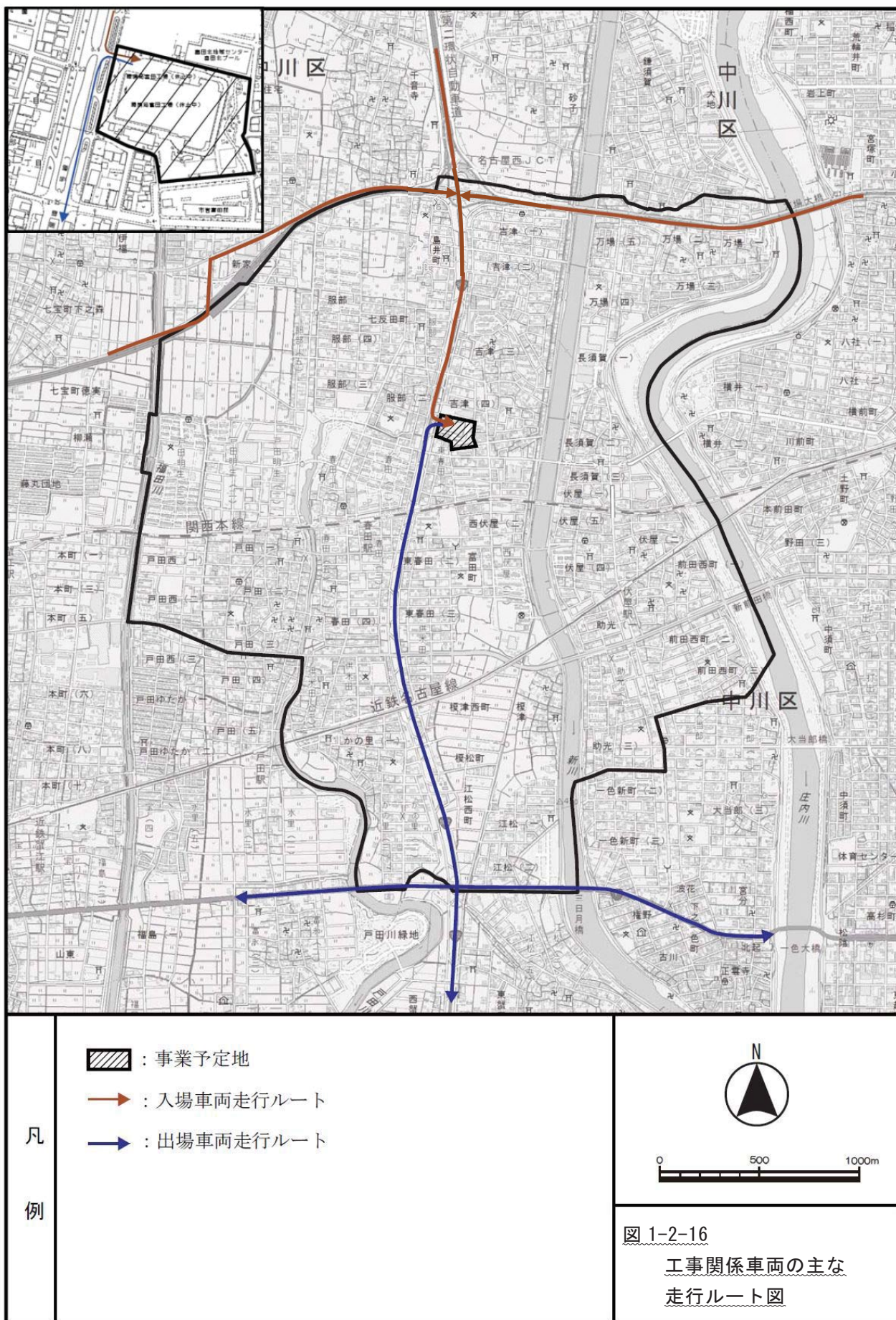


図 1-2-15 工事関係車両の走行台数



第 3 章 事前配慮の内容

第3章 事前配慮の内容

3-1 事業計画に際しての配慮

本設備更新事業に当たっては、既存設備の解体は建屋内で行い、必要最小限の開口部から撤去することを計画している。そのため、設備更新工事に伴い発生する騒音や振動、粉じんなどの問題については、建屋内で設備の解体を行うことで周辺環境への影響を可能な限り小さくすることができる。

また、本設備更新事業は、工場の建て替えを実施する場合に比べ、騒音や粉じん等による周辺環境への影響、工事中の廃棄物量などが減少するとともに、既存建屋を再利用することから、建屋及び煙突形状等による日照、電波障害等への影響も変化せず、基礎の撤去・掘削工などによる地盤や地下水への影響を回避できる。

そのため、今回の富田工場の再稼働にあたっては設備更新を選択することで、周辺環境への環境負荷をより低減できるものと考えている。

3-2 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

表 1-3-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

事前配慮事項			内 容
自然環境 の保全	地盤・地形・地下水	地形等の改変による影響の防止	・既存建屋を再利用し、大規模な土地改変を行わないことで、地盤・地形への影響を回避する。 ・地下水を利用しない計画とすることで、地下水及び地盤への影響を回避する。
	日照障害・電波障害等	日照障害及び電波障害等の防止	・既存建屋を再利用し、日照障害及び電波障害等に変化を生じさせない。
生活環境 の保全	地域分断	地域のコミュニティの分断防止	・既存建屋を再利用し、現在の敷地内で事業を行うことで、地域コミュニティに変化を生じさせない。
	安全性	災害の防止	・既存建屋を再利用し、大規模な土地改変や新たな構造物の設置等を行わないことで、地盤災害等の未然防止に資する。

3-3 設備更新工事中を想定した配慮

表 1-3-2(1) 設備更新工事中を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
生活環境 の保全	環境汚染	設備更新工事に伴う公害の防止	・既存設備の解体作業前に石綿使用状況の調査を行う。調査の結果、石綿の使用が判明した場合、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011」（平成 24 年環境省）に従って除去する。なお、飛散性の石綿が確認された場合は、大気汚染防止法の作業基準を遵守する。 ・既存設備の解体作業前に「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 13 年厚生労働省）に従ってダイオキシン類を除去するとともに、除去作業前、作業中及び作業後に大気中のサンプリング調査を行う。 ・ダイオキシン類除去作業時の洗浄水などの排水は、集水し、必要な水処理装置で処理を行った後に、公共下水道へ放流する。 ・既存設備の解体作業は、できる限り建屋内で行うことで粉じんの発生を抑制する。また、建屋外で設備の解体を行う必要がある場合には必要に応じて散水を実施するとともに、粉じん防止用シートを使用する。 ・外構工事を行う場合には、必要に応じて散水の実施等を行うことで、粉じんの飛散抑制に努める。 ・既存設備の解体作業は、できる限り建屋内で行うことで騒音の発生を抑制する。また、敷地境界に仮囲いを設置するとともに、建屋外で設備の解体を行う必要がある場合には、防音シート等を設置する。 ・騒音、振動に関して、特定建設作業の規制に関する基準を厳守するとともに、その他の作業についても特定建設作業の規制に関する基準を遵守するよう努める。 ・使用する建設機械については、排出ガス対策型建設機械や低騒音型建設機械の採用に努める。 ・既存設備の解体作業は、できる限り建屋内で行うことで悪臭の発生を抑制する。 ・工事中に発生する排水の低減に努めるとともに、必要に応じた水処理装置を経て公共下水道に排水することで、一般環境中への排出を抑制する。
		工事関係車両の走行による公害の防止	・工事関係車両については、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、主要幹線道路を走行させ、生活道路に工事関係車両が入らないよう、運転手に対し、走行ルート及び適正な走行の厳守を指導、徹底する。 ・事業予定地に隣接して行われる名古屋環状 2 号線事業の事業者である愛知県国道事務所と連絡を密に行い、工事関係車両が同じ時間帯に集中しないよう可能な限り分散化に努める。 ・工事関係車両の運転者に対し、走行ルート、適正な走行及びアイドリングストップの厳守を指導、徹底する。 ・工事関係車両については、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（平成 22 年愛知県）に準じて、NOx・PM 法車種規制非適合車の使用抑制に努める。

表 1-3-2(2) 設備更新工事中を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
生活環境 の保全	安全性	工事関係車両 の走行に伴う 交通安全の確 保	・工事関係車両については、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、主要幹線道路を走行させ、生活道路に工事関係車両が入らないよう、運転手に対し、走行ルート及び適正な走行の厳守を指導、徹底する。 ・事業予定地への工事関係車両の出入口に警備員を配置し、歩行者等に対する安全確保に努める。
		災害の防止	・作業主任者を選任して、火災などの災害を未然に防止する。
環境負荷 の低減	自動車交 通	工事関係車両 による交通渋 滞の防止	・工事関係車両については、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、運転手に対し、走行ルートの厳守を指導、徹底する。 ・事業予定地に隣接して行われる名古屋環状 2 号線事業の事業者である愛知県国道事務所と連絡を密に行い、工事関係車両が同じ時間帯に集中しないよう可能な限り分散化に努める。
		廃棄物	・建設廃棄物の減量化及び再資源化の推進 ・建設残土・廃棄物の搬出・処分等に伴う影響の防止
	地球環境	建設廃棄物の 減量化及び再 資源化の推進	・工事に伴い発生する廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、建築廃材の分別回収、再資源化及び減量化に努める。 ・搬入物梱包材の再資源化及び減量化に努める。
		建設残土・廃 棄物の搬出・ 処分等に伴う 影響の防止	・発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」（平成 23 年 環境省）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」（平成 23 年 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）に従って適正に処理する。 ・石綿の使用が判明し、石綿含有廃棄物が生じた場合は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 2 版）」（平成 23 年 環境省）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」に従い適正に現場での保管、運搬及び処理を行う。 ・ダイオキシン類除去作業に伴い発生する廃棄物については、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に従い適正に現場での保管、運搬及び処理を行う。
	地球環境	地球環境問題 に対する取り 組みの推進	・工事中の型枠材等の使用に際しては、森林保護の観点から鋼製型枠、特殊型枠、樹脂製型枠等の使用に努める。 ・新規設備の材料を製造する際、二酸化炭素の発生量が少ないものを使用するよう努める。 ・フロン類を用いた設備機器は、既存設備の解体・撤去に伴い、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（平成 13 年法律第 64 号）に基づき、フロン類の回収等適切な対応を行う。

3-4 施設の存在・供用時を想定した配慮

表 1-3-3(1) 施設の存在・供用時を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
生活環境の保全	環境汚染	公害の防止	・ 高度な排ガス処理装置・水処理装置を設置する。 ・ 設置する機器については、低騒音・低振動型機器を採用し、かつ、遮音性の高い建屋内に防振対策を施した上で設置する。 ・ 主な悪臭の発生源であるごみピットは負圧とし、吸引した空気は焼却炉の燃焼用に使用し脱臭する。なお、休炉時の臭気対策として脱臭装置を設け、建屋外部への臭気漏洩防止に努める。
	安全性	危険物からの安全性の確保	・ ごみピットに火災監視装置・消火装置を設ける。
		自然災害からの安全性の確保	・ 建屋は、大地震により部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が図られる耐震性を有している。 ○現状緑化率の維持に努めるとともに、事業予定地内の再舗装には、保水性舗装の採用等を検討し、雨水流出抑制に配慮する。
		交通安全の確保	・ 施設関連車両である搬入・搬出車両については、低公害車を使用するとともに、運転手に対し、適正な走行の厳守を指導、徹底する。
快適環境の保全と創造	景観	施設の緑化	○現状緑化率の維持に努めるとともに、緑地等の適切な維持・管理を行う。
環境負荷の低減	自動車交通	交通渋滞の防止	・ 施設関連車両である搬入車両が事業予定地外で停滞することのないよう、事業予定地内に滞車スペースを十分確保する。
		低公害車の普及	・ 施設関連車両である搬入・搬出車両については、低公害車を使用するとともに、運転手に対し、適正な走行及びアイドリングストップの厳守を指導、徹底する。
	水資源	水資源の保全及び活用	○保水性舗装の採用等を検討することにより、雨水の地下浸透を促進し、地下水の涵養及び地表面からの蒸散の促進に配慮する。 ・ 工場系排水及び生活排水は、排水処理装置で処理した後、処理施設内で極力再利用し、下水道放流とする。
	廃棄物	廃棄物の減量化及び再資源化の推進	・ 「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）及び「名古屋市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市長令第 46 号）を遵守し、廃棄物の減量化に努める。
		廃棄物の適正処理	・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、適正な処理を行う。 ・ 周辺の生活環境保全上、支障を生じさせないよう十分配慮する。 ・ 定期的な補修工事、機能検査及び機器点検等により、施設の性能を維持し、安定的な処理に努める。

注) 現在休止中の富田工場運営時には、周辺の環境に対して十分な配慮を講じてきており、「設備更新後の存在・供用時を想定した配慮」には従来から配慮してきた項目も含まれる。今回の設備更新事業で新たに配慮する項目には○を付けている。

表 1-3-3(2) 施設の存在・供用時を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
環境負荷 の低減	地球環境	省エネルギー 対策の推進	○高効率照明等の省エネルギーシステムの採用を検討し、 エネルギー消費量の削減を図る。
		自然エネルギー 及び未利用 エネルギーの 活用	・ごみ焼却に伴う廃熱で発電を行い、場内等での電力を賄 うとともに、給湯、空調等にも利用し、エネルギーの有 効利用に努める。
		温室効果ガス の排出抑制	○「名古屋市地球温暖化対策指針」（平成 24 年名古屋市告 示第 184 号）に基づき、温室効果ガスの排出抑制に努め る。 ・ごみ焼却に伴う廃熱で発電を行い、余剰電力を売電する ことで、CO ₂ 排出量の低減に努める。 ○現状緑化率の維持に努めるとともに、緑地等の適切な維 持・管理を行う。

注) 現在休止中の富田工場運営時には、周辺の環境に対して十分な配慮を講じてきており、「設備更新後の存在・供用時を想定した配慮」には従来から配慮してきた項目も含まれる。今回の設備更新事業で新たに配慮する項目には○を付けている。

第 4 章 事業予定地及びその周辺地域の概況

第4章 事業予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地は名古屋市西部に位置し、周辺には住宅地域や水田等の農地が広がっており、中小の工場が点在している。

事業予定地では、平成元年から富田工場が稼働しており、平成21年3月に休止した。平成20年度までの5年間に行われた排ガス濃度等の測定結果は資料1-2（資料編p.2）に示すとおりである。

また、図1-4-1に示すとおり、事業予定地東側近くには新川が、西側近くには戸田川が南北に流れ、南側近くにはJR関西本線、さらにその南側には近鉄名古屋線が東西に走っている。

事業予定地及びその周辺地域の概況を整理する区域として、工事中の騒音・安全性、供用時の大気質の影響範囲及び施設関連車両の滞留する可能性がある河川橋に着目し、街区等を考慮して、表1-4-1及び図1-4-2に示す地域（以下、「調査対象区域」という。）を設定した。

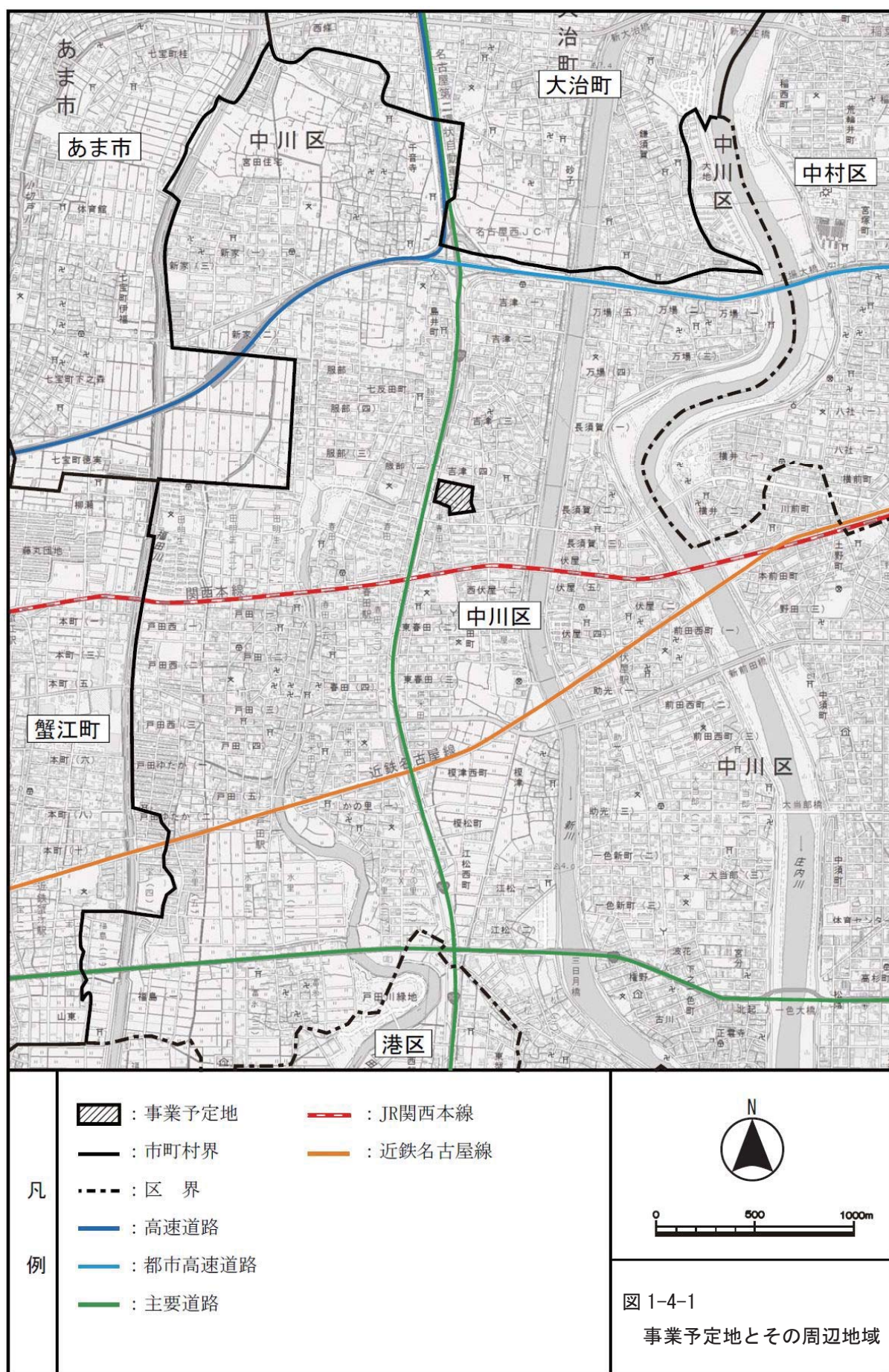
調査対象区域は、概略として、東端が庄内川、西端が福田川、北端が県道津島七宝名古屋線、南端が国道1号で囲まれている。

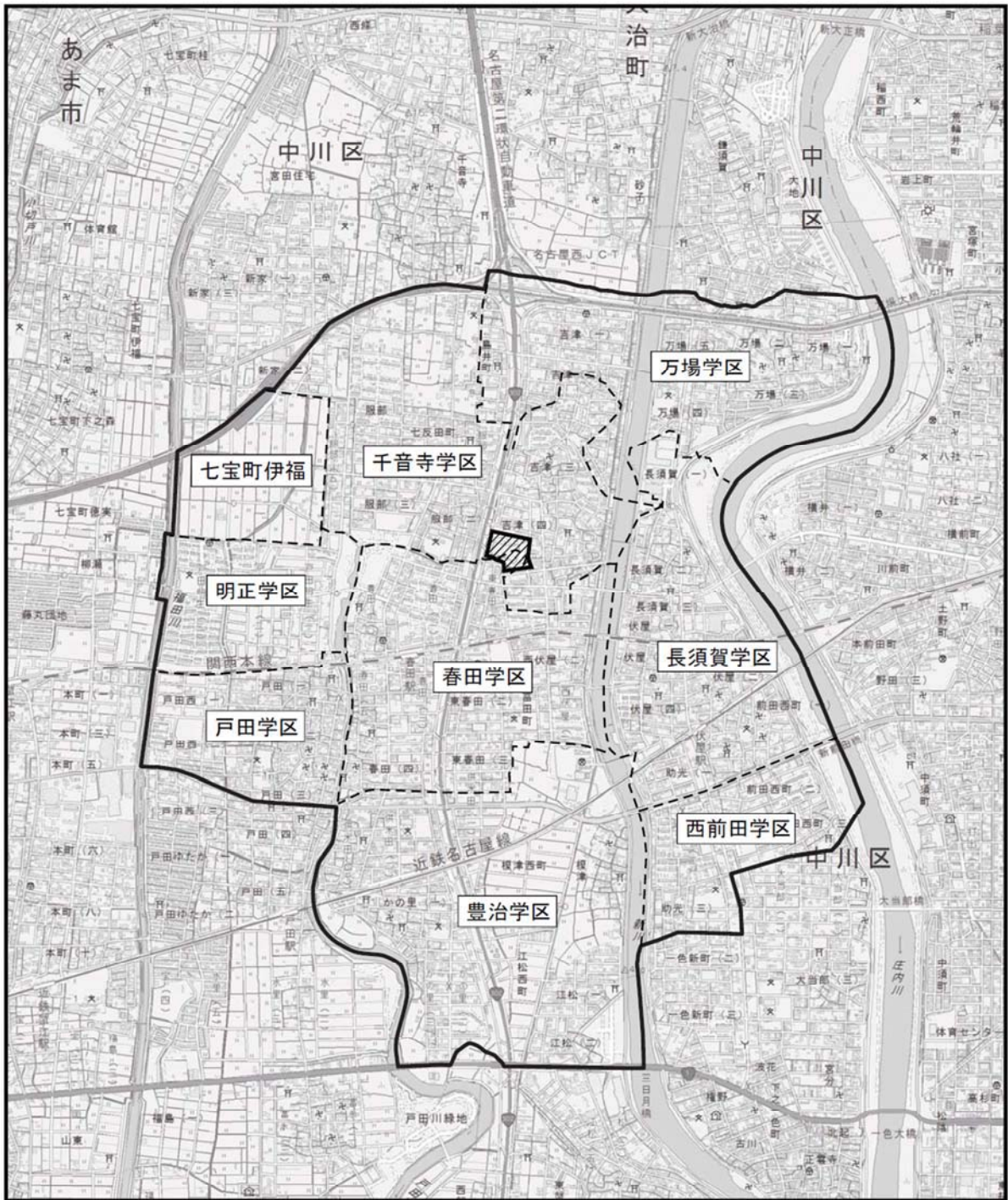
表 1-4-1 調査対象区域

市区名	学 区 等
中川区	戸田学区の一部、春田学区、豊治学区の一部、長須賀学区の一部、西前田学区、万場学区の一部、千音寺学区、明正学区
あま市	七宝町伊福の一部

この調査対象区域を中心に、事業予定地周辺の地域特性を「自然的状況」及び「社会的状況」に分けて整理する。

なお、資料収集は、原則として平成26年4月末時点で入手可能な最新の資料とした。資料整理に当たっては、学区毎の区分ができるものについては学区毎に整理し、名古屋市、中川区、あま市及び七宝町伊福でのデータしか得られないものについてはこの単位毎に整理した。





凡
例

-  : 事業予定地
-  : 調査対象区域
-  : 学区界



図 1-4-2
調査対象区域図

4-1 社会的状況

4-1-1 人口及び産業

(1) 人口及び世帯数

名古屋市、あま市及び調査対象区域を含む学区等（以下、「関係学区等」という。）の平成 26 年 4 月 1 日現在における人口及び世帯数は表 1-4-2(1)に、平成 2 年以降の国勢調査における人口及び世帯数の推移と増加率は表 1-4-2(2)に示すとおりである。また、平成 26 年 4 月 1 日現在における年齢別人口構成比は図 1-4-3 に、平成 17 年 10 月 1 日現在における関係学区等の昼夜間人口は表 1-4-3 に示すとおりである。

既存施設が稼働を開始した直後の平成 2 年と平成 22 年の人口を比べると、名古屋市で約 5.1%、あま市で約 13.1%の増加に対し、関係学区等合計では約 28.6%と高い増加率となっている。最近はずかに減少傾向が見られ、平成 26 年の人口は、平成 25 年に比べ、名古屋市、あま市ともほぼ横ばいであるが、関係学区等合計では減少している。

1 世帯当たりの人員は、名古屋市及びあま市よりも関係学区等の方が高い傾向となっている。年齢別人口は、全ての区分で 0～14 歳の人口比率よりも 65 歳以上の人口比率が高い傾向となっている。

また、関係学区等の昼夜間人口比率は約 74.7%であり、事業活動等に伴い昼間に人口が減少する地域といえる。

資料)「統計なごや web 版」(名古屋市ホームページ)

「統計あま」(あま市ホームページ)

「平成 17 年 学区別昼間(従業員)人口(推計値)」(名古屋市ホームページ)

表 1-4-2(1) 人口及び世帯数(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	人口 (人) (A)	世帯数 (世帯)	1 世帯当たり の人員(人)	平成 25 年 人口(人) (B)	増加率 (%)
名古屋市	2,268,217	1,037,704	2.19	2,262,176	0.3
中川区					
豊治学区	10,811	3,925	2.75	10,785	0.2
戸田学区	9,347	3,480	2.69	9,310	0.4
春田学区	8,537	3,371	2.53	8,680	▲1.6
明正学区	4,604	1,983	2.32	4,684	▲1.7
千音寺学区	11,070	4,308	2.57	11,150	▲0.7
万場学区	7,780	3,139	2.48	7,877	▲1.2
長須賀学区	7,929	3,198	2.48	7,874	0.7
西前田学区	4,346	1,744	2.49	4,402	▲1.3
あま市	88,090	34,516	2.55	87,938	0.2
七宝町伊福	2,724	1,026	2.65	2,680	1.6
関係学区等合計	67,148	26,174	2.57	67,442	▲0.4

注) 1:増加率(%) = ((A - B) / B) × 100

2:平成 25 年人口は、平成 25 年 4 月 1 日現在

3:▲は減少を示す

表 1-4-2(2) 国勢調査における人口及び世帯数の推移

区分		人口（人）					増減率 (H22-H2)/H2
		世帯数（世帯）					
		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	(%)
名古屋市		2, 154, 793	2, 152, 184	2, 171, 557	2, 215, 062	2, 263, 894	5. 1
		792, 080	841, 083	897, 932	955, 851	1, 021, 227	28. 9
中川区	豊治学区	7, 666	8, 466	10, 107	10, 392	10, 872	41. 8
		2, 224	2, 629	3, 277	3, 551	3, 816	71. 6
	戸田学区	7, 796	7, 937	7, 809	8, 351	9, 244	18. 6
		2, 279	2, 488	2, 561	2, 920	3, 373	48. 0
	春田学区	5, 987	7, 212	8, 144	8, 799	8, 719	45. 6
		1, 836	2, 347	2, 791	3, 184	3, 391	84. 7
	明正学区	5, 515	5, 251	4, 741	4, 439	4, 932	▲10. 6
		1, 737	1, 824	1, 814	1, 865	2, 147	23. 6
	千音寺学区	7, 335	9, 715	9, 631	10, 795	11, 154	52. 1
		2, 432	3, 262	3, 382	3, 926	4, 252	74. 8
	万場学区	6, 465	7, 718	7, 755	7, 803	7, 828	21. 1
		2, 098	2, 472	2, 623	2, 854	3, 054	45. 6
	長須賀学区	5, 217	5, 863	6, 673	7, 475	7, 808	49. 7
		1, 601	1, 952	2, 368	2, 774	3, 087	92. 8
	西前田学区	4, 358	4, 748	4, 623	4, 542	4, 587	5. 3
		1, 336	1, 506	1, 556	1, 664	1, 817	36. 0
あま市		76, 659	78, 678	82, 321	85, 307	86, 714	13. 1
		22, 234	24, 344	27, 055	29, 645	31, 355	41. 0
	七宝町伊福	2, 410	2, 406	2, 624	2, 702	2, 700	12. 0
		670	729	843	926	958	43. 0
関係学区等合計		52, 749	59, 316	62, 107	65, 298	67, 844	28. 6
		16, 213	19, 209	21, 215	23, 664	25, 895	59. 7

注) ▲は減少を示す

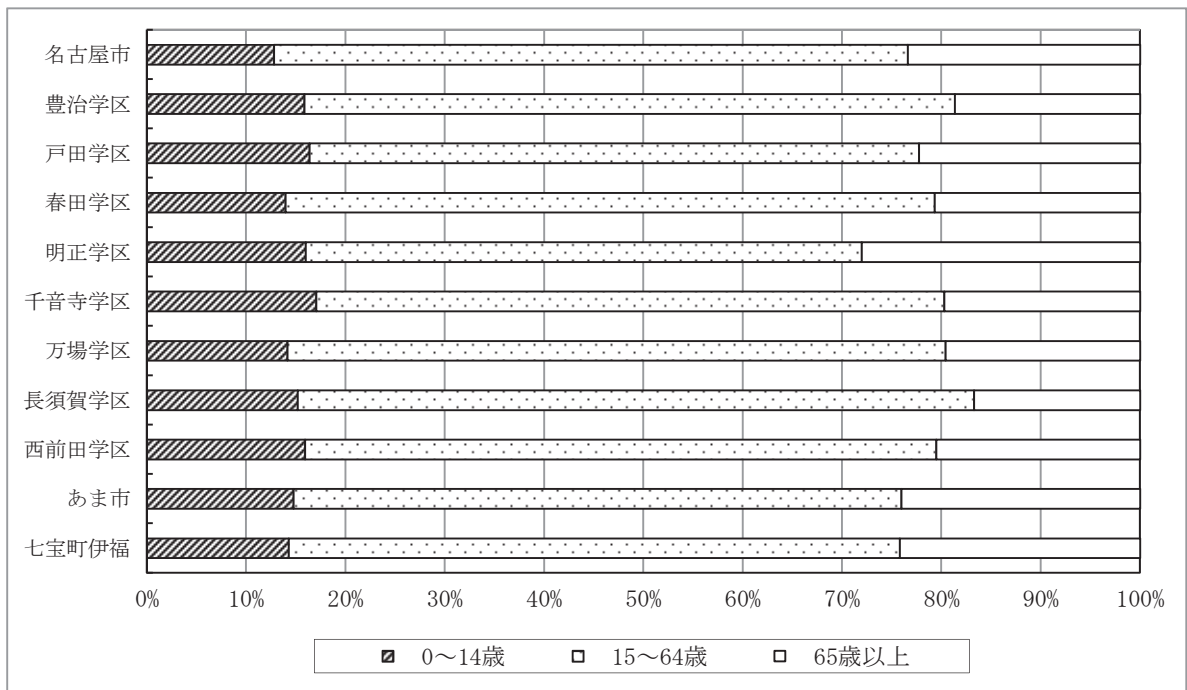


図 1-4-3 年齢別人口構成比 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

表 1-4-3 昼夜間人口

区分		昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間 人口比率 (%)
名古屋市		2,516,196	2,193,973	114.7
中川区	豊治学区	9,716	10,368	93.7
	戸田学区	5,106	8,351	61.1
	春田学区	6,818	8,788	77.6
	明正学区	2,928	4,430	66.1
	千音寺学区	8,692	10,788	80.6
	万場学区	5,555	7,766	71.5
	長須賀学区	5,161	7,472	69.1
	西前田学区	2,735	4,538	60.3
関係学区等合計		46,711	62,501	74.7

注) 1:平成 17 年 10 月 1 日現在

2:昼夜間人口比率＝(昼間人口/夜間人口)×100

3:あま市については、昼夜間人口の情報が無いため記載しておらず、関係学区等合計にも加算していない

(2) 産 業

名古屋市、あま市及び関係学区等の平成 18 年 10 月 1 日現在における産業別事業所数並びに従業者数は図 1-4-4(1), (2)に示すとおりである。

名古屋市、あま市及び関係学区等における事業所数及び従業者数は第三次産業の割合が高く、特に明正学区及び七宝町伊福が高い割合となっている。

資料)「名古屋の事業所・企業(平成 18 年事業所・企業統計調査結果)」(平成 20 年 名古屋市)

「平成 18 年事業所・企業統計調査」(総務省ホームページ)

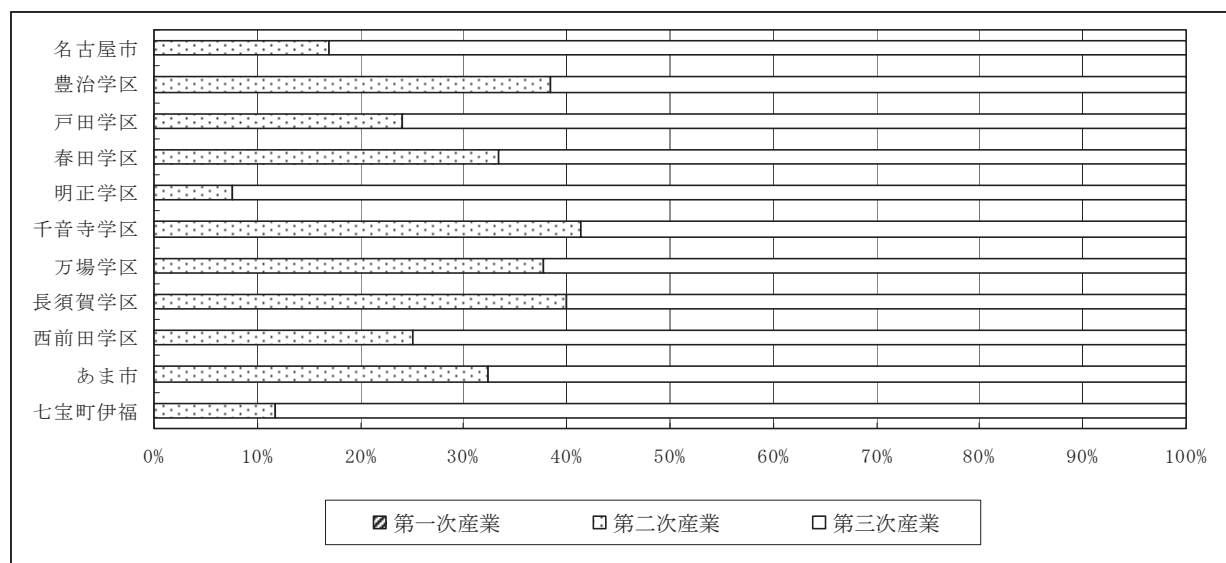


図 1-4-4(1) 産業別事業所数

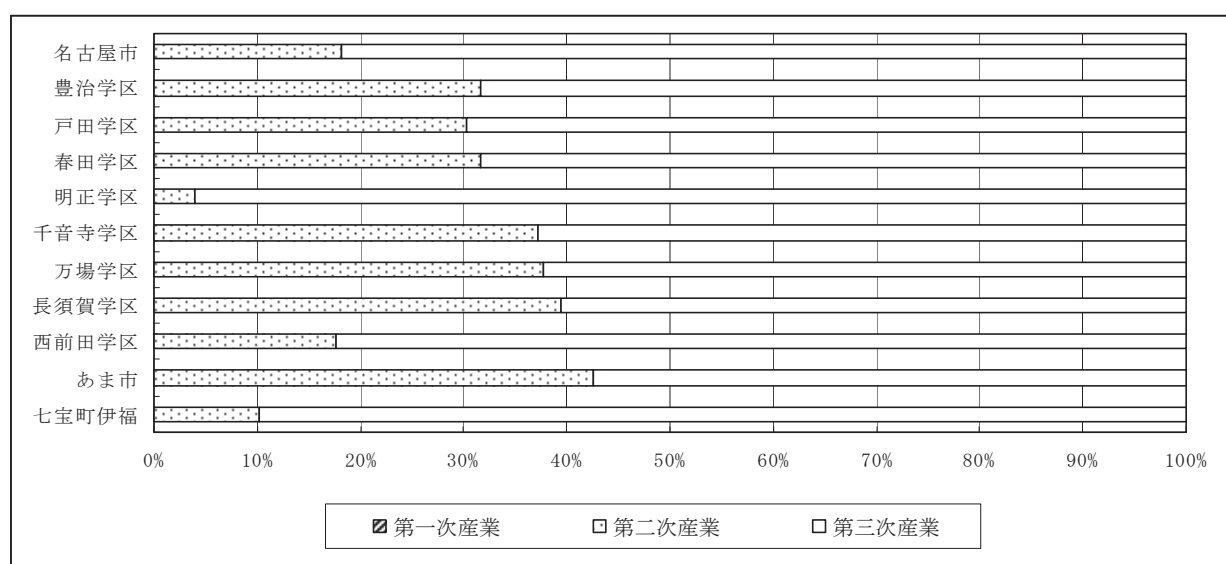


図 1-4-4(2) 産業別従業者数

注) 1:あま市は、海部郡七宝町、美和町及び甚目寺町の合計とした

2:七宝町伊福は、海部郡七宝町大字伊福のデータを記載した

4-1-2 土地利用

(1) 土地利用の状況

名古屋市及びあま市の土地利用の状況は、表 1-4-4 に示すとおりである。

名古屋市における土地利用区分は、宅地の割合が 51.8%と最も高いが、あま市では農用地及び宅地がそれぞれ 33.5%、36.4%と同程度の割合となっている。

資料)「土地に関する統計年報(平成 25 年版)」(平成 26 年 愛知県)

表 1-4-4 土地利用の状況

単位: ha

市名	行政面積	農用地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
名古屋市	32,643	1,150 (3.5)	1,111 (3.4)	—	1,509 (4.6)	6,206 (19.0)	16,920 (51.8)	5,747 (17.6)
あま市	2,759	925 (33.5)	—	—	229 (8.3)	422 (15.3)	1,005 (36.4)	178 (6.5)

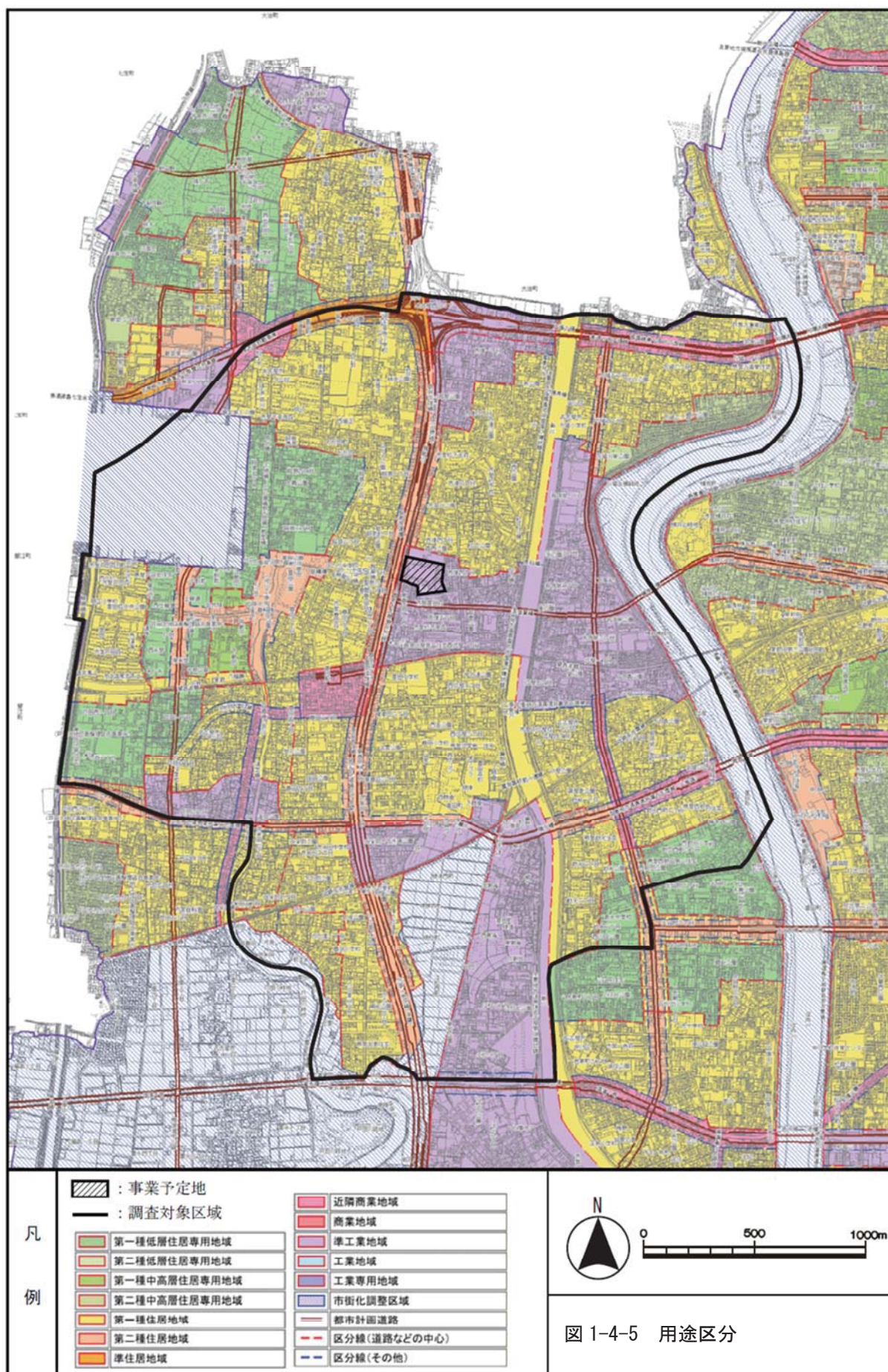
注) () 内は、行政面積に対する割合 (%)

(2) 都市計画法に基づく用途区分の状況等

調査対象区域は、全域が名古屋都市計画区域に含まれている。用途区分の指定状況は図 1-4-5 に示すとおりであり、事業予定地は準工業地域に含まれ、調査対象区域内には第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び市街化調整区域が指定されている。

資料)「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

「あま市都市計画情報提供サービス」(あま市ホームページ)



この図は、名古屋市都市計画基本図を使用したものである。

(3) 周辺地域における開発の動向

事業予定地周辺における開発の動向として、事業予定地の西側において、名古屋環状2号線（西南部・南部Ⅱ）の建設事業が実施されている。当該事業における高架道路（名古屋第二環状自動車道）の区間は図1-4-6に示すとおりである。

資料）「名古屋環状2号線 西南部・南部Ⅱ」（国土交通省中部地方整備局愛知国道事務所）

4-1-3 水域利用

揚水設備等設置事業場は、調査対象区域内に5事業場、揚水設備等は10設備である。

4-1-4 交通

(1) 交通網

鉄道については、図1-4-7に示すとおりである。事業予定地は、JR関西本線及び近鉄名古屋線の北側に位置する。

バス路線については、図1-4-8に示すとおりである。調査対象区域内では主に市バスが運行しており、事業予定地北側の県道津島七宝名古屋線では名鉄バスが、南側の国道1号では三重交通が運行している。

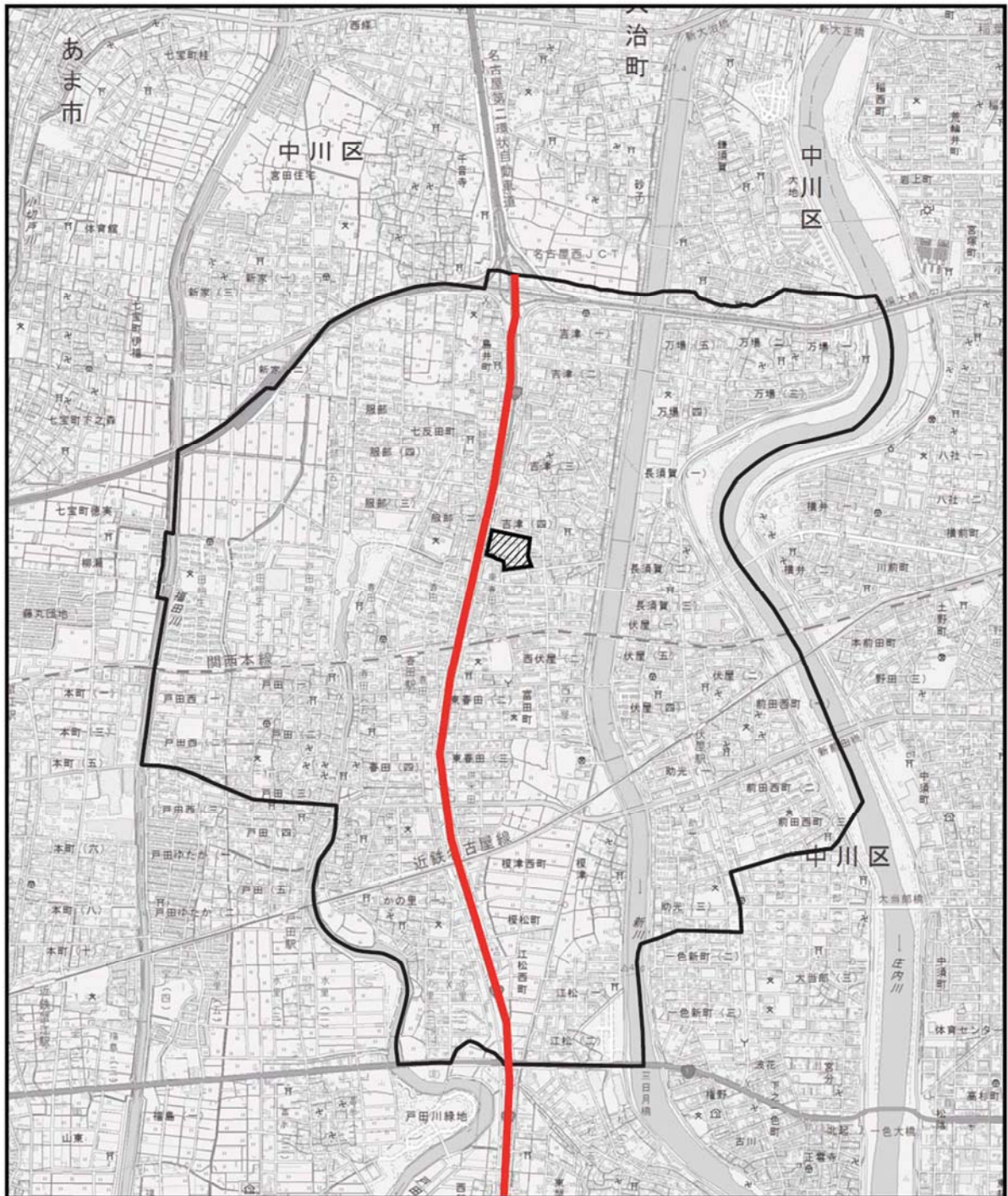
主要な道路網については、図1-4-9に示すとおりである。調査対象区域には、高速道路の近畿自動車道名古屋大阪線（東名阪自動車道）、都市高速道路の名古屋市道高速1号（名古屋高速5号万場線）、一般国道の1号と302号、主要県道の名古屋中環状線、名古屋蟹江弥富線及び弥富名古屋線、一般県道の津島七宝名古屋線が通っている。

資料）「中京圏鉄道網図」（平成24年 愛知県）

「市バス・地下鉄路線図」（名古屋市交通局ホームページ）

「名鉄バス路線図」（名鉄バス株式会社ホームページ）

「三重交通地区別路線図」（三重交通株式会社ホームページ）



凡
例

-  : 事業予定地
-  : 調査対象区域
-  : 高架道路建設区間

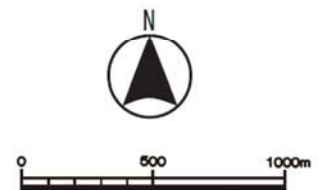
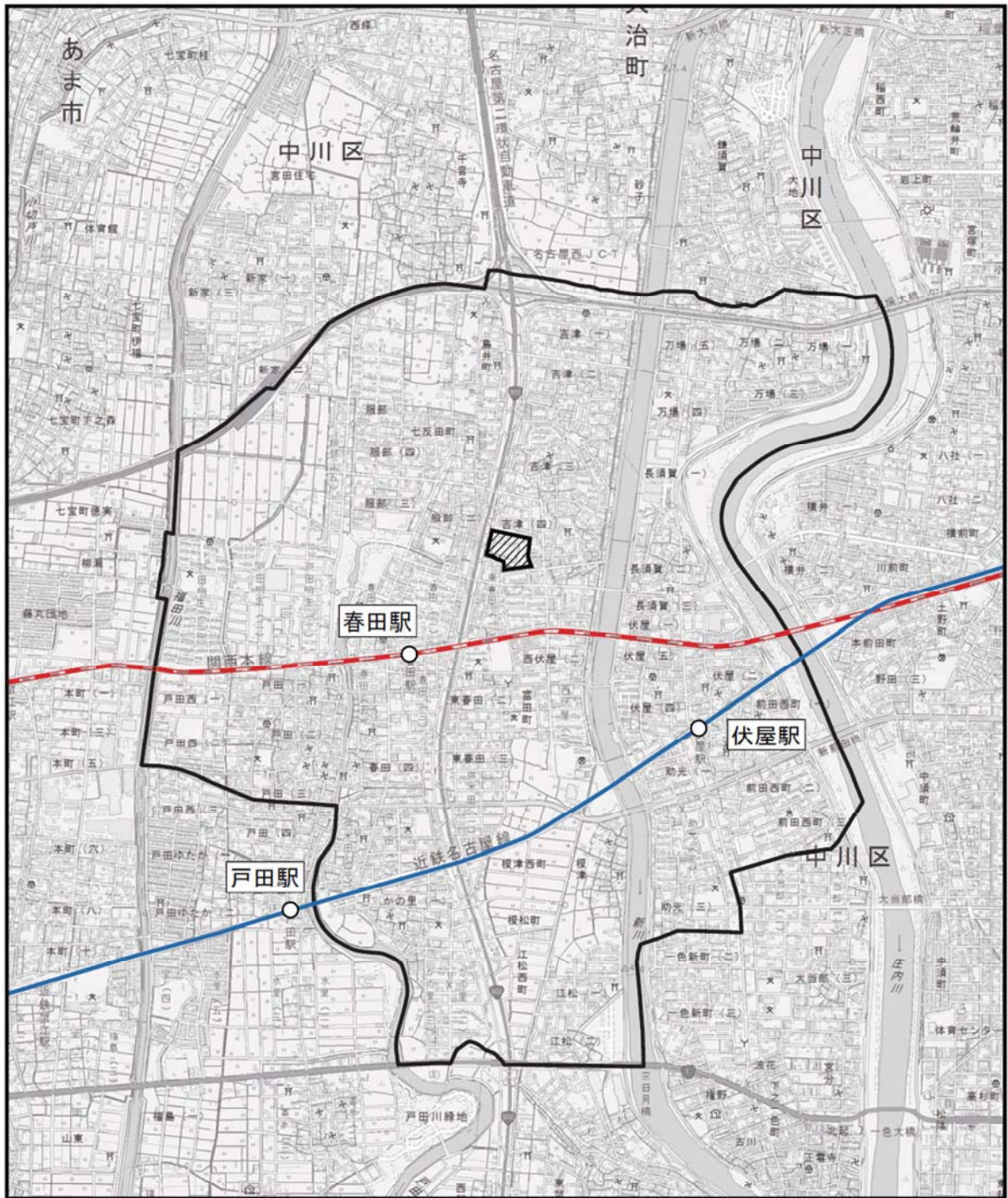


図 1-4-6
高架道路建設区間



凡
例

-  : 事業予定地
-  : 調査対象区域
-  : JR関西本線
-  : 近鉄名古屋線

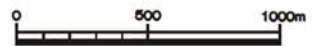
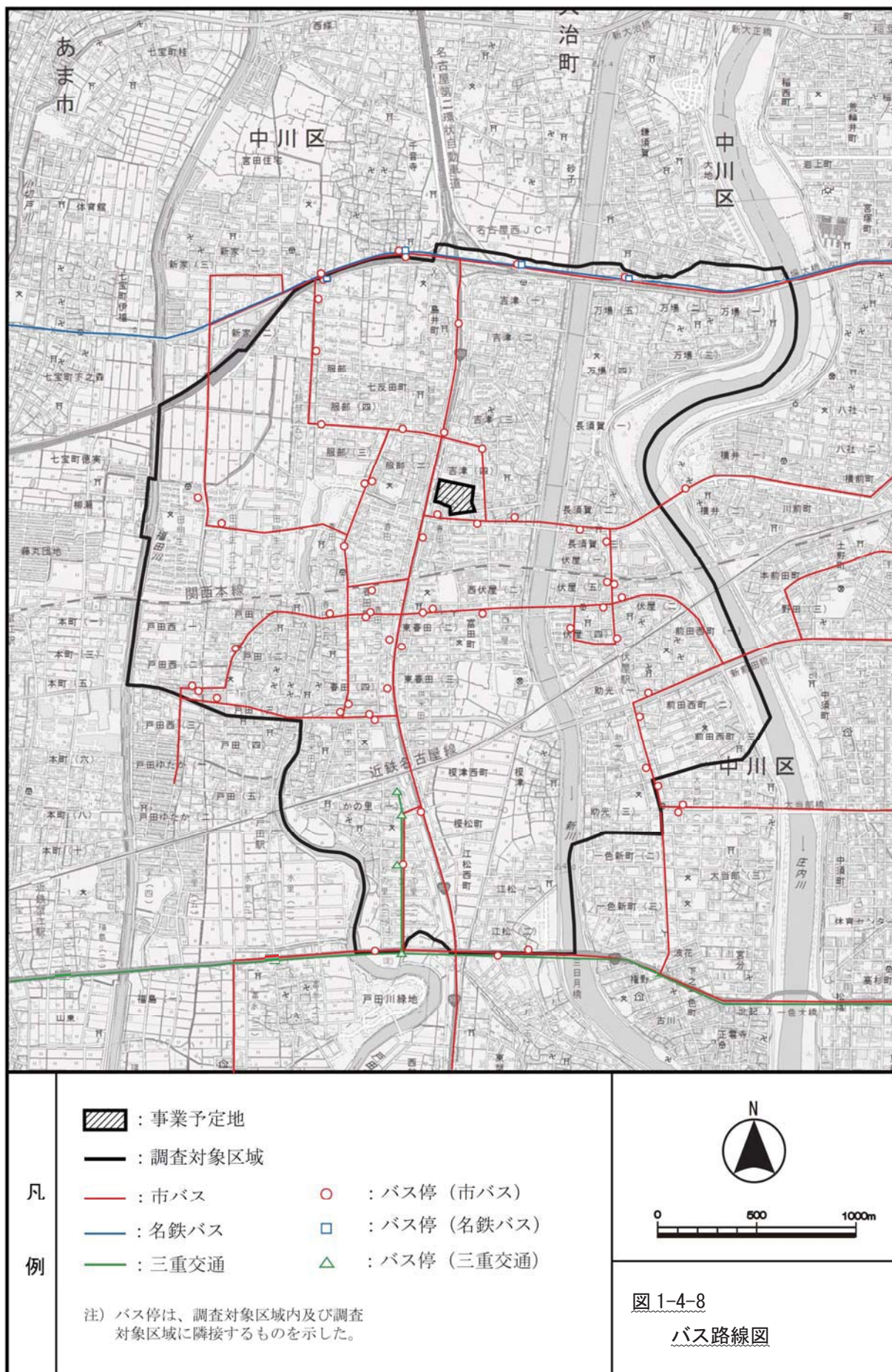
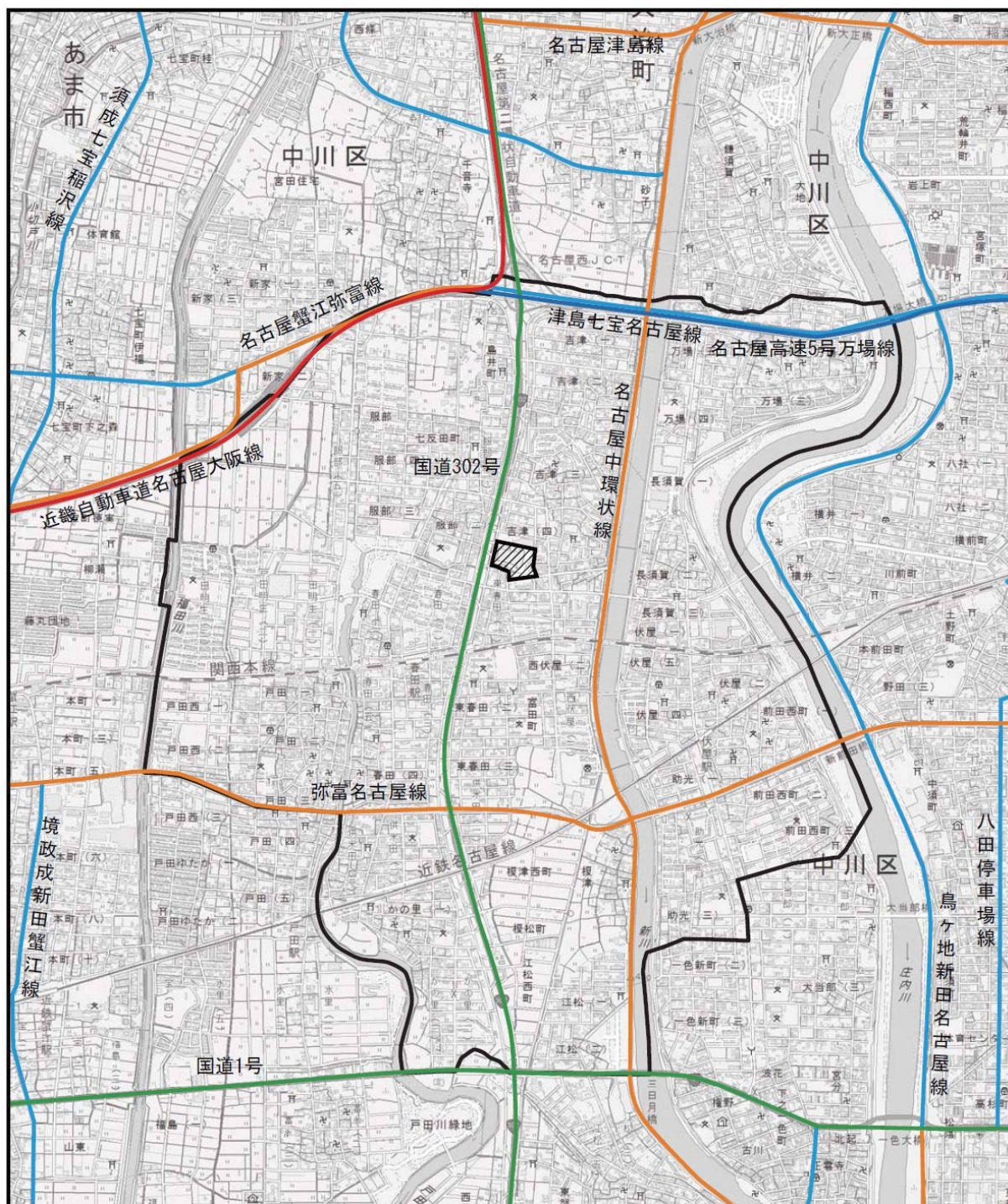


図 1-4-7
鉄道網図





凡
例

- : 事業予定地
- : 調査対象区域
- : 高速道路
- : 都市高速道路
- : 一般国道
- : 主要県道
- : 一般県道



図 1-4-9
主要道路網図

(2) 道路交通状況

調査対象区域周辺における自動車交通量及び歩行者交通量は、表 1-4-5 及び図 1-4-10 に示すとおりである。

これらによると、自動車交通量が最も多い地点は平日、休日ともに近畿自動車道名古屋大阪線 (No.①)、歩行者交通量が最も多い地点は平日、休日ともに津島七宝名古屋線 (No.②) である。

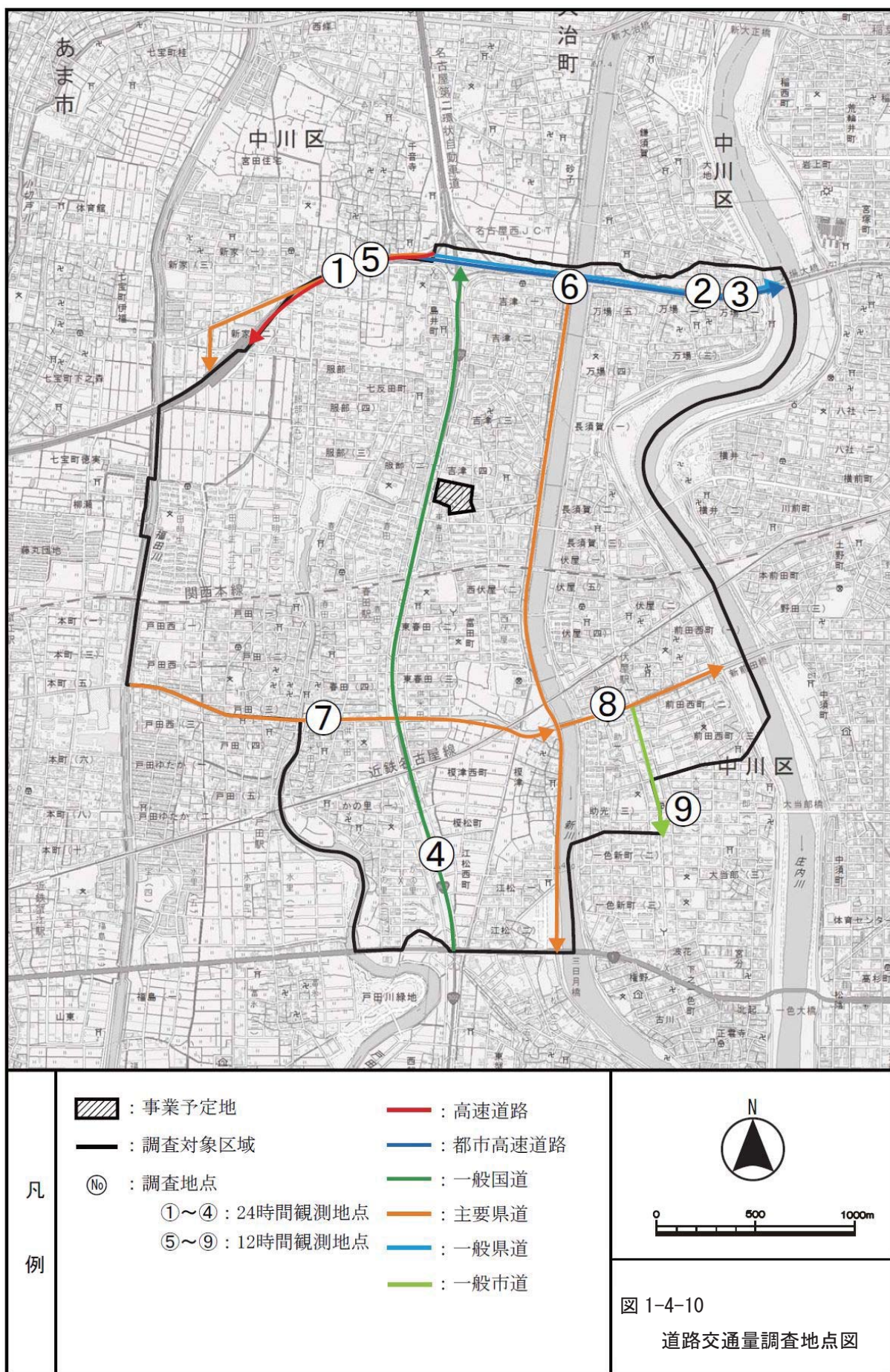
資料) 「平成 22 年度 名古屋市一般交通量概況」(平成 24 年 名古屋市)

表 1-4-5 自動車・歩行者交通量調査結果

道路種別	路線名	調査地点 No.	調査・観測地点	12 時間交通量		24 時間交通量
				自動車 (台)	歩行者 (人)	自動車 (台)
高速自動車国道	東名阪自動車道	①	名古屋西 JCT～名古屋西 IC	45,646 (38,109)	—	59,764 (54,237)
一般県道	津島七宝名古屋線	②	名古屋市中川区富田町万場字北畑中	26,229 (22,821)	1,174 (480)	36,370 (31,194)
都市高速道路	名古屋市道高速 1 号	③	名古屋市中川区富田町字万場	31,879 (24,895)	—	39,837 (33,180)
一般国道	一般国道 302 号	④	名古屋市中川区かの里 2 丁目	20,579 (—)	—	28,797 (—)
主要県道	名古屋蟹江弥富線	⑤	名古屋市中川区富田町千音寺	32,236 (30,823)	157 (181)	—
主要県道	名古屋中環状線	⑥	名古屋市中川区吉津一丁目	5,883 (5,131)	4 (5)	—
主要県道	弥富名古屋線	⑦	名古屋市中川区供米田三丁目	12,095 (11,985)	453 (243)	—
主要県道	弥富名古屋線	⑧	名古屋市中川区助光二丁目	15,660 (13,238)	260 (246)	—
一般市道	万場藤前線	⑨	名古屋市中川区助光三丁目	6,228 (—)	560 (—)	—

注) 1: () 内は休日の結果を示す。

2: 路線名は「平成 22 年度 名古屋市一般交通量概況」の名称をそのまま使用している。



(3) 公共交通機関の利用状況

調査対象区域内における平成 24 年度の駅別乗車人員は、表 1-4-6 に示すとおりである。

1 年間の駅別乗車人員は JR 関西本線の春田駅が約 123 万人、近鉄名古屋線の伏屋駅が約 105 万人、戸田駅が約 67 万人である。

資料)「平成 25 年版名古屋市統計年鑑」(平成 26 年 名古屋市)

表 1-4-6 駅別乗車人員

単位：人/年

JR 関西本線	近鉄名古屋線	
春田駅	伏屋駅	戸田駅
1, 231, 347	1, 045, 435	667, 513

4-1-5 地域社会等

(1) 公共施設等

調査対象区域内には、図 1-4-11 に示すとおり、中川区役所富田支所、富田図書館のほか、高校が 1 箇所、中学校が 4 箇所、小学校が 8 箇所、幼稚園が 5 箇所、保育園が 7 箇所ある。また、病院が 2 箇所存在する。

また、図 1-4-12 に示すとおり、どんぐり広場や集会施設、図 1-4-13 に示すとおり、都市計画公園及び都市計画緑地が多数存在する。

資料)「学区別生活環境調査報告書」(平成 10 年 名古屋市)

「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)

「愛知県内の病院一覧(平成 25 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ホームページ)

「ゼンリン住宅地図 名古屋市中川区」(株式会社ゼンリン)

「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

「あま市都市計画情報提供サービス」(あま市ホームページ)

(2) 文化財等

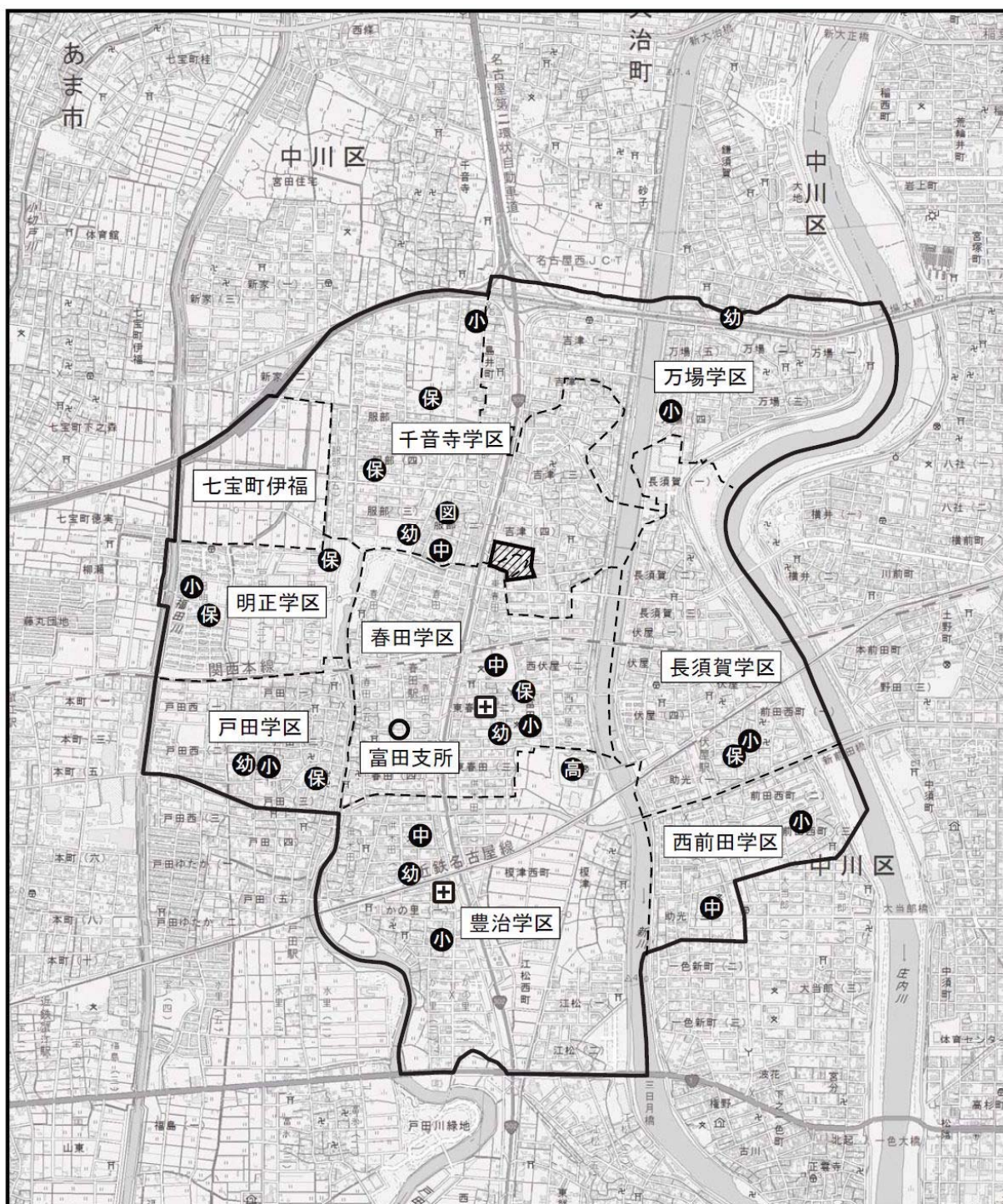
調査対象区域内では、市指定文化財(有形民俗文化財)4 点、市指定文化財(無形民俗文化財)1 点が指定されている。

(3) 交通安全の状況

名古屋市内の平成 25 年における交通事故死者数は 48 人となっており、前年度と同数であった。

また、あま市内の平成 25 年における交通事故死者数は 4 人となっており、前年度から 3 人増加している。

資料)「愛知県の交通事故発生状況 平成 25 年中」(愛知県警察本部交通部)



凡
例

- | | |
|--|---|
|  : 事業予定地 |  : 幼稚園 |
|  : 調査対象区域 |  : 保育園 |
|  : 高等学校 |  : 病院 |
|  : 中学校 |  : 学区界 |
|  : 小学校 | |
|  : 図書館 | |

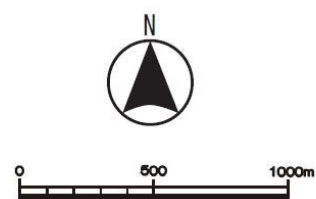
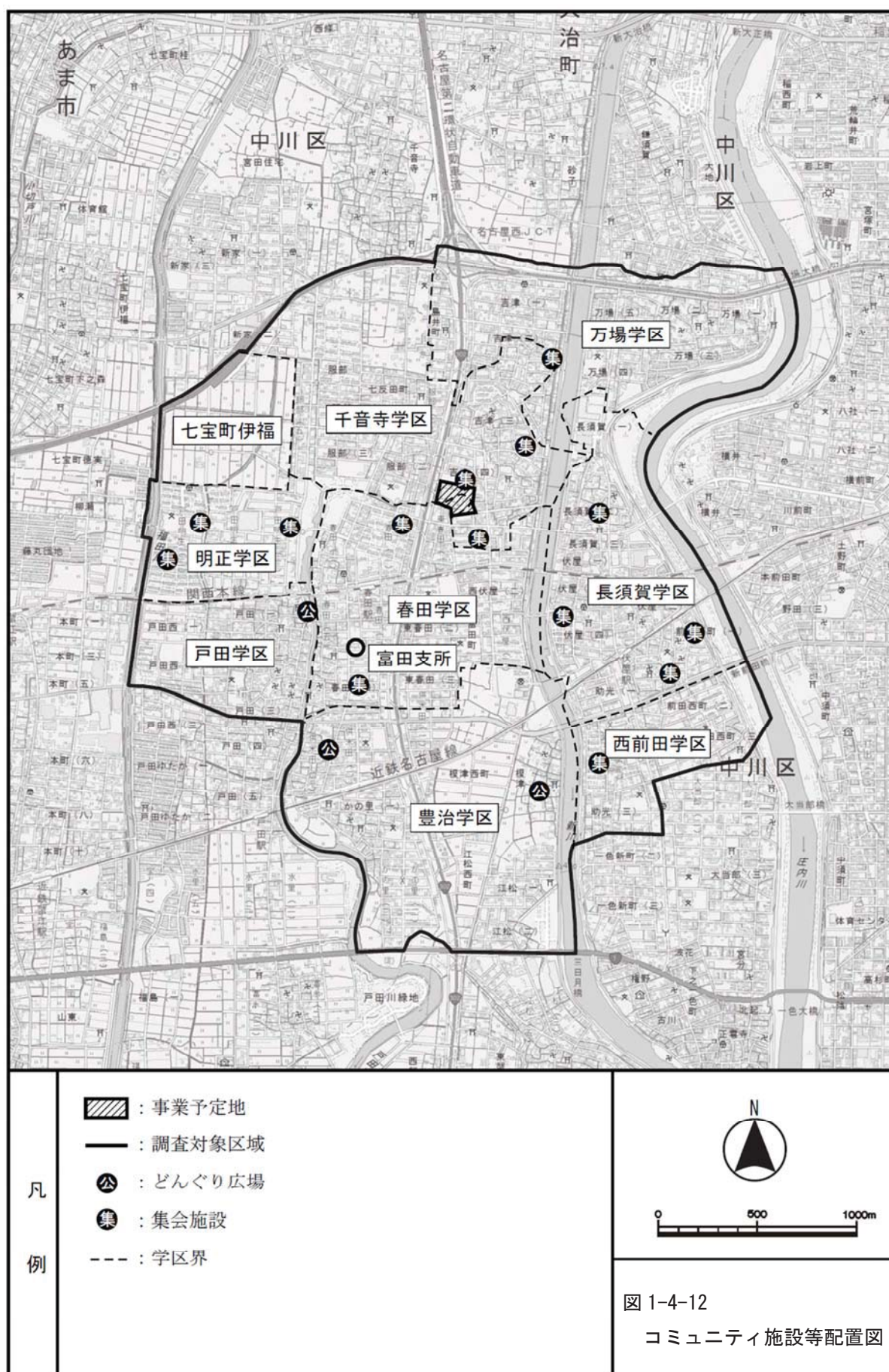
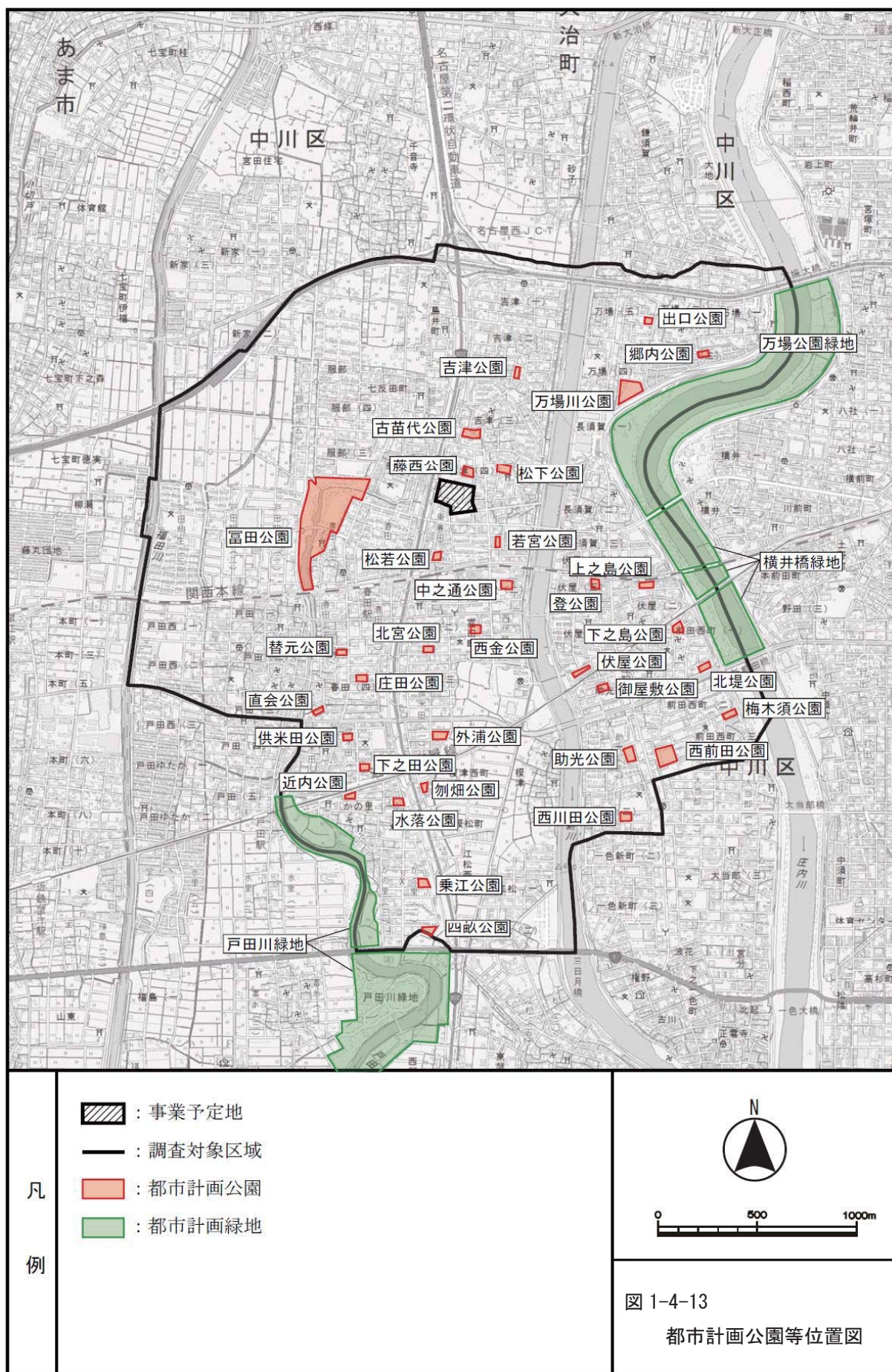


図 1-4-11
学校等の配置図





(4) 下水道等

名古屋市及びあま市における上水道の給水普及率は100%（平成24年3月31日現在）、公共下水道の人口普及率^注は名古屋市99.1%、あま市20.5%（平成25年3月31日現在）となっている。

注）総人口に対する下水道を利用できる人口の割合

資料）「平成25年版名古屋市統計年鑑」（平成26年 名古屋市）

「統計あま」（あま市ホームページ）

「平成24年度末の下水道整備状況について」（国土交通省ホームページ）

(5) 廃棄物等

名古屋市における平成24年度のごみ処理量(収集・搬入量)は622,826トンで、前年度621,368トンから1,458トン（約0.2%）増加している。あま市における平成23年度のごみ処理量は20,066トンであった。

また、名古屋市、中川区（平成24年度）及びあま市（平成23年度）のごみ収集量は、表1-4-7(1)、(2)に示すとおりである。

中川区におけるごみ収集量の構成は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、環境美化（町美運動により集められたごみ等の収集）及び資源ともに、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

資料）「事業概要（平成25年度資料編）」（名古屋市ホームページ）

「統計あま」（あま市ホームページ）

表 1-4-7(1) ごみ収集量（名古屋市、中川区）（平成24年度）

単位：トン

区分	ごみ収集				資源収集量	合計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	環境美化		
名古屋市	393,068 (80.1)	20,955 (4.3)	7,550 (1.5)	1,824 (0.4)	67,605 (13.8)	491,002
中川区	39,395 (81.5)	2,088 (4.3)	611 (1.3)	98 (0.2)	6,154 (12.7)	48,346

注）（ ）内は、合計に対する割合（%）

表 1-4-7(2) ごみ収集量（あま市）（平成23年度）

単位：トン

区分	可燃ごみ	プラスチックごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	乾電池	合計
あま市	14,700 (73.3)	1,581 (7.9)	1,625 (8.1)	458 (2.3)	1,687 (8.4)	15 (0.1)	20,066

注）（ ）内は、合計に対する割合（%）

4-1-6 関係法令の指定・規制等

(1) 公害関係法令

ア 環境基準等

(7) 大気汚染（資料 2－1（資料編 p. 18）参照）

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染に係る環境基準が定められている。そのほか、低濃度ではあるが長期間の曝露によって人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質について、人の健康に係る被害を未然に防止する観点から、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値として、水銀等 8 物質について指針値が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき、市民の健康を保護し、快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標として、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(4) 騒音（資料 2－2（資料編 p. 20）参照）

「環境基本法」に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、騒音に係る環境基準が定められている。

(5) 水質汚濁（資料 2－3（資料編 p. 21）参照）

「環境基本法」に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、市民の健康を保護し、快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標として、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

(1) 土壌汚染（資料 2－4（資料編 p. 29）参照）

「環境基本法」に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(2) ダイオキシン類（資料 2－5（資料編 p. 30）参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

イ 規制基準等

(7) 大気質（資料 2－6（資料編 p. 31）参照）

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出基準、揮発性有機化合物の排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

一定規模以上の廃棄物焼却炉については、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素について、排出基準が適用される。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

愛知県では、大気環境基準の達成維持及び地球温暖化防止を目指して、自動車 NOx・PM 法の対策地域を設定し、対策地域外からの流入車も含め、対策地域において運行する車両を対象として「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を定めている。

(イ) 騒音（資料 2－7（資料編 p. 35）参照）

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 17 条第 1 項に基づき、市町村長が関係機関に措置を執るよう要請する際の基準としての自動車騒音の限度（要請限度）が定められている。

(ロ) 振動（資料 2－8（資料編 p. 39）参照）

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、市町村長が関係機関に措置を執るよう要請する際の基準としての道路交通振動の限度（要請限度）が定められている。

(ハ) 悪臭（資料 2－9（資料編 p. 42）参照）

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がなされている。名古屋市では、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法（官能試験法）を導入した「悪臭対策指導指針」（平成 15 年名古屋市告示第 412 号）を定めている。

(ニ) 水質（資料 2－10（資料編 p. 44）参照）

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき特定事業場からの排水水質についての全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

また、平成 24 年 6 月には、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守等の義務が新たに設けられている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場（指定地域内事業場）から排出される化学的酸素要求量（COD）、窒素及びリンについて、総量規制基準が定められている。

なお、計画施設からの排水については、雨水を含め下水道へ放流することから、「下水道法」及び「名古屋市下水道条例」に定める基準が適用される。

(ホ) 地盤（資料 2－11（資料編 p. 46）参照）

「名古屋市環境保全条例」に基づき、名古屋市全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。また、地下水のゆう出を伴う掘削工事を行う場合であって、ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積が 78cm²を超える場合は、事前に名古屋市長に届出をしなければならない。本事業においては、掘削深度が浅く、工事によりゆう出水は生じない計画

であるが、工事開始後にゆう出水があり、ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積が78cm²を超えるものが必要になった場合は、直ちに「名古屋市環境保全条例」に基づく届出を行う。

なお、「工業用水法」(昭和31年法律第146号)に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域が指定されており、調査対象区域には、同法に基づく規制はされていない。

(キ) 土 壌

「土壤汚染対策法」(平成14年法律第53号)において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき、又は土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあるとして都道府県知事(名古屋市においては、市長)が調査命令を発出したときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

大規模な(3,000 m²以上)土地の形質変更を行おうとするときは、「土壤汚染対策法」に基づき、この旨を事前に名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

また、特定有害物質等取扱工場等にあつては、500 m²以上3,000 m²未満の土地の形質の変更を行おうとするときには、「名古屋市環境保全条例」に基づき、事前に当該特定有害物質の取り扱い状況に応じた土壤調査計画書を作成、提出し、実施した土壤汚染等調査の結果を名古屋市長に報告しなければならない。

なお、既存施設では敷地内にガソリンの給油施設を設置していたことから、特定有害物質等取扱工場等に該当する。

(ク) ダイオキシン類 (資料2-12 (資料編 p.47) 参照)

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法に規定する特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。また、廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び燃え殻については、埋立等の処分を行う場合の処理基準が定められている。

(ケ) 景 観

名古屋市は、平成16年6月に制定された「景観法」(平成16年法律第110号)に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成19年3月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等(景観計画で対象としているものに限る)を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物(景観重要建造物)等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域(景観計画区域)に指定されている。

(コ) 日 照

事業予定地北側の用途地域は、第一種住居地域及び準工業地域であり、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和52年名古屋市条例第58号)による日影の規制地域に該当する地域である。

(サ) 緑 化 (資料2-13 (資料編 p.48) 参照)

「緑のまちづくり条例」(平成17年名古屋市条例第39号)に基づき、対象となる敷地面積の20%以上を緑化する必要がある。

(シ) 地球温暖化

「名古屋市地球温暖化対策指針」（平成 24 年名古屋市告示第 184 号）に基づき、地球温暖化対策事業者（燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が 800kL 以上（原油換算）に該当する工場・事業場）は、「事業者の概要」「温室効果ガスの排出の抑制に係る目標」等を記載した「地球温暖化対策計画書」及び「温室効果ガスの排出の状況」「温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況」等を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、市長に届け出なければならない。

(2) 廃棄物関係法令

ア 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

イ 建設廃材など

発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」に従って適正に処理するとともに、マニフェストによる管理を徹底することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務づけられている。

ウ 一般廃棄物処理施設の設置

市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する一般廃棄物処理施設を設置又は変更しようとするときは、その施設の設置及び維持管理に関する計画を記載した書類等並びに生活環境影響調査の結果を記載した書類を添付し、都道府県知事（名古屋市内においては、市長）に届出なければならない。届出書の作成にあたっては、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、届出書に記載すべき事項を記載した書類及び生活環境影響調査の結果の縦覧、意見書提出の機会の付与が義務付けられている。

なお、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 環境省）において、環境影響評価に関する条例等に基づき実施された、生活環境影響調査に相当する内容を有する評価書等を生活環境影響評価書として添付することは差し支えないとしている。

エ 維持管理計画及び記録の公表等

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一般廃棄物処理施設である焼却施設等については、その維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する記録の公表が義務付けられている。本市では名古屋市公式ウェブサイトにおいて公表している。

(3) 自然環境関係法令

ア 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

イ 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定は

ない。

ウ 特別緑地保全地区の指定状況

調査対象区域では、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区として国玉神社八剣社の 1 箇所が指定されている。

エ 鳥獣保護区等の指定状況

調査対象区域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

(4) 防災関係法令

ア 砂防指定地の指定状況

調査対象区域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

イ 地すべり防止区域の指定状況

調査対象区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

エ 災害危険区域の指定状況

調査対象区域では、図 1-4-14 に示すとおり、「建築基準法」に基づく災害危険区域として、「名古屋市臨海部防災区域建築条例」（昭和 36 年名古屋市条例第 2 号）に基づく臨海部防災区域のうち、第 2 種区域及び第 4 種区域に指定されている。ただし、事業予定地については、いずれにも指定されていない。

オ 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査対象区域では、図 1-4-15 に示すとおり、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく防火地域もしくは準防火地域に指定されている。事業予定地については、準防火地域に指定されている。

(5) その他

調査対象区域では、図 1-4-15 に示すとおり、「都市計画法」に基づく高度地区に指定されている。事業予定地については、絶対高 31m 高度地区に指定されている。

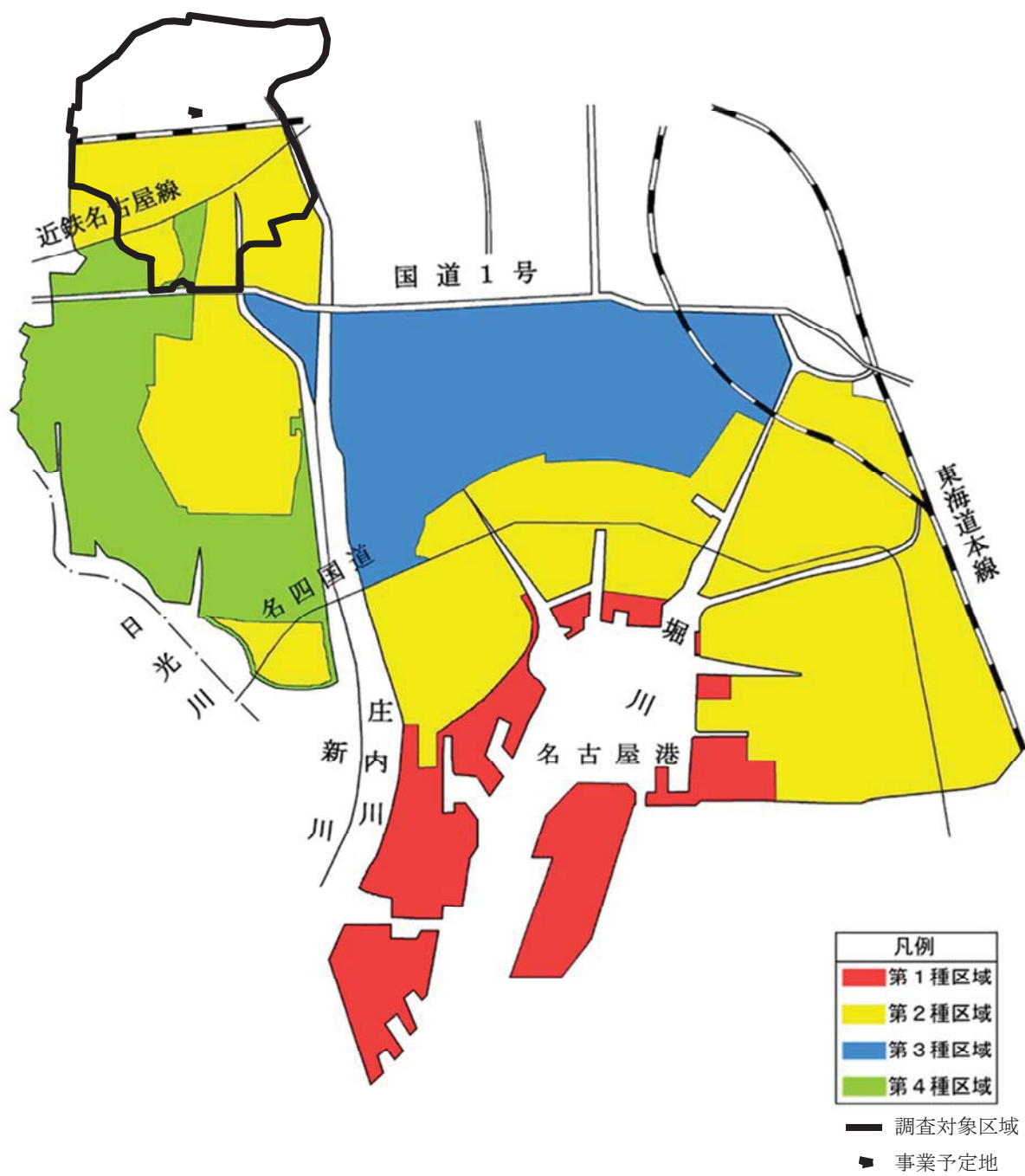
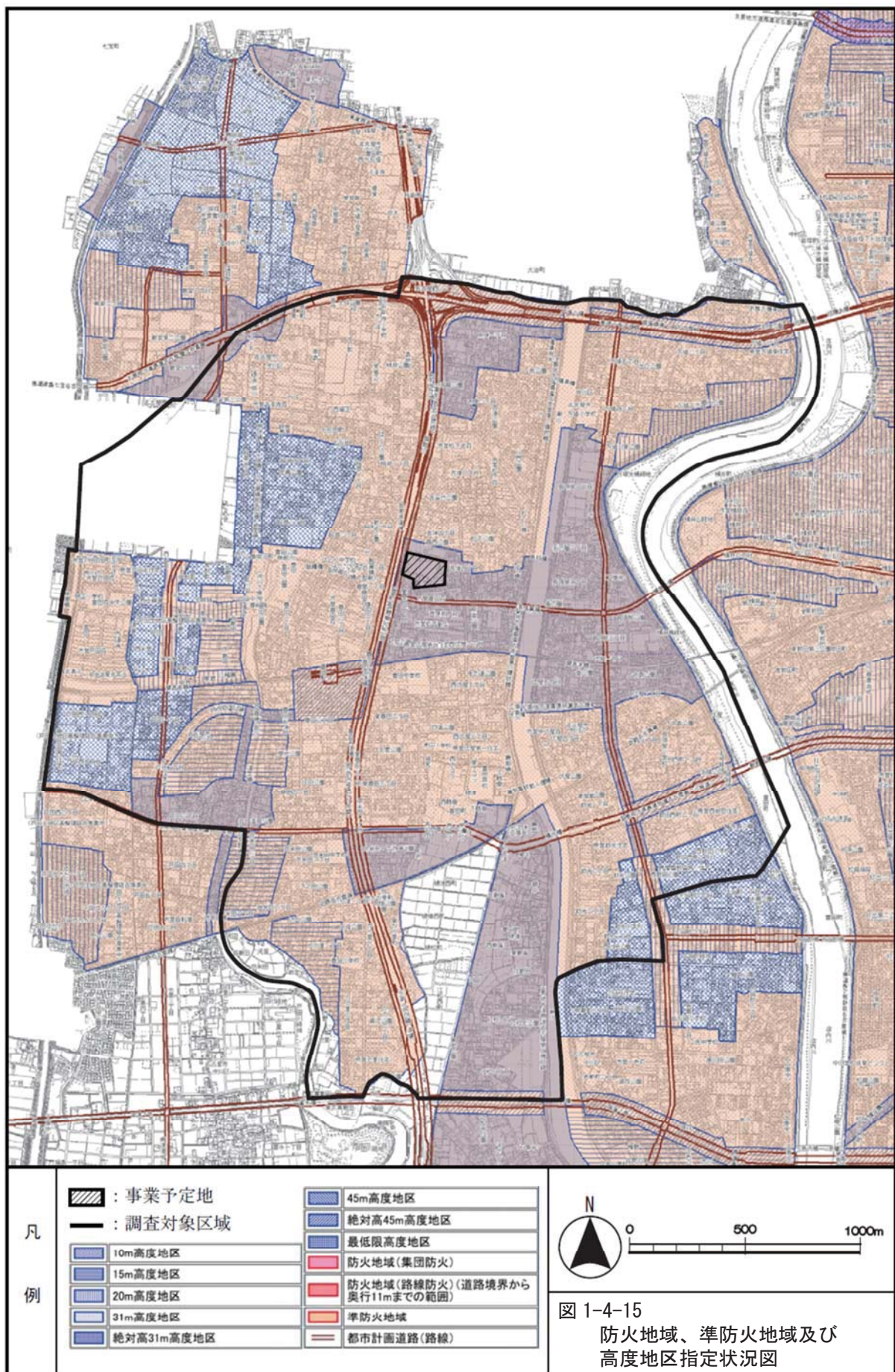


図 1-4-14 臨海部防災区域図

出典) 名古屋市ホームページ



この図は、名古屋市都市計画基本図を使用したものである。

4-1-7 環境保全に関する計画

(1) 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を策定している。平成 24 年 3 月に改定し、策定地域は、名古屋市はじめ 7 市となっており、あま市は含まれていない。

(2) 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として改定されている。平成 26 年 5 月には、持続可能な社会の構築に向けて、これからの環境施策の方向性を示す新たな計画として「第 4 次愛知県環境基本計画」が策定されている。

(3) 名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「名古屋市環境基本計画」を、平成 11 年 8 月に策定している。その後の新たな環境問題や社会情勢の変化を踏まえて平成 18 年 7 月に「第 2 次名古屋市環境基本計画」を策定し、現在は、「第 2 次名古屋市環境基本計画」の目標年度を迎えたことから、2050 年を見据え「水の環復活」、「低炭素都市」、「生物多様性」の 3 つの長期戦略を踏まえた「2050 年の環境都市ビジョン」を描き、それに向けた今後 10 年間の方向性と主な施策を示した「第 3 次名古屋市環境基本計画」を平成 23 年 12 月に策定した。「第 3 次名古屋市環境基本計画」の施策及び主な指標を表 1-4-8(1), (2) に示す。なお、計画の期間は平成 32 年度までとしている。

(4) 名古屋市一般廃棄物処理基本計画

名古屋市は、平成 20 年 5 月に 21 世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」を策定した。この計画では、「ごみも資源も、減らす、活かす」という基本方針を基に、平成 32 年度の目標を「挑戦目標」とし、「①総排出量を 104 万トンに削減する」「②資源分別量を 38 万トンから 50 万トンに引き上げる」「③ごみ処理量を 2 割削減し 54 万トンを目指す」「④埋立量 2 万トンを目指す」の 4 つの目標を掲げている。

また、埋立量を削減するために、不燃ごみとしていたプラスチック類の取り扱いについて、「① 容器包装プラスチックの分別徹底（法ルートによるリサイクル）」、「② 事業系プラスチックの分別徹底（自主的資源化の促進）」、「③ 法整備（非容器包装プラスチックの資源化ルート確立）の働きかけ」を行い、「④ ①～②を前提としつつ、③が実現するまでの間は、「ごみとして残るプラスチック」については、焼却による熱回収・埋立回避を行います。」としている。これに基づき平成 23 年 4 月からはプラスチック類の分別区分を可燃ごみとしている。

なお、平成 26 年から、第 4 次一般廃棄物処理基本計画の改定作業を進めている。

表 1-4-8(1) 第 3 次名古屋市環境基本計画の施策

2020 年度目標	取組方針	施策の方向
風土を活かし、 ともに創る環境 首都なごや	参加・協働を促進します	・環境情報の共有化 ・環境教育・環境学習の推進 ・環境保全活動の促進
	環境と経済・社会の好循環を推進します	・環境産業の育成、環境分野の技術開発の推進 ・環境に配慮した事業活動の推進 ・環境に配慮した消費行動の推進
	広域連携を推進します	・伊勢湾流域圏内の連携・交流促進 ・国内外の自治体との連携推進
	健康で安全な生活環境を確保します	・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・騒音・振動対策の推進 ・地盤環境の保全 ・公害による健康被害の救済・予防
	有害化学物質等の環境リスクを低減します	・有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有
	ごみ減量・リサイクルを推進します	・発生抑制・再使用の推進 ・分別・リサイクルの推進 ・産業廃棄物対策の推進
	ごみを安全・適正に処理します	・埋立量の削減
	土・水・緑の保全と創出を推進します	・緑の保全と創出 ・自然のネットワーク化と生物多様性の向上 ・歴史的・文化的環境を保存、活用したまちづくり
	健全な水循環の保全と再生を推進します	・保水機能の保全と向上 ・水資源の有効利用
	低炭素な生活を促進します	・自然エネルギー等の有効利用の促進 ・低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進 ・省エネ住宅・建築物の導入促進
	低炭素なまちづくりを推進します	・環境にやさしい交通体系の創出 ・駅そば生活圏の形成 ・ヒートアイランド対策の推進

表 1-4-8(2) 第 3 次名古屋市環境基本計画の主な指標

指 標	現状 (2012 年度)	目標 (2020 年度)
大気汚染に係る環境目標値（二酸化窒素）の達成率	88.9%	100%
水質汚濁に係る環境目標値（BOD）の達成率	84.0%	100%
ごみ処理量	62 万トン	54 万トン
ごみの埋立量	5.2 万トン	2 万トン
温室効果ガス排出量削減率（1990 年比）	-12.7% (2011 年度)	-25%

4-2 自然的状況

4-2-1 地形・地質等の状況

(1) 地形・地質

ア 地 形

調査対象区域及びその周辺の地形は、図 1-4-16 に示すとおり、自然堤防（微高地）、海岸平野、河原、干拓地、盛土地の地形に区分される。

事業予定地は、海岸平野及び盛土地に区分される。

資料)「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」(昭和 61 年 愛知県)

「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」(昭和 60 年 愛知県)

イ 地 質

調査対象区域及びその周辺の表層地質は、図 1-4-17 に示すとおり、砂・泥を主とする地質及び砂を主とする地質に区分される。

事業予定地は、砂・泥を主とする層に区分される。

資料)「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」(昭和 61 年 愛知県)

「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」(昭和 60 年 愛知県)

(2) 地盤沈下

調査対象区域内には、名古屋市の水準点が 14 箇所ある。

平成 24 年度の測量結果では、調査対象区域内の水準点において、年間 1cm 以上の沈下はみられない。

資料)「平成 24 年度 濃尾平野地域 地盤沈下等量線図」(平成 25 年 東海三県地盤沈下調査会)

「測量標配点図 中川区(西部)配点図」(名古屋市ホームページ)

「マップあいち 愛知県水準測量調査結果」(愛知県ホームページ)

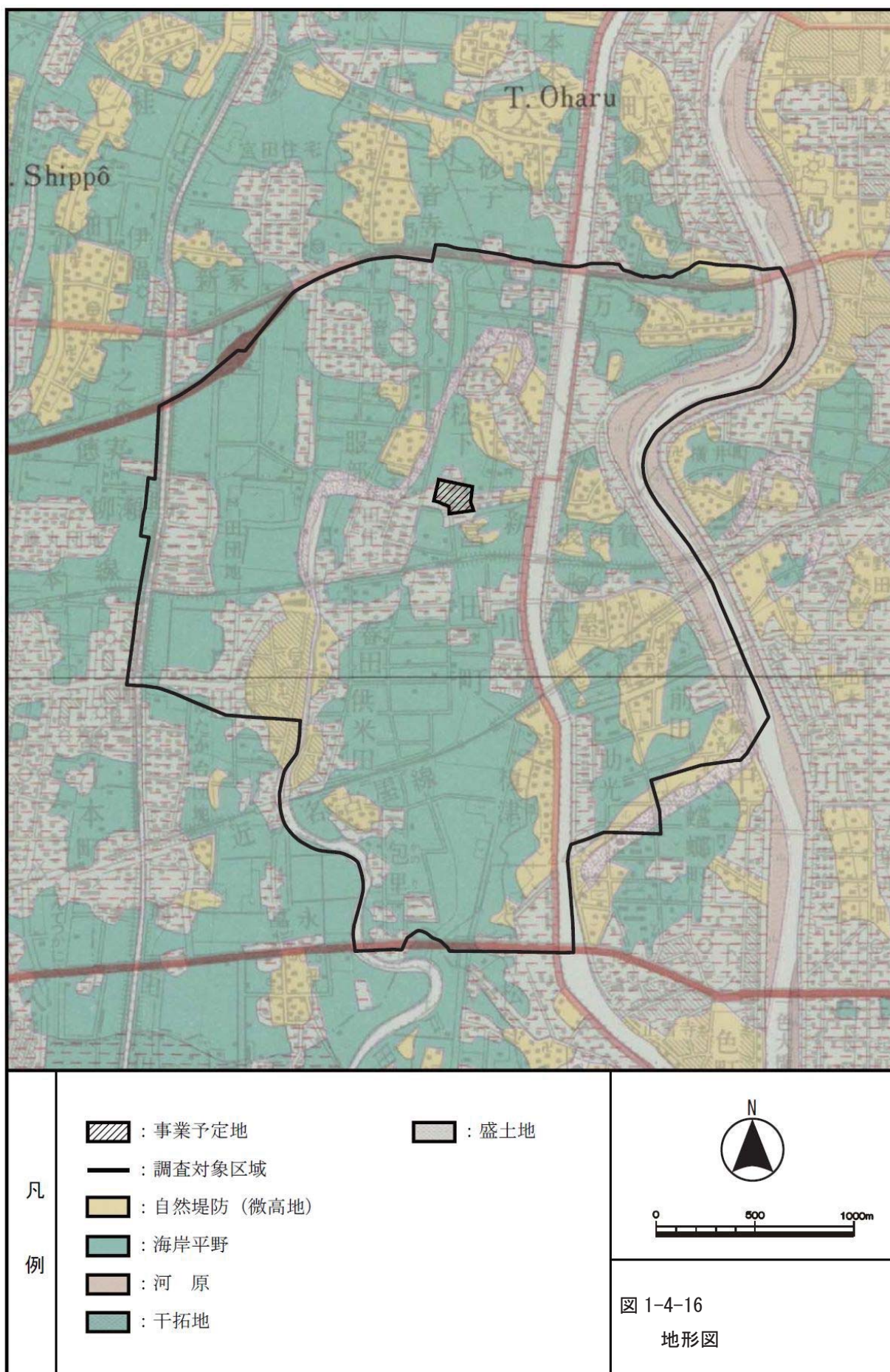
(3) 土壌汚染

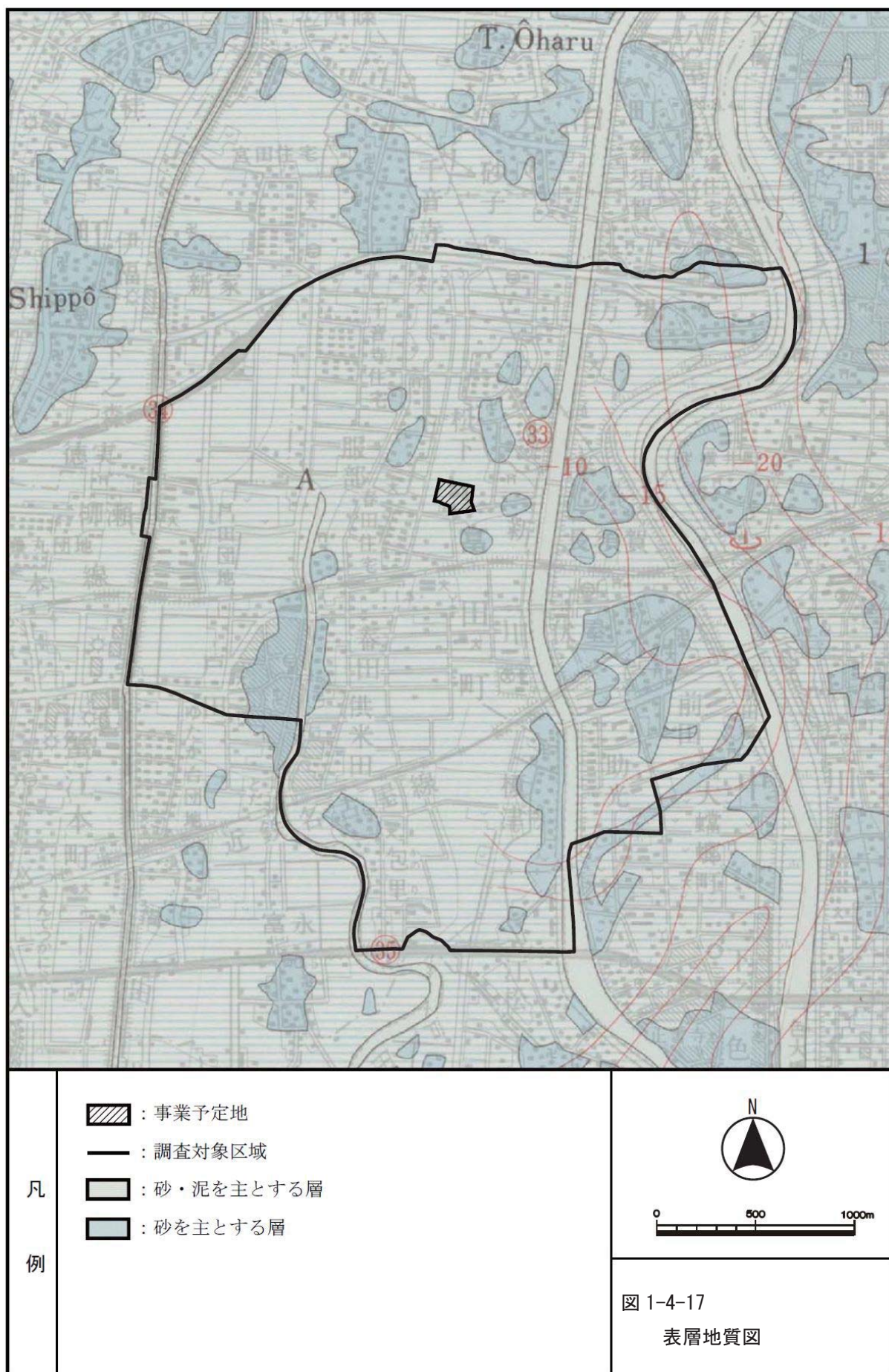
ア 地 歴

事業予定地は昭和 25 年には田畑、昭和 34 年には富田焼却所(昭和 39 年竣工)の敷地及び田畑であったが、その後、富田工場(平成元年竣工)として利用され、現在に至る。

また、事業予定地の周辺は、昭和 39 年ごろまでは多くは田畑であったが、市営住宅のほか、小規模集落も存在した。その後、住居や工場等が増加し、既存施設稼働時には現在とほぼ同じ状況となっている。

資料)「地図・空中写真閲覧サービス(旧「国土変遷アーカイブ空中写真閲覧システム」)」(国土地理院ホームページ)





イ PCB

既存施設のPCB廃棄物は平成23年度に全て適正に処理した。なお、処理するまでについては、PCBの漏えいを防ぐために、耐蝕性のステンレス製容器に入れるなど適切に管理し、漏えい等の事故の発生はなかった。

ウ ダイオキシン類

調査対象区域内における土壌のダイオキシン類調査結果は表 1-4-9 に、調査地点は図 1-4-18 に示すとおりであり、全ての地点で環境基準を満たしている。

資料)「ダイオキシン類土壌調査結果」(名古屋市ホームページ)

「ダイオキシン類対策」(環境省ホームページ)

表 1-4-9 土壌のダイオキシン類調査結果

調査年月日	測定調査地点		調査結果 (pg-TEQ/g)
	地点名称	所在地	
平成 14 年 8 月 22 日	市立富田第一保育園	中川区富田町	0.033
平成 14 年 8 月 23 日	伏屋公園	中川区伏屋四丁目	0.084
平成 15 年 5 月 26 日	市立富田第二保育園	中川区富田町大字戸田	0.093

注) TEQはダイオキシン類のそれぞれの異性体を2, 3, 7, 8-TCDDに換算して合計したもので、毒性換算にはWHO (1998) を用いた。

エ 要措置区域等の指定、土壌・地下水汚染の状況

事業予定地及び調査対象区域内において、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域、「名古屋市環境保全条例」に基づく措置管理区域、拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域に指定された土地はない。

また、事業予定地及び調査対象区域内において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条の17第1項に基づく指定区域(廃棄物が地下にある土地)に指定された区域はない。

なお、事業予定地周辺においては、表 1-4-10 に示すように、鉛、砒素、ふっ素による土壌汚染及びふっ素による地下水汚染が公表されている。

資料)「なごやの土壌・地下水汚染」(名古屋市ホームページ)

「指定区域の一覧」(名古屋市ホームページ)

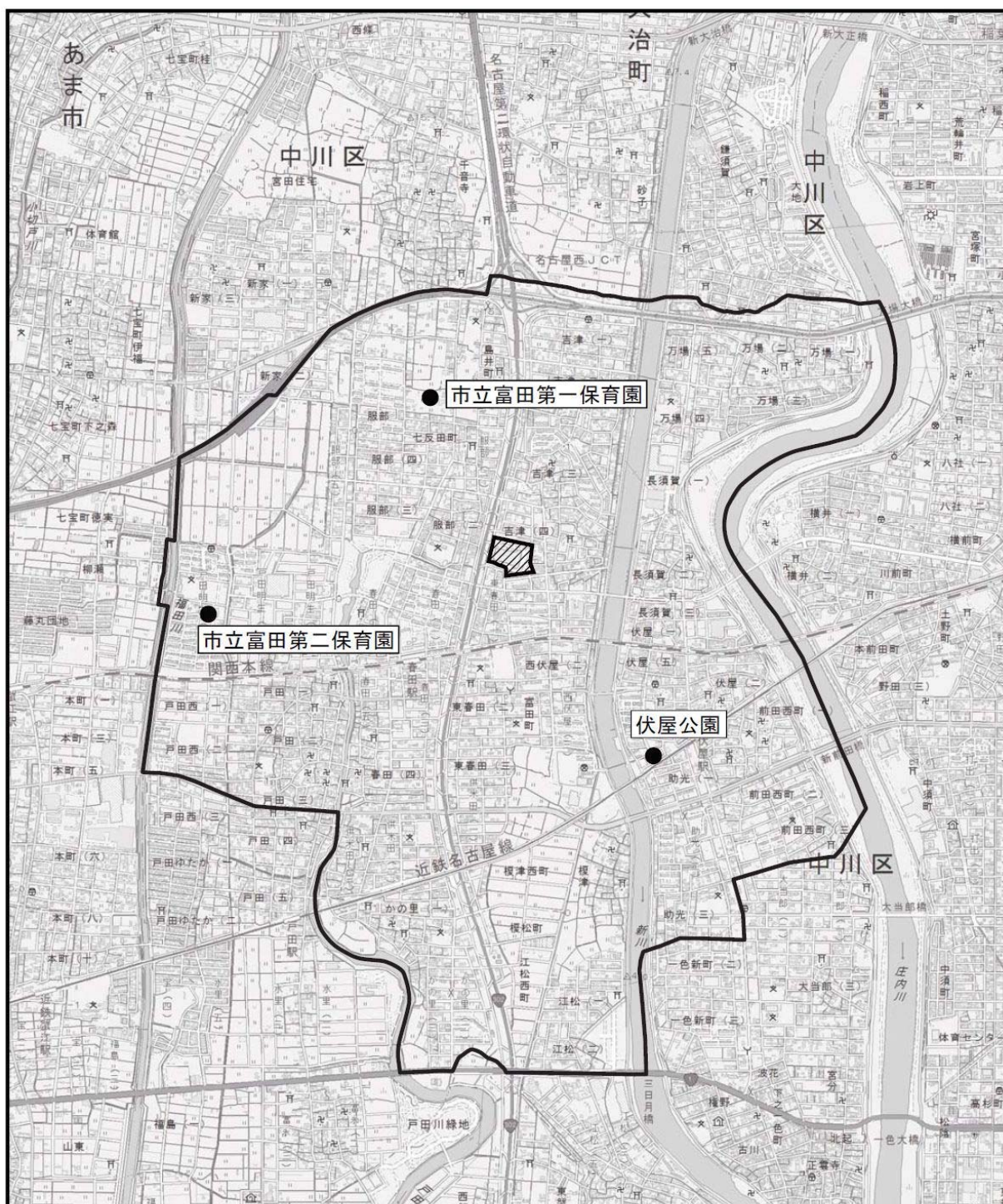
「近畿自動車道伊勢線 土壌・地下水の調査結果(平成 25 年 5 月)」(愛知国道事務所ホームページ)

「近畿自動車道伊勢線 土壌の調査結果について(平成 26 年 8 月 8 日)」(愛知国道事務所ホームページ)

表 1-4-10 事業予定地周辺における土壌・地下水汚染の状況

汚染物質	基準の種類	濃度の範囲	土壌汚染等処理基準
鉛及びその化合物	土壌溶出量	不検出～0.15mg/L	0.01mg/L
	土壌含有量	980mg/kg (最大値)	150mg/kg
砒素及びその化合物	土壌溶出量	不検出～0.057mg/L	0.01mg/L
ふっ素及びその化合物	土壌溶出量	不検出～5.1mg/L	0.8mg/L
	地下水	2.6mg/L (最大値)	0.8mg/L

注) 本表の作成に使用した資料の一部には事業予定地周辺以外の結果も含まれており、「濃度の範囲」には、その結果も含まれている。



- 凡 例
-  : 事業予定地
 -  : 調査対象区域
 - : 土壌のダイオキシン類調査地点

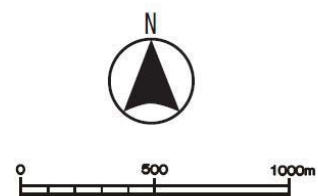


図 1-4-18
土壌のダイオキシン類調査地点

4-2-2 水環境の状況

(1) 水 象

調査対象区域は、庄内川水系及び日光川水系内にある。

調査対象区域内には庄内川水系の河川である庄内川及び新川並びに日光川水系の河川である戸田川及び福田川が流れている。

資料)「名古屋市河川図」(平成 13 年 名古屋市)

(2) 水 質

調査対象区域内に調査地点はない。

調査対象区域内を流れる新川、戸田川及び福田川において平成 25 年度に実施された調査の結果によると、pH の環境目標値適合率が戸田川（新東福橋）で 8.3%、新川（日の出橋）及び福田川（新西福橋）で 100%、DO の環境目標値適合率が新川（日の出橋）で 92%、戸田川（新東福橋）及び福田川（新西福橋）で 100%であった。

また、BOD の環境目標値については、新川（日の出橋）では達成しているが、戸田川（新東福橋）と福田川（新西福橋）では達成していない。なお、福田川については平成 25 年 9 月から水質環境目標値の引き上げがなされており、平成 24 年度までは旧目標値を達成していた。

資料)「平成 25 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(平成 26 年 名古屋市)

「平成 25 年度 公共用水域及び地下水の水質調査結果について」(平成 26 年 愛知県)

(3) 底 質

調査対象区域内に調査地点はない。

名古屋市内においては、平成 25 年度は河川 3 地点及び名古屋港 1 地点で測定が行われ、総水銀及び PCB については、全地点で暫定除去基準に適合していた。

資料)「平成 25 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(平成 26 年 名古屋市)

「平成 25 年度 公共用水域及び地下水の水質調査結果について」(平成 26 年 愛知県)

(4) 地下水

調査対象区域内における地下水調査結果は、表 1-4-11 に示すとおりである。

過去 5 年間における調査では、全て環境基準を満たしていた。

資料)「平成 21～25 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(平成 22～26 年 名古屋市)

「平成 21～25 年度 公共用水域及び地下水の水質調査結果について」(平成 22～26 年 愛知県)

表 1-4-11 地下水調査結果における環境基準適合状況

年度	H21	H22	H23	H24	H25
調査地点数	1	1	5	3	0
環境基準 達成地点	1	1	5	3	0

4-2-3 大気環境の状況

(1) 気 象

名古屋地方気象台における過去5年間（平成21～25年度）の年間平均気温は16.3℃、年平均降水量は1,660.4mmである。

また、調査対象区域内の富田支所における過去5年間の風向・風速の測定結果は、表1-4-12に示すとおりである。

5年間の最多風向は名古屋地方気象台、富田支所ともに北北西となっており、次いで北西が多かった。平均風速は名古屋地方気象台が3.0m/s、富田支所が2.7m/sとなっており、冬季から春季にかけて強くなる傾向を示した。

資料)「平成21～25年度 大気環境調査報告書」（平成22～26年 名古屋市）

「気象観測データ」（気象庁ホームページ）

表1-4-12 気象測定結果（月別最多風向及び平均風速（平成21～25年度））

単位：風速（m/s）

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
富田支所	最多風向	NW	NW	SSW	SE	SSW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NW	NW	NNW
	平均風速	3.0	3.0	2.4	2.5	2.5	2.6	2.5	2.3	2.6	2.6	3.0	3.1	2.7

(2) 大気質

調査対象区域内の常監局は、一般局の富田支所のみであり、自排局は存在しない。

常監局の位置は、図1-4-19に示すとおりである。

富田支所並びに名古屋市内及びあま市内の常監局における環境基準及び環境目標値（名古屋市内の常監局に限る。）の達成状況は以下のとおりである。

資料)「平成25年度 大気汚染常時監視結果（本編・資料編）」（平成26年 名古屋市）

「平成25年度ダイオキシン類調査結果について」（平成26年 名古屋市）

「事業概要（平成25年度資料編）」（名古屋市ホームページ）

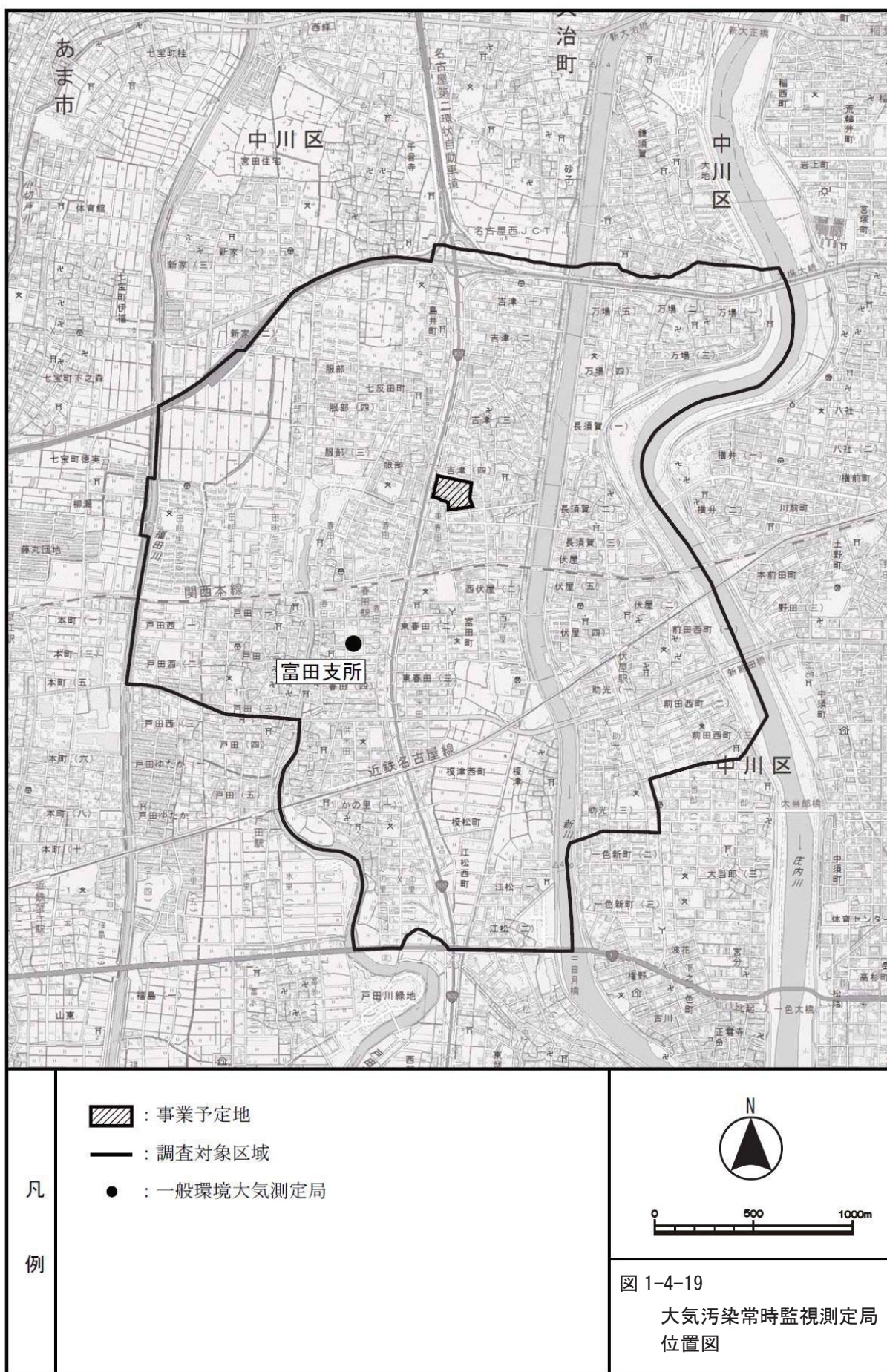
「平成25年度大気汚染調査結果」（平成26年 愛知県）

「平成24年度ダイオキシン類に係る環境調査結果について」（愛知県ホームページ）

ア 二酸化硫黄

富田支所では二酸化硫黄の測定は行っていない。

なお、名古屋市内では5局（一般局4局、自排局1局）で測定が行われており、平成25年度における測定結果では、全局で環境基準を達成している。



イ 二酸化窒素

富田支所での平成 25 年度における測定結果は、表 1-4-13 に示すとおりである。

なお、名古屋市内では 18 局（一般局 11 局、自排局 7 局）、あま市内では 2 局（一般局 1 局、自排局 1 局）で測定が行われており、平成 25 年度における測定結果では、全局で環境基準を達成している。また、名古屋市内の自排局 1 局では環境目標値を達成していない。

表 1-4-13 二酸化窒素測定結果（平成 25 年度 富田支所）

年平均値 (ppm)	環境基準との対比		環境目標値との対比		1 時間値の 最高値 (ppm)	日平均値の 年間 98%値 (ppm)	環境基準・ 環境目標値 の達成状況 ○：達 成 ×：非達成
	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm を 超えた日数とその割合				
	(日)	(%)	(日)	(%)			
0.015	0	0	1	0.3	0.072	0.032	○

注) 1:環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値は 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。」である。

2:環境目標値は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。」である。

3:評価方法は、「1 日平均値である測定値につき、測定値の低い方から 98% 目に当たる値で評価する。」である。

ウ 一酸化炭素

富田支所では一酸化炭素の測定は行われていない。

なお、名古屋市内では 2 局（一般局 1 局、自排局 1 局）で測定が行われており、平成 25 年度における測定結果では、全局で環境基準を達成している。

エ 浮遊粒子状物質

富田支所での平成 25 年度における測定結果は、表 1-4-14 に示すとおりである。

なお、名古屋市内では 18 局（一般局 11 局、自排局 7 局）、あま市内では 2 局（一般局 1 局、自排局 1 局）で測定が行われており、平成 25 年度における測定結果では、全局で長期的評価に基づく環境基準を達成しているが、あま市の自排局では 1 時間値が 0.20mg/m³ を超過した時間があり、短期的評価に基づく環境基準を達成していなかった。

表 1-4-14 浮遊粒子状物質測定結果（平成 25 年度 富田支所）

年平均値 (mg/m³)	環境基準及び環境目標値との対比				1 時間値 の最高値 (mg/m³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m³)	環境基準・ 環境目標値 の達成状況 ○：達 成 ×：非達成
	1 時間値が 0.20mg/m³ を超 えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m³ を 超えた日数とその割合				
	(時間)	(%)	(日)	(%)			
0.022	0	0	0	0	0.138	0.059	○

注) 1:環境基準及び環境目標値は、「1 時間値の 1 日平均値は 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。」である。

2:評価方法は、「1 日平均値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した値 (2% 除外値) で評価する。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。」である。

オ 光化学オキシダント

富田支所での平成 25 年度における測定結果は、表 1-4-15 に示すとおりである。

なお、名古屋市内では 14 局（一般局 11 局、自排局 3 局）、あま市内では 1 局（一般局）で測定が行われており、平成 25 年度における測定結果では、全局で環境基準を達成していない。

表 1-4-15 光化学オキシダント測定結果（平成 25 年度 富田支所）

昼間の 1 時間値の 年平均値 (ppm)	環境基準及び環境目標値との対比		昼間の 1 時間値の 最高値 (ppm)	環境基準の 達成状況 ○：達 成 ×：非達成
	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた 時間数とその割合			
	(時間)	(%)		
0.033	410	7.7	0.103	×

注) 1:環境基準及び環境目標値は、「1 時間値が 0.06ppm 以下であること。」である。

2:評価方法は、「5 時から 20 時の昼間時間帯において、年間を通じて 1 時間値が 0.06ppm 以下に維持されること。」である。

カ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

富田支所では、平成 24 年度から微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の測定を行っている。平成 25 年度における測定結果は、表 1-4-16 に示すとおりである。

なお、名古屋市内では 17 局（一般局 10 局、自排局 7 局）で測定が行われており、そのうち平成 25 年度における測定結果では、全局で環境基準を達成していない。ただし、有効測定日数 250 日未満の常監局 4 局（一般局 3 局、自排局 1 局）は評価対象としていない。

表 1-4-16 微小粒子状物質測定結果（平成 25 年度 富田支所）

年平均値 (μ g/m ³)	環境基準との対比		日平均値の 98 パーセン タイル値 (μ g/m ³)	環境基準の 達成状況 ○：達 成 ×：非達成
	日平均値が 35 μ g/m ³ を超え た日数とその割合			
	(日)	(%)		
16.3	15	4.2	39.9	×

注) 1:環境基準は、「1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

2:評価方法は、「1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること（長期基準）かつ、1 日平均値のうち年間 98 パーセンタイル値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること（短期基準）で評価する。」である。

キ ダイオキシン類

富田支所では現在、ダイオキシン類の測定は行われていないが、平成 19 年度までは測定を行っていた。平成 15～19 年度の測定結果は表 1-4-17 に示すとおりであり、5 年間とも環境基準を達成していた。

また、名古屋市内では 4 地点、あま市内では 1 地点で測定が行われており、平成 25 年度（あま市内は平成 24 年度）における測定結果では、全地点で環境基準を達成している。

なお、調査対象区域内において、ダイオキシン類特定施設を設置している事業者からの測定結果報告はなされていない。

表 1-4-17 ダイオキシン類測定結果（富田支所）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
年平均値 (pg-TEQ/m ³)	0.091	0.077	0.13	0.063	0.051

注) 環境基準は、「1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下であること。」である。

ク 有害大気汚染物質

(7) 環境基準が定められている物質

富田支所での平成 25 年度における測定結果は、表 1-4-18 に示すとおりである。

なお、名古屋市内では 5 地点で測定が行われており、平成 25 年度における測定結果では、全地点で環境基準を達成している。

表 1-4-18 環境基準が定められている物質の測定結果（平成 25 年度 富田支所）

物質名	調査結果	環境基準	達成状況 ○：達 成 ×：非達成
ベンゼン (μg/m ³)	1.2	3 以下	○
トリクロロエチレン (μg/m ³)	0.41	200 以下	○
テトラクロロエチレン (μg/m ³)	0.11	200 以下	○
ジクロロメタン (μg/m ³)	2.1	150 以下	○

注) ベンゼンについては環境基準と同じ環境目標値が設定されている。

(イ) 指針値が定められている物質

富田支所での平成 25 年度における測定結果は、表 1-4-19 に示すとおりである。

なお、名古屋市内では 5 地点で測定が行われており、平成 25 年度における測定結果では、全地点で指針値を満たしている。

表 1-4-19 指針値が定められている物質の測定結果（平成 25 年度 富田支所）

物質名	調査結果	指針値	達成状況 ○：達 成 ×：非達成
アクリロニトリル (μg/m ³)	0.038	2 以下	○
塩化ビニルモノマー (μg/m ³)	0.017	10 以下	○
水銀及びその化合物 (ng/m ³)	2.2	40 以下	○
ニッケル化合物 (ng/m ³)	4.4	25 以下	○
クロロホルム (μg/m ³)	0.23	18 以下	○
1,2-ジクロロエタン (μg/m ³)	0.38	1.6 以下	○
1,3-ブタジエン (μg/m ³)	0.076	2.5 以下	○
ヒ素及びその化合物 (ng/m ³)	2.1	6 以下	○

(3) 騒 音

ア 環境騒音

調査対象区域における平成 21 年度の環境騒音調査地点は図 1-4-21 に、調査結果は表 1-4-20 に示すとおりである。等価騒音レベル (L_{Aeq}) は、準工業地域の伏屋五丁目が昼間 52dB、夜間 42dB であり、昼間及び夜間ともに環境基準を達成している。第 1 種住居地域の春田五丁目が昼間 45dB、夜間 38dB、吉津二丁目が昼間 48dB、夜間 41dB であり、昼間及び夜間ともに環境基準を達成している。

また、名古屋市内における環境騒音の主な寄与音源は、図 1-4-20 に示すとおりであり、自動車騒音が 62.7%と最も多く、次いで工場騒音の 8.6%、建設騒音の 4.9%となっている。

資料)「名古屋市の騒音 環境騒音編 (平成 21 年度)」(名古屋市ホームページ)

表 1-4-20 環境騒音調査結果

単位：dB

調査地点	用途地域	等価騒音レベル (L_{Aeq})		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間
中川区伏屋五丁目	準工業地域	52	42	60 以下	50 以下
中川区春田五丁目	第 1 種住居地域	45	38	55 以下	45 以下
中川区吉津二丁目		48	41		

注) 昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日の 6 時までである。

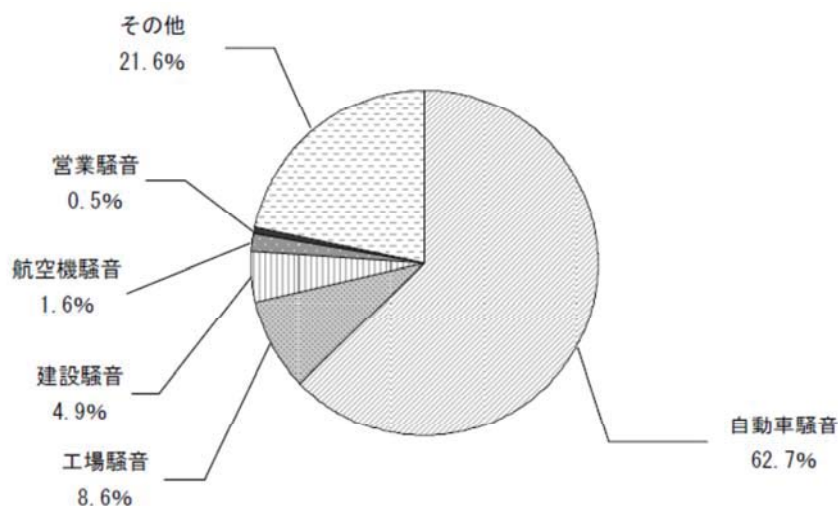


図 1-4-20 環境騒音の主な寄与音源

イ 道路交通騒音

調査対象区域及びその周辺における平成 20 年度の道路交通騒音調査結果は表 1-4-21 に示すとおりである。これによると、等価騒音レベル (L_{Aeq}) が最も大きい路線は県道名古屋蟹江弥富線であり、昼間 73dB、夜間 69dB となっている。

また、調査対象区域における平成 20 年度の道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果は、表 1-4-22 に、調査路線は図 1-4-22 に示すとおりであり、昼夜間とも環境基準を達成した住居等の割合は 54～100%の範囲となっている。

資料)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成 19 年度・平成 20 年度)」(名古屋市ホームページ)
「平成 20 年度自動車騒音実態監視結果一覧表」(名古屋市ホームページ)

表 1-4-21 道路交通騒音調査結果

路線名	測定地点の住所	等価騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)		交通量 (台)		大型車混入率 (%)
		昼間	夜間	小型車	大型車	
近畿自動車道名古屋大阪線	中川区新家二丁目	62	57	—	—	—
国道 302 号	中川区春田三丁目	61	56	200	94	32
県道名古屋中環状線	中川区吉津三丁目	70	66	68	13	16
県道名古屋蟹江弥富線	中川区富田町	73	69	305	54	15
県道弥富名古屋線	中川区春田三丁目	64	59	90	8	8
	中川区助光一丁目	69	65	144	30	17
県道津島七宝名古屋線	中川区万場五丁目	68	65	784	362	32

注) 1:昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日の 6 時までである。

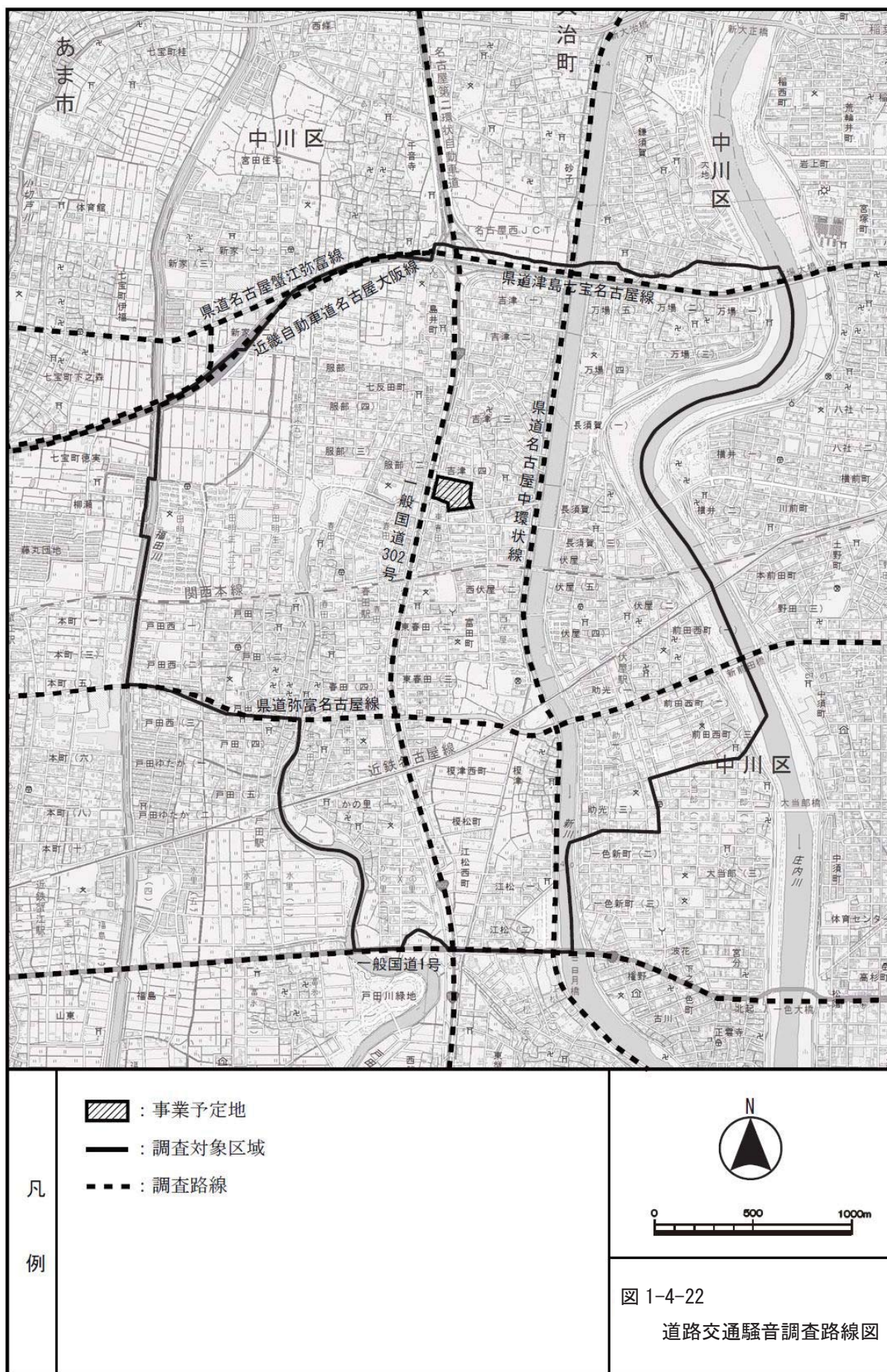
2:交通量は、昼間 10 分間における台数である。

表 1-4-22 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果

道路名	評価区間		区間内全戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)		
	始点	終点		昼間	夜間	昼夜
近畿自動車道名古屋大阪線	中川区新家 2 丁目	中川区新家 2 丁目	39	90	90	90
一般国道 1 号	中川区下之一色町	中川区江松西町	566	91	86	85
	中川区江松西町	中川区福島 2 丁目	130	98	98	98
一般国道 302 号	中川区江松西町	中川区春田 3 丁目	407	100	100	100
	中川区春田 3 丁目	中川区島井町	412	98	98	98
	中川区島井町	中川区富田町	14	100	100	100
県道津島七宝名古屋線	中川区新家 2 丁目	中川区新家 2 丁目	67	99	99	99
	中川区島井町	中川区岩塚町	397	99	98	98
県道名古屋蟹江弥富線	中川区島井町	中川区新家 2 丁目	312	57	54	54
	中川区新家 2 丁目	中川区新家 2 丁目	62	98	98	98
県道名古屋中環状線	中川区吉津 1 丁目	港区小賀須 1 丁目	887	99	99	99
県道弥富名古屋線	中川区富田町	中川区富田町	277	100	100	100
	中川区戸田西 2 丁目	中川区富田町	1151	100	100	100
	中川区富田町	中川区打中 1 丁目	289	100	100	100

注) 環境基準達成率は以下のとおりである。

- ・昼間：昼間に環境基準を達成した住居等の割合
- ・夜間：夜間に環境基準を達成した住居等の割合
- ・昼夜：昼夜間とも環境基準を達成した住居等の割合



(4) 振 動

調査対象区域及びその周辺における平成 19 年度及び平成 20 年度の道路交通振動調査結果は表 1-4-23 に示すとおりである。これによると、振動レベルが最も大きい路線は県道弥富名古屋線であり 48dB となっている。

資料)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成 19 年度・平成 20 年度)」(名古屋市ホームページ)

表 1-4-23 道路交通振動調査結果

路線名	測定地点の住所	振動レベル(L ₁₀) (dB)	交通量 (台)		大型車 混入率 (%)
			小型車	大型車	
近畿自動車道名古屋大阪線	中川区新家二丁目	45	—	—	—
国道 302 号	中川区春田三丁目	46	200	94	32
県道名古屋中環状線	中川区吉津三丁目	40	68	13	16
県道名古屋蟹江弥富線	中川区富田町	43	305	54	15
県道弥富名古屋線	中川区春田三丁目	43	90	8	8
	中川区助光一丁目	48	144	30	17

注) 1:振動レベルは昼間 10 分間における振動レベルの 80%レンジの上端値である。

2:交通量は、昼間 10 分間における台数である。

(5) 悪 臭

平成 24 年度の名古屋市における悪臭に関する苦情処理件数は 327 件あり、公害苦情処理件数総数 1,693 件の約 19%を占めている。また、中川区では総数 165 件のうち 43 件(約 26%)が悪臭に関する苦情処理件数となっている。

また、平成 23 年度のあま市における悪臭に関する苦情処理件数は 71 件であり、公害苦情処理件数総数 94 件の約 76%を占めている。

資料)「平成 25 年版 名古屋市環境白書」(平成 26 年 名古屋市)

「統計あま」(あま市ホームページ)

(6) 温室効果ガス等

名古屋市における平成 23 年度の部門別二酸化炭素排出量は、図 1-4-23 に示すとおりである。これによると、最も多いのは運輸の 30.2%、次いで業務の 25.3%となっており、家庭からの排出量も 21.5%と産業の 20.7%を上回る量となっている。

二酸化炭素濃度は調査対象区域では測定しておらず、名古屋市内では 2 局(天白区及び中区)で測定しており、これらの測定結果は、図 1-4-24 に示すとおりである。これによると、二酸化炭素濃度は、天白区では年々増加している。

資料)「名古屋市域からの温室効果ガス排出量の調査結果」(名古屋市ホームページ)

「平成 25 年度 二酸化炭素濃度年報」(名古屋市ホームページ)

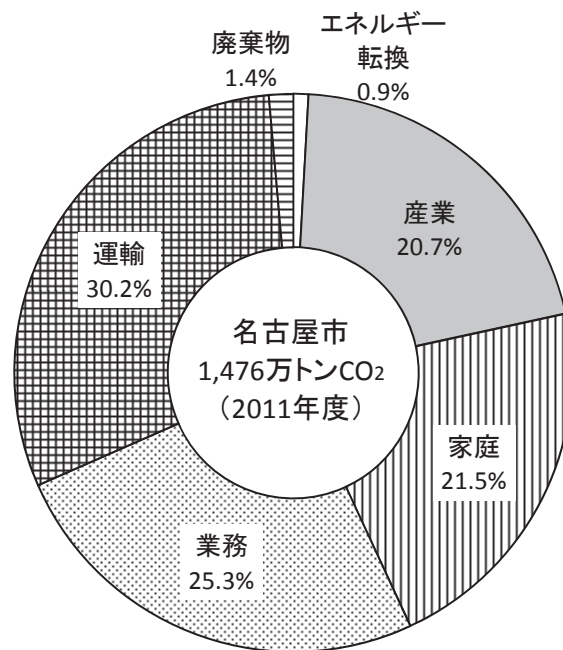


図 1-4-23 部門別二酸化炭素排出量 (2011 年度)

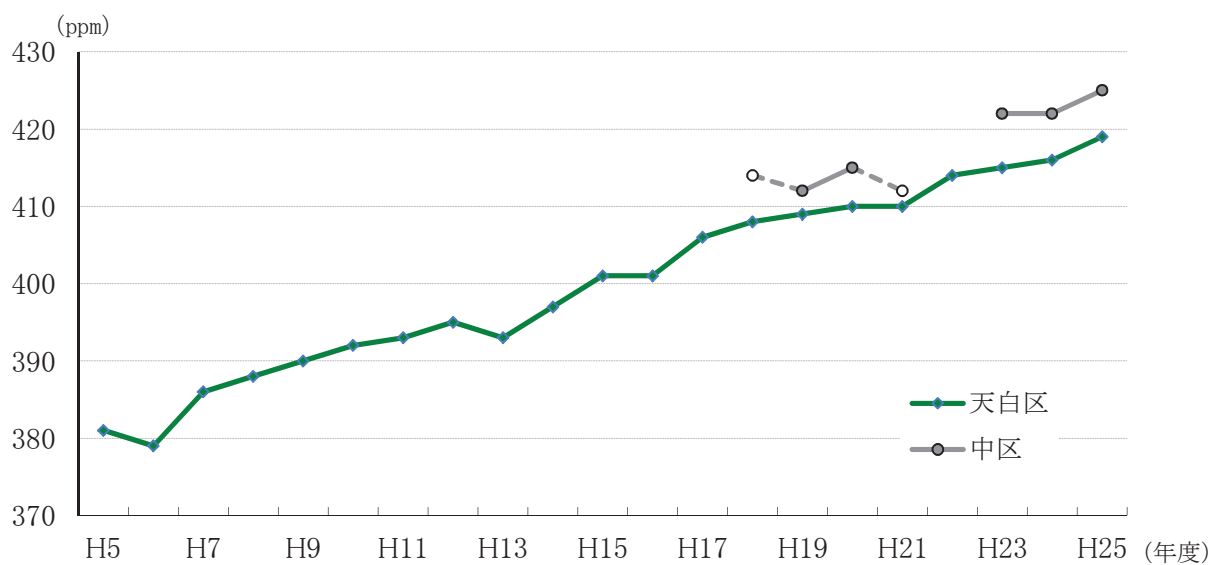


図 1-4-24 二酸化炭素濃度年平均値の推移

注) 中区では、平成 18 年度途中から測定を開始し、平成 21 年度途中から測定を休止していた。
 そのため、平成 18 年度及び 21 年度の値は参考値である。
 その後、平成 23 年度から測定を再開している。

4-2-4 動植物及び生態系の状況

(1) 動 物

調査対象区域は、商業、業務施設や住宅等が大半を占め、人為的影響を強く受けた環境となっており、野生動物の生息に適した環境とはなっていない。

なお、調査対象区域周辺の動物について、「名古屋市の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックなごや 2004 動物編」(平成 16 年 名古屋市)、「名古屋市の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックなごや 2010 2004 年版補遺」(平成 22 年 名古屋市)及び「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2009」(平成 21 年 愛知県)には、54 種類掲載されている。

(2) 植 物

調査対象区域は市街地で、人為的影響を強く受けた環境となっており、注目される植生は確認されていない。

なお、調査対象区域周辺の植物について、「名古屋市の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックなごや 2004 植物編」(平成 16 年 名古屋市)、「名古屋市の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックなごや 2010 2004 年版補遺」及び「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2009」には、46 種類掲載されている。

(3) 生態系

調査対象区域は、住宅や中小工場で大半を占める市街地であり、人為的影響を強く受けた環境となっているため、注目される生態系は確認されていない。

(4) 緑 地

調査対象区域における緑地は、横井橋緑地、万場大橋緑地の一部、戸田川緑地の一部、及び多数の公園等に散在している。

また、事業予定地のうち東側の一部には、地域住民の利用に供する緑地を設けている。

4-2-5 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景 観

調査対象区域は、市街化された地域であり、特筆すべき自然景観は存在しない。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業予定地の西側約 500m に富田公園があり、戸田川発見隊を中心に公園内の花壇等の整備や公園内を流れる戸田川において大清掃及び観察会等が開催されている。

第 5 章 対象事業に係る環境影響評価の項目

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目

5-1 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出

本事業の実施に伴い、事業予定地及びその周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因（以下、「影響要因」という。）について、事業特性を踏まえ抽出した結果は、表 1-5-1 に示すとおりである。

表 1-5-1 影響要因の抽出

影響要因の区分	環境に影響を及ぼす内容	
	細区分	
工事中	既存設備の解体・撤去	大気汚染物質の排出、廃棄物等の発生、温室効果ガス等の排出
	外構工事	土壌汚染の状況、廃棄物等の発生、温室効果ガス等の排出
	新規設備の設置	廃棄物等の発生、温室効果ガス等の排出
	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出
	工事関係車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出、交通安全への影響
存在・供用時	施設の存在	緑地等の存在
	施設の稼働	大気汚染物質の排出、騒音・振動・低周波音・悪臭の発生、廃棄物等の発生、温室効果ガスの排出
	施設関連車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出、交通安全への影響

5-2 影響を受ける環境要素の抽出

事業特性を踏まえて抽出した影響要因（上記表 1-5-1）に基づき、事業予定地及びその周辺の地域特性を勘案し、環境影響評価の対象とする環境要素を抽出して、環境影響評価の項目を選定した。

環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連は、表 1-5-2 に示すとおりである。また、各環境要素について、環境影響評価の項目として選定した理由は表 1-5-3 に、選定しなかった理由は表 1-5-4 に示すとおりである。

なお、環境影響評価の対象とする環境要素は、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、土壌、廃棄物等、温室効果ガス等、安全性及び緑地等の計 10 項目である。

表 1-5-2 環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の区分

環境要素の区分	影響要因の区分	工事中					存在・供用時		
	細区分	既存設備の解体・撤去	外構工事	新規設備の設置	建設機械の稼働	工事関係車両の走行	施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行
(1) 大気質	浮遊粒子状物質				○	○		○	○
	窒素酸化物				○	○		○	○
	二酸化硫黄							○	
	塩化水素							○	
	石綿	○							
	ダイオキシン類	○						○	
	水銀							○	
(2) 騒音	建設作業騒音				○				
	道路交通騒音					○			○
	施設の稼働に伴う騒音							○	
(3) 振動	建設作業振動				○				
	道路交通振動					○			○
	施設の稼働に伴う振動							○	
(4) 低周波音	施設の稼働に伴う低周波音							○	
(5) 悪臭	施設の稼働に伴う悪臭							○	
(6) 水質・底質									
(7) 地下水									
(8) 地形・地質									
(9) 地盤									
(10) 土壌	ダイオキシン類		○						
	特定有害物質		○						
(11) 植物									
(12) 動物									
(13) 生態系									
(14) 景観									
(15) 人と自然との触れ合いの活動の場									
(16) 文化財									
(17) 廃棄物等	廃棄物等	○	○	○				○	
(18) 温室効果ガス等	二酸化炭素（温室効果ガス）	○	○	○	○	○		○	○
	オゾン層破壊物質	○							
(19) 風害									
(20) 日照障害									
(21) 電波障害									
(22) 地域分断									
(23) 安全性	交通安全					○			○
(24) 緑地等	緑地の状況						○		

表 1-5-3 環境影響評価の項目として選定した理由

環境要素	時期	選定した理由
(1) 大気質	工事中	・既存設備の解体・撤去前に石綿^{注1)}及びダイオキシン類の適切な除去が必要となる。 ・建設機械の稼働に伴い排出される浮遊粒子状物質及び窒素酸化物による大気質への影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い排出される浮遊粒子状物質及び窒素酸化物による大気質への影響が考えられる。
	供用時	・施設の稼働に伴い排出される浮遊粒子状物質及び窒素酸化物等による大気質への影響が考えられる。 ・施設関連車両の走行に伴い排出される浮遊粒子状物質及び窒素酸化物による大気質への影響が考えられる。
(2) 騒音	工事中	・建設機械の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
	供用時	・施設の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・施設関連車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
(3) 振動	工事中	・建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。
	供用時	・施設の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 ・施設関連車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。
(4) 低周波音	供用時	・施設の稼働に伴い発生する低周波音による影響が考えられる。
(5) 悪臭	供用時	・施設の稼働に伴い発生する悪臭による影響が考えられる。
(10) 土壌	工事中	・掘削を伴う外構工事を行う場合は、汚染土壌の飛散等の影響が考えられる。
(17) 廃棄物等	工事中	・既存設備の解体・撤去前の石綿^{注2)}及びダイオキシン類除去作業により発生する廃棄物による影響が考えられる。 ・既存設備の解体・撤去、外構工事及び新規設備の設置に伴い発生する建設系廃棄物による影響が考えられる。
	供用時	・施設の稼働に伴い発生する廃棄物による影響が考えられる。
(18) 温室効果ガス等	工事中	・既存設備の解体・撤去、外構工事、新規設備の設置、建設機械の稼働及び工事関係車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。 ・既存設備の解体・撤去によるオゾン層破壊物質の発生が考えられる。
	供用時	・施設の稼働及び施設関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。
(23) 安全性	工事中	・工事関係車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
	供用時	・施設関連車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
(24) 緑地等	供用時	・外構工事を行う場合、緑化率の変化が考えられる。

注) 1:方法書においては石綿の使用が確認された場合には除去が必要となると記載したが、調査の結果、吹き付け石綿は確認されなかった。

2:調査の結果、非飛散性の石綿の使用の可能性があることが確認された。

表 1-5-4 環境影響評価の項目として選定しなかった理由

環境要素	時期	選定しなかった理由
(4) 低周波音	工事中	・著しく低周波音を発生する建設機械は使用しない。
(5) 悪臭	工事中	・既存設備の解体・撤去は原則として建屋内で行うため、周囲への影響は小さいと考えられる。
(6) 水質・底質 (7) 地下水	工事中 ・ 供用時	・工事中の排水は、必要に応じた水処理装置を経て公共下水道に排水するため、周辺への影響は小さいと考えられる。 ・施設稼働時の排水は、発生から処理されるまでコンクリート建屋内を通じており、処理後は施設内で再利用し、あるいは公共下水道に放流する。<u>また、雨水についても公共下水道に放流する。</u>そのため、周辺への影響は小さいと考えられる。 ・有害物質等を使用・貯蔵する施設があり、水質汚濁防止法の指定事業場に該当するが、有害物質等の貯蔵タンク及び配管は屋内に設置し、不浸透性の床面及び周囲を防液堤で囲むことで流出防止を図っていることから、周辺への影響は小さいと考えられる。 ・工場棟内の有害物質等保管場所へは浸水防止措置を実施するなどにより、洪水が生じた場合にも工場棟への浸水を防止し、有害物質等が流出しないようにすることから、周辺への影響は小さいと考えられる。
(8) 地形・地質	工事中 ・ 供用時	・設備更新による施設再稼働のため、大規模な掘削等は行わないことから、本事業による変化はないものと考えられる。
(9) 地盤		
(10) 土壌	供用時	・有害物質等を使用・貯蔵する施設があり、水質汚濁防止法の指定事業場に該当するが、有害物質等の貯蔵タンク及び配管は屋内に設置し、不浸透性の床面及び周囲を防液堤で囲むことで流出防止を図っていることから、周辺への影響は小さいと考えられる。 ・工場棟内の有害物質等保管場所へは浸水防止措置を実施するなどにより、洪水が生じた場合にも工場棟への浸水を防止し、有害物質等が流出しないようにすることから、周辺への影響は小さいと考えられる。
(11) 植物	工事中 ・ 供用時	・事業予定地及びその周辺は、人間活動の影響を強く受けた地域であり、本事業は設備更新による施設再稼働のため、本事業による変化はないものと考えられる。
(12) 動物		
(13) 生態系		
(14) 景観	工事中 ・ 供用時	・設備更新による施設再稼働のため、本事業による変化はないものと考えられる。
(15) 人と自然との触れ合いの活動の場		
(16) 文化財		
(19) 風害		
(20) 日照阻害		
(21) 電波障害		
(22) 地域分断		